

第 5 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和3年3月11日(木) 午前10時00分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直し
を求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める
陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充
実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(資料1-1、1-2、1-3)

3 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和3年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料2)
 - ② ICTを活用した教育活動の推進について (資料3)
 - ③ 第三次練馬区立中学校選択制度検証委員会の答申について (資料4-1、4-2)
 - ④ 令和3年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について (資料5)
 - ⑤ スクール・ロイヤル制度の導入について (資料6)
 - ⑥ 令和2年度練馬区小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会について (資料7)
 - ⑦ 区立小中学校における不登校等の状況について (資料8)
 - ⑧ 令和3年度図書館特別館内整理日について (資料9)
 - ⑨ 「練馬こども園」の認定について (資料10)
 - ⑩ 児童相談体制の充実・強化について (資料11)
 - ⑪ 障害児保育の充実について (資料12)
 - ⑫ 私立認可保育所「にじいろ保育園大泉学園南」土地および建物の寄付受領について(資料13)
 - ⑬ その他

令和3年3月9日
教育振興部教育施策課
教育振興部学校施設課

旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校の設置に向けた 検討状況等について

旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校については、令和2年度に旭丘小学校・旭丘中学校の改築に向けた基本設計に着手したところである。開校に向けては、定期的に地域説明会を開催するとともに、昨年度には保護者・地域の代表、学校関係者で構成された小中一貫教育校推進委員会を設置し、検討を進めている。

このたび、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、例年実施している地域説明会の開催に代えて、練馬区公式ホームページに現在の検討状況等についての資料を掲載するなど、保護者や地域に周知を行った。

については、寄せられた主な意見等と区の考え方について、下記のとおり報告する。

記

1 周知方法等

- (1) 周知方法
- 旭丘小学校、旭丘中学校、小竹小学校を通じて児童・生徒の保護者へ通知
 - 近隣幼稚園・保育所を通じて乳幼児の保護者へ通知
 - 地区内の自治会回覧板により回覧 等
- (2) 掲載資料
- 別紙「旭丘・小竹地域における小中一貫教育校について 令和3年1月」
のとおり
- <主な内容>
- 練馬区の小中一貫教育の取組
 - 新校舎の配置計画等
 - 新校における教育活動等の検討イメージ

2 寄せられた主な意見等に対する区の考え方

別紙のとおり

※ 令和3年1月18日（月）から令和3年2月3日（水）までに受け付けたもの。

3 その他

令和3年度から実施設計に着手する。なお、令和3年度上半期に基本設計についての保護者および地域説明会の開催を予定している。

旭丘・小竹地域における 小中一貫教育校について

令和3年1月

練馬区教育委員会事務局
教育振興部 教育施策課・学校施設課

目次

1 練馬区の小中一貫教育の取組

- 小中連携グループと施設一体型小中一貫教育校・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 新校の開校に向けたこれまでの検討経過

- これまでの検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 新校の開校に向けた準備等について

- 新校の改築スケジュール（想定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 新校の教育活動の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 旭丘・小竹地域における小中連携の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4 新校の開校に向けた検討状況等（施設面）

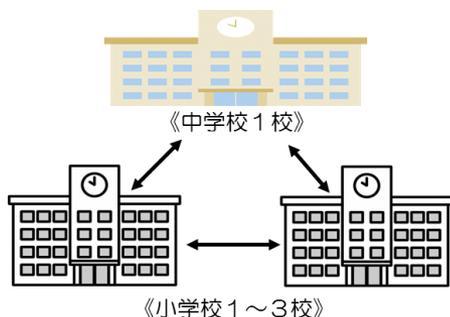
- これまでの推進委員会や地域説明会等の主な意見・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 新校の施設配置イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

5 新校の開校に向けた検討状況等（教育活動）

- 9年間を見越した教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- その他・・ 11

1 練馬区の小中一貫教育の取組

【小中連携グループ】



全校で実施

- ・ 学校ごとに校長・副校長
- ・ 修業年限は小学校 6 年、中学校 3 年

【施設一体型】



大泉桜学園（平成23年 4 月開校）

- ・ 校長 1 名、副校長 3 名
- ・ 修業年限 9 年（前期 6 年、後期 3 年）

小中一貫教育の効果

- 9 年間（1 年生～9 年生）を見越した教育課程による学習指導および生活指導の充実
- 幅広い異年齢集団による豊かな人間性・社会性の育成
- 小学校から中学校への円滑な移行による安定した学校生活

施設一体型では「教員間の連携強化による指導の充実」「異学年交流の活性化」「同一施設内での小学校から中学校への円滑な移行」等が可能となり、より高い教育効果が期待できる。



練馬区で 2 校目となる施設一体型小中一貫教育校を旭丘・小竹地域に開校

2 新校の開校に向けたこれまでの検討経過

令和元年度

[10月] 小中一貫教育校推進委員会（※）を設置（計4回開催）

※ 保護者や地域の代表および学校長等で構成。以下「推進委員会」という。

[12月] 地域説明会（保護者および学区内の地域の方を対象）の開催

元年度の主な内容：施設一体型小中一貫教育校における体制、新校の施設整備について など

令和2年度

[7月] 推進委員会の開催（計3回予定）

主な内容：新校の改築の基本的な考え方、今後の教育活動の検討について など

[1月] 本資料において、現在の検討状況等（施設面・教育活動）を報告

引き続き、地域や学校からのご意見を伺いながら、新校の開校に向けた準備を実施

【区ホームページへの掲載】

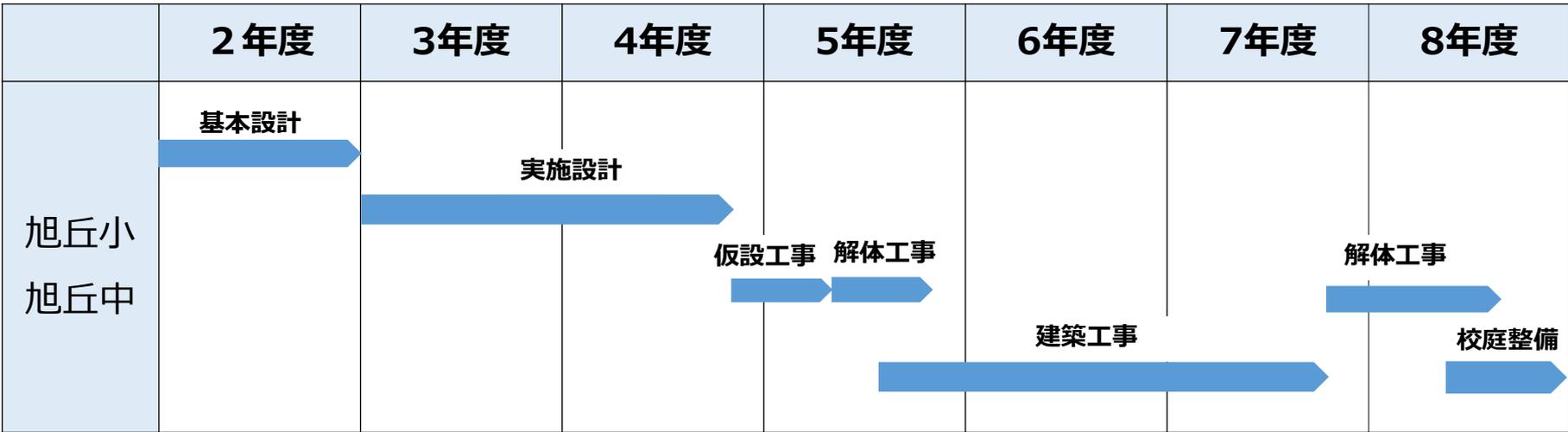
これまでの推進委員会および地域説明会の主な内容等については、下記に掲載しています。

練馬区ホームページ > 子育て・教育 > 教育 > 学校教育・施設 > 小中一貫教育の推進 >

施設一体型小中一貫教育校 > 現在進めている取組（旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校）

3 新校の開校に向けた準備等について

新校の改築スケジュール（想定）



※ 上記スケジュールは、検討段階のものであり、今後変更となる場合があります。
開校年度見込については、設計等の状況に応じて改めてお示しします。

新校の教育活動の検討について

【開校までに検討が必要な事項等】

- 教育内容（教育目標、教育課程、教育活動等に関すること）
- 学校経営（校務分掌、学校生活、学校行事等に関すること）
- その他（標準服、校章・校歌等に関すること）

☞ 旭丘・小竹地域の保護者や地域・学校関係者とともに、開校に向けて順次、検討を開始

3 新校の開校に向けた準備等について

《参考：旭丘・小竹地域における小中連携の取組》

様々な交流活動

- 中学校生徒会による中学校説明会、小学生の中学校部活動体験
- 中学生による職場体験
(両小学校へリトルティーチャーとして学習支援など)
- 小学校運動会での中学生ボランティア
- 小・中学校の特別支援学級で合同調理や合同校外学習
- 小学校同士の交流、移動教室合同実施

一貫性のある指導

- 3校の教員による授業改善などの合同研究会を実施
- 中学校教員の両小学校への乗り入れ授業
- 生活指導上の決まりや指導方法等の情報交換
- 小・中学校の授業や行事の相互参観による児童生徒理解

大学との連携

- 小学校の作品展で大学生の作品を展示
- 小・中学校の文化発表会の準備を大学生が指導
- 中学校の放課後勉強会に学生ボランティアが参加

交流スペースの
設置等による
異学年交流の
更なる活性化

教員の連携強化に
よる教育活動の充実

継続・発展

区にこだわりの取組を踏まえ、
旭丘・小竹地域の特性を活かした
魅力ある学校づくりを検討しよう

4 新校の開校に向けた検討状況等（施設面）

現状の施設配置



これまでの推進委員会や地域説明会等の主な意見

《9年間を見通した教育活動》

様々な学年の組み合わせによる学校行事や交流活動の実施が可能となるような施設

《特別支援学級との交流》

通常学級の子どもたちと共に学び、交流できるよう配慮

《安全面への配慮》

小学生と中学生の体格差等を考慮

《防災機能の確保》

災害時の地域における避難拠点としての役割

《施設の複合化》

学校敷地内における子どもたちの放課後の居場所確保

地域や学校からいただいたご意見等を踏まえ、現在、設計を実施

4 新校の開校に向けた検討状況等（施設面）

新校の施設配置イメージ



建 物	配置の基本的な考え方
校 舎	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9年間を見通した教育活動を可能とするため、北側敷地の校舎棟に全学年の普通教室を配置 ○ 特別支援学級は、普通学級との円滑な交流が可能となるよう、同じ校舎内に配置 ○ 北側と南側の建物をつなぐ渡り廊下の設置により、公道に出ることなく両敷地間の安全な移動を確保
校 庭 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の安全性に配慮し、校庭および体育館を南北の敷地にそれぞれ分けて配置 ○ 災害時の避難拠点としての役割を考慮し、両体育館を建物の1階に配置
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校舎棟内にねりっこクラブを設置 ○ 街かどケアカフェ、地域包括支援センターおよび児童館は、アクセスの良い北側敷地の西側に配置

※ 上記の施設配置は、検討段階のものであり、今後変更となる場合があります。

5 新校の開校に向けた検討状況等（教育活動）

保護者や地域・学校関係者とともに、開校に向けて、順次、新校の教育活動について検討を開始

9年間を見越した教育活動

《発達段階に応じた教育活動》

- 施設一体型の利点を活かして、発達段階に応じた柔軟な教育活動が可能

〈参考：施設一体型小中一貫教育校（大泉桜学園）での事例〉

◆ 小学校の卒業式、中学校の入学式を開催

- 中学校の入学式は小学1年生の入学式と合同で実施

◆ クラブ活動等における6年生の意識醸成

- クラブ活動や移動教室・他校との連合行事等の様々な機会を捉え、6年生がリーダーシップを發揮できるような機会を創出

※ 大泉桜学園では運動会や委員会活動は中学校と合同



《1年生と7年生の合同入学式》

クラブ活動：小学4～6年生を対象に、特別活動として授業時間の中で実施する活動

5 新校の開校に向けた検討状況等（教育活動）

〈参考：施設一体型小中一貫教育校（大泉桜学園）での事例〉

◆ 学習指導

- 5年生からの50分授業や一部教科担任制を行っているが、各学年の学習指導要領に基づき、学年を先取りした授業や指導は実施していない
- ※ 小中一貫教育校でも、中学校選択制度により他の小学校からの新入生の受け入れや在校生の他の中学校への入学希望は可能

◆ 5年生からの部活動参加

- 5年生から、希望者については中学校の部活動に部分的に参加
(例年、5年生は2～3割、6年生は6割程度が参加)
- 小学生と中学生の体格や体力差、またルールなどの違いを踏まえ、練習メニューや参加時間を分けて参加

5 新校の開校に向けた検討状況等（教育活動）

《幅広い異学年集団による活動》

- 様々な学年の組み合わせによる学校行事や交流活動の実施が可能

〈参考：施設一体型小中一貫教育校（大泉桜学園）での事例〉

◆ 1～9年生の合同行事



《運動会》



《桜祭（音楽会）》



《学習発表会（作品展覧会）》



《9年生を送る会》

5 新校の開校に向けた検討状況等（教育活動）

〈参考：施設一体型小中一貫教育校（大泉桜学園）での事例〉

◆ 異学年集団の行事



縦割り遠足



飯ごう炊さん



一斉下校訓練



開校記念集会



防災リーダー



交流給食

5 新校の開校に向けた検討状況等（教育活動）

その他

《地域の特性を活かした学校づくり》

◆ 3つの大学が近隣立地



◆ 地域のお祭りなど

<江古田音楽祭>

江古田にゆかりのあるプロやアマチュア、学生など様々な演奏家が江古田各所でコンサート等を開催

<桜台地区祭>

納涼屋台の出店や相撲大会を実施

《標準服》

○ 今後、保護者や地域等からご意見を伺いながら導入の有無・運用等あり方について検討

<参考：施設一体型小中一貫教育校（大泉桜学園）での事例>

保護者、教員等で検討し、段階的に導入

- 1～4年生までは任意
- 5年生からは着用を推奨
- ※ 5・6年生は8割以上が標準服を着用、入学式等の式典時にはほぼ全員が着用



1～4年生



5～9年生

「旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校について 令和3年1月」
に寄せられた主な意見等に対する区の考え方

I 小中一貫教育等について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
1	○小中一貫教育の目的はどのようなものか。	○区では、全ての小・中学校で、中学校区を基盤として「学力・体力の向上」「豊かな人間性・社会性の育成」「安定した学校生活」を柱に様々な連携活動を実施するなど、小中一貫教育の取組を推進しています。 ○旭丘・小竹地域においても、平成23年度から小中一貫教育に取り組んでおり、3校の児童・生徒の交流、教員の合同研究会の開催など、9年間を見通した継続的な連携・指導を行っています。
2	○施設一体型での小中一貫教育による「より高い教育効果」とは何か。	○また、施設一体型については、同一施設内である利点をいかし、「教員間の連携強化」「異学年交流の活性化」「同一施設内での円滑な移行」等により、教育効果が高まることが期待できます。 ○新学習指導要領においても初等中等教育の一貫した学びの充実が求められており、引き続き、保護者や地域等のご意見を伺いながら旭丘・小竹地域の特性を活かした魅力ある学校づくりを進めていきます。
3	○小中一貫教育校になると異学年交流は活性化するのか。	○各小学校においては、小学1～6年生が同じ班でレクリエーション等を行う縦割り班活動などの取組、また、小学校と中学校間においては、中学校生徒会による中学校説明会や小学生の中学校部活動体験など様々な異学年交流を行っています。 ○旭丘・小竹地域においても、中学生がリトルティーチャーとして両小学校で学習支援を行うなどの取組を、これまでも行ってきました。
4	○異学年集団の行事は、年齢差に配慮して実施する必要があるのではないか。	○今後、新校開校までの準備についても、3校の連携充実に向けて、引き続き、保護者や地域等のご意見を伺いながら取組を進めていきます。 ○異学年交流のあり方等については、児童・生徒の発達段階を踏まえた適切な実施形態を確保していきます。

II 教育活動・学校運営等について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
5	○旭丘・小竹地域の特色を活かした、時代にあった魅力ある学校を期待する。	○新たな小中一貫教育校は、区としては初めての改築を伴う施設一体型の一貫校となります。改築により開校までに今後概ね6～7年程度の期間を要することが見込まれていますが、この準備期間の中で新校の教育内容や行事等について検討していきます。 ○他自治体の事例等も参考にしつつ、これまで3校が取り組んできた3大学の学生による合唱指導やオペラ鑑賞会、留学生との交流といった大学連携等の活動をさらに充実させるなど、引き続き、保護者や地域等のご意見を伺いながら旭丘・小竹地域の特性を活かした魅力ある学校づくりを進めていきます。
6	○学校行事は児童・生徒の選択性や自主的な企画運営ができるとうい。	
7	○学校行事だけでなく、授業やクラブ活動、交流活動等においても、大学や地域の施設等と連携してほしい。	
8	○他自治体の先進的なカリキュラムも参考にしてほしい。	
9	○開校に向けた検討については、子どもの意見も聞いてほしい。	
10	○5年生からの50分授業は子どもが疲れるのではないか。遊びを楽しくやれる時期・遊ぶ時間をしっかり確保してほしい。	○5年生からの50分授業の効果として、習熟度に応じて個別に指導を受ける時間を確保できる、学んだことを活かして発展的な学習に取り組むことができるなどの点が見込まれます。 ○新校における50分授業のあり方については、休み時間の確保等も含め、保護者や地域等のご意見を伺いながら検討していきます。
11	○小学校は45分授業、中学校は50分授業だが、同じ校舎内だとチャイムの扱いはどうなるのか。	○小学校・中学校でチャイムの音色を変える、チャイムを鳴らさないことで時計を見て行動する習慣を促すなど、様々な対応が考えられます。 ○新校のチャイムについては、保護者や地域等のご意見や施設状況等を踏まえながら検討していきます。
12	○一部教科担任制は、先生の負担が減るのでよいと思う。	○現在、国の中央教育審議会においても、小学校高学年への教科担任制の導入が検討されています。新校においては、施設一体型のメリットを活かし、より効率的な指導体制を検討していきます。

13	○5年生からの部活動参加は、希望する子どももいるのでよいと思う。	○部活動に参加することで、自主性や年齢が異なる集団における実践的な態度が身につくなどの効果が見込まれます。 ○大泉桜学園では、小学校高学年の希望者については、中学生との体力や体格の違い等に配慮し、活動の内容や時間を工夫しながら部活動に参加しており、運動や文化に親しむ態度の醸成につながっています。 ○新校における部活動については、保護者や地域等のご意見を伺いながら検討していきます。
14	○部活動については、外部指導者も配置してほしい。	○専門性の高い外部指導員を配置することにより、活動時の安全や生徒の技能面が向上することが考えられます。単独で指導や引率ができる部活動指導員の配置についても、併せて検討していきます。
15	○小学校から中学校へと学校が変わることで、自らの成長を実感できるのではないか。	○合同行事のほかに、クラブ活動や移動教室等の様々な機会をとらえて6年生がリーダーシップを発揮できる場を創出するなど、学年の枠にとらわれない弾力的な教育活動と小学校・中学校の区切りを意識したメリハリのある教育活動の両立ができる取組を進めていきます。
16	○小学校と中学校の入学式を合同で行うと、時間が長くなるのではないか。	○新校における式典のあり方については、保護者や地域等のご意見を伺いながら検討していきます。 ○大泉桜学園の入学式では、新小学1年生に配慮し、お祝いの言葉等の全体のタイムテーブルを短縮するなどの工夫をしており、他校と比べても時間が長いということはありません。

17	○家庭環境の異なる子どもたちが機会平等に、日常的に気軽に学べる ICT 環境を整備して行ってほしい。	○区では、令和3年2月末までに児童・生徒1人1台のタブレットパソコンを導入しました。使用場所を選ばないLTE回線を採用することで、全ての家庭で負担をかけずに利用できるようになっていきます。 ○小中一貫教育においては、児童・生徒や教職員間の様々な交流等が考えられますが、ICT機器やオンライン会議サービス等を効果的に活用することで、物理的な距離や時間の負担が軽減されるとともに、児童・生徒の主体的な学びや、理解力、表現力の向上等を図ることができると考えています。新校においても、通常授業だけでなく、学校間交流や乗り入れ授業(※)等の様々な場面において、効果的なICT活用を検討していきます。
18	○新校の教育内容や旭丘と小竹の連携において、ICT活用の方針を検討してほしい。	
19	○リモートの会議や授業などを活用し、小中一貫教育のプログラムを進めてほしい。	(※) 乗り入れ授業 中学校教員が小学校で児童向けに行う授業、 または小学校教員が中学校で生徒向けに行う授業
20	○幼児教育との連携も検討してほしい。	○旭丘・小竹地域では、保育士と教員が懇談会で意見交換を行ったり、子どもたちが保育所や小学校で過ごす様子を互いに見学するなど、幼保小の連携に取り組んでいます。新校においても、これまでの取組をより充実させるなど、活発な連携を進めていきます。
21	○新校の教職員の配置はどうなるのか。	○区では、施設一体型の小中一貫教育校であっても、小学校・中学校それぞれの教職員の配置人数は変わりませんが、管理職については、校長1名・副校長3名の体制となります。 ○施設一体型の利点を活かし、小・中学校の職員室を一体化することで連携強化や移動の負担の軽減等を図るなど、校務の効率化に取り組んでいきます。

22	○標準服(制服)は、丈夫で着心地がよく子どもが着たいと思うものがよい。ジェンダーレスの観点から男女ともスラックス等を選択できるとよい。	○新校の標準服(制服)については、小中一貫教育校推進委員会を中心に、保護者や地域等のご意見を伺いながら、導入の有無等を検討していきます。今後の検討状況を踏まえ、就学援助や標準服(制服)のあり方についても検討していきます。 ○大泉桜学園では、開校当初は希望者のみ標準服(制服)を着用という形から始め、当時の保護者や地域のご意見を伺う中で、段階的に導入が進み、現在では完全導入となっています。中学生(第7～第9学年)は、標準服(制服)を着用することにより、所属感や学校生活への意欲が高まっています。
23	○標準服(制服)か私服かは、児童・生徒が選択できるとよい。着用は7年生からにしてほしい。	
24	○今の在校生が購入しなくてもいいように、段階的に導入してほしい。購入にあたって就学援助が利用できることなどの周知を検討してほしい。	
25	○新学校名は「旭丘」で、校歌や校章も既存のままではよいのではないか。	○新校の校名・校歌等については、児童・生徒や保護者、教職員、地域のご意見を伺いながら検討していきます。
26	○工事期間中に校庭や体育館等の施設利用に制限があるのであれば、指定校以外への転校(区外も含む)を簡単に認めるべきと考えるが、配慮してもらえるのか。	○校庭については、工事期間中、全面使用はできませんが、工事工程ごとにできるだけ屋外運動スペースを確保できるよう検討していきます。 ○体育館は、工事期間中においても小学校・中学校いずれの体育館も使用できるように計画します。 ○指定校の変更については、申請理由が区の定める承認基準に合致しており、かつ、希望校に学区外から受け入れる人数の余裕があることが必要です。申請理由や希望を丁寧にお伺いし、個別に審査していきます。なお、区外への区域外就学については、他自治体での審査となりますので、希望する自治体にご相談ください。

Ⅲ 設計・学校改築等について

No.	主な意見	意見に対する区の考え
27	○基本設計と実施設計について、それぞれの期間に、何を、いつのタイミングで、どのように意思決定されるのか。	○令和2年度に基本設計を行い、計画どおり、令和3年度から実施設計を開始します。現時点で、スケジュールや規模等の変更はありません。 ○基本設計では、児童・生徒数や既存の建物配置等を踏まえながら、新校舎の建物配置、平面・立面計画、建替計画等の検討を行います。実施設計では、基本設計に基づき、建物の詳細にわたる図面を作成し、工事発注のための積算を実施します。
28	○新型コロナウイルスの影響で、スケジュール変更や予算縮小、出生数減少による計画変更等はないか。	○来年度以降も、説明会や小中一貫教育校推進委員会を定期的を開催し、保護者や地域からいただいたご意見を踏まえながら、教育委員会として段階に合わせて決定していきます。
29	○第一体育館の影で、校舎棟の日当たりが悪くなるのではないか。第二校庭についても、凍結等のデメリットが想定される。	○授業や部活動等における児童・生徒の安全性に配慮し、南側敷地に第一校庭、北側敷地に第二校庭を分けて配置しています。 ○第二校庭については、建物の形状や校庭の舗装など様々な工法を比較検討し、良好な教育環境となるように設計を進めていきます。
30	○小学生は第二校庭を、中学生は第一校庭を、体育や休み時間、部活等で使うという認識なのか。第一校庭は校舎棟から遠く、休み時間や遊びに行く頻度が減るのではないか。	○基本的には、第一校庭は主に中学生、第二校庭は主に小学生の利用を想定していますが、活動内容等に応じて柔軟に対応していきます。 ○小学校・中学校ともに教室は北側敷地の校舎棟への配置を予定していますが、渡り廊下を活用するなど、第一校庭へのアクセスを工夫していきます。 ○休み時間の遊び場を含む各校庭の利用については、児童・生徒の安全や利便性、授業時間等を十分に協議しながら、引き続き検討していきます。
31	○第一校庭の一部は都市計画道路予定地の指定があると思うが、加味した上での配置か。事業決定までは校庭として使えるのか。	○都市計画道路予定地の指定がありますが、予定地が校庭の南端に位置するようにすることで、工事が行われるような場合でも大きな影響がない計画にしています。なお、事業決定までは配置イメージのどおり校庭として利用します。

32	○プールが校舎棟と離れているが、教室で着替えて渡り廊下を歩くのか。	○教室で着替えて移動する必要がないよう、プール横に更衣室を設置する予定です。
33	○体育館や教室等には冷房を設置してほしい。	○体育館や教室等には、空調設備を設置する計画です。 ○教室については、地域の児童・生徒数の今後の推計等を踏まえ、小学校・中学校ともに各学年2クラスを想定して設計を進めています。 ○校庭の日よけについては、今後の設計の中で検討していきます。
34	○1 学年何クラスを想定して設計されているのか。	
35	○校庭は日よけとなる建物等はあるか。	
36	○渡り廊下を設置予定とあるが、エレベーターを設置するなど、上階への昇降が難しい児童・生徒に対するケアはあるか。	○練馬区福祉のまちづくり推進条例を踏まえ、誰でもトイレの設置等のバリアフリー化を計画しています。その中で、北側敷地の校舎棟、南側敷地の体育館棟ともにエレベーターを設置するなど、渡り廊下を円滑に通行できるように検討しています。
37	○建物内の詳細など、新校舎の設計図を示してほしい。	○詳細は基本設計終了後、説明会の開催等により保護者や地域の皆様にお知らせしていきます。
38	○2 校ともに防災拠点として施設機能を強化してほしい。今回のような感染症併発に備えて、パーティション等も充実してほしい。	○現在、旭丘中学校の体育館は2階にありますが、新校では第一・第二体育館ともに1階に設置し、防災備蓄倉庫を各体育館付近に設置するなど、避難拠点としての利便性がより高くなるよう整備します。 ○区では、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、マスク、フェイスシールド、消毒液、非接触型体温計、間仕切り等の感染症対策物資を、新たに各避難拠点の備蓄品に追加しています。
39	○現在、旭丘小学校のプールの横にある大きな桜の木は伐採予定か。	○既存樹木を活用した緑化計画を検討していますが、建物や植栽を含めた全体の配置を考慮し、実施設計において詳細を検討していきます。
40	○現在、旭丘小学校のプールと畑がある区域は、どのように活用する予定か。	○具体的な活用方法については、今後の設計の中で検討していきます。

41	○学校生活への影響が少なくなるよう、工事期間をできるだけ短くしてほしい。	○児童・生徒の教育や生活環境への影響が少ない建替え方法を検討するとともに、工事期間中の児童・生徒の安全性を確保しながら、工期の短縮を図っていきます。
42	○工事期間中、小・中学校どちらかの校庭・体育館は使えるようにしてほしい。使えない場合は、近隣の学校から借りるなど、柔軟な対応をお願いしたい。	○校庭については、工事期間中、全面使用はできませんが、工事工程ごとにできるだけ屋外運動スペースを確保できるよう検討していきます。 ○体育館については、工事期間中においても小・中いずれの体育館も使用できるように計画します。 ○部活動については、校内の運動スペースの確保を検討しながら、校外施設の活用についても検討していきます。
43	○中学生の部活動や小学生のクラブ活動が継続できるように配慮してほしい。	
44	○小・中学校の教育活動を踏まえ、学校施設と複合施設の同線を分けるなど、プライバシーに配慮した対応をしてほしい。	○複合化する区立施設は、地域全体からのアクセス等の利便性を考慮し、北側敷地の1階に配置し、北側または西側の道路からアクセスできる計画としています。 ○改築にあたっては、学校施設と複合施設の入口を別々に設け、動線を工夫するなど、児童・生徒の安全や教育活動等への影響に最大限配慮しながら検討を進めていきます。
45	○学校施設とねりっこクラブがある複合施設は、建物を分けてほしい。学校と学童が渡り廊下等で離れていれば、長期休暇中も「毎日学校に行く」という気持ちが軽減されるのではないか。	○ねりっこクラブについては、利用する児童の利便性等を考慮し、複合施設内の児童館と近接した場所への配置を計画しています。
46	○ねりっこクラブは工事のどの段階で完成し、利用できるようになるのか。	○新校舎内には、学童クラブ室、ひろば室を整備し、整備完了後、年度切り替えのタイミングを目途に、ねりっこクラブを実施する予定としています。 ○現在、旭丘小学校に通学する児童が利用する学童クラブとしては、栄町児童館学童クラブを主にご案内しています。新校舎完成までは、引き続き児童館学童クラブをご利用ください。
47	○工事期間の学童保育はどんな形態になるのか。現状の体制を含めて教えてほしい。	

48	○小竹小学校は、災害時の重要な避難拠点でもある。早期に改築に着手してほしい。また、学童・ねりっこクラブを設置してほしい。	○学校施設の改築については、建築年数や児童・生徒数の動向等を総合的に考慮しながら、改築校の選定を行っています。改築までの間は、引き続き、施設の状態をしっかりと把握し、必要な改修等の対応を随時行い、児童の安全かつ適切な学校運営を確保していきます。 ○小竹小学校については、今後の児童数の動向を見定めつつ、引き続き、保護者や地域のご意見を伺いながら検討していきます。 ○ねりっこクラブについては、区では現在、全ての小学校での実施を目指しています。小竹小学校についても、今後の児童数の動向等を見定めながら、検討していきます。
49	○複合施設、体育館やプール等の地域住民への貸出しを検討してほしい。	○複合施設は、各施設の対象者のみの利用を想定しています。学校施設の貸出しについては、現状の地域利用の状況等を踏まえて検討していきます。
50	○今回の施設に保育園を併設してほしい。なぜ今のところ計画に入っていないのか、理由を伺いたい。	○区では、保育所待機児童解消に向け、民間認可保育所の新設等により、大幅な入所定員の増を図っています。当地域においても、複合施設の完成を待つことなく、入所定員が十分確保される見込みです。
51	○地域行事や、子どもたちの通学距離等を考えると、小竹小学校を残してほしい。	○小竹小学校については、今後の児童数の動向等を見定めながら、検討していきます。 ○個別の説明会等については、保護者や地域からのご要望に応じて対応していきます。
52	○小竹小学校の改築や学童に関する意見は、一貫教育とは別に議論してほしい。	

IV その他

No.	主な意見	意見に対する区の考え
53	○これまでも説明会があったが、定期的に進捗状況を確認したい。区ホームページ等で確認することはできるか。	○これまでは、定期的に説明会を開催するとともに、いただいた主なご意見や区の考え方を区ホームページに掲載してきました。 ○令和元年度からは、小中一貫教育校推進委員会の開催概要についても随時、掲載しています。掲載場所は下記のとおりです。 なお、令和2年度はこれまでに2回開催しています。
54	○今後のスケジュールや、その間の学校生活等について、定期的に情報提供をしてほしい。	練馬区ホームページ > 子育て・教育 > 教育 > 学校教育・施設 > 小中一貫教育の推進 > 施設一体型小中一貫教育校 >
55	○小中一貫教育校推進委員会の内容について、詳細を掲載してほしい。令和2年度は何回開催したのか。	現在進めている取組（旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校） > 小中一貫教育校推進委員会 ※ 次回から、紙媒体のお知らせ等にQRコードを併せて掲載します。
56	○紙のお知らせにQRコードを掲載するなど、ホームページの該当箇所に簡単にアクセスできるようにしてほしい。	○今後は、これまで以上に検討状況をお伝えしていく必要があると考えています。保護者や地域の皆様方にご相談、ご協力をいただきながら、しっかりと情報提供に努めていきます。

令和3年第一回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

少人数学級について1

【質問】

小中学校の学級編制について、来年度から令和7年までの5年をかけて、小学校全学年で35人学級を実現するための法案が審議される予定である。35人学級をどのように評価しているのか、所見を伺う。

学校によっては、教室の確保が難しくなるのではないかと危惧する。どのような対応を考えているのか、所見を伺う。

令和4年度から毎年1学年ずつ35人編制を行う学年が増えていくことを考えると、教員の増員が必要になる。国や都にどのように働きかけを行っていくのか、所見を伺う。

【答弁】

小学2年生から6年生までの学級編制基準を、来年度から5年間で、段階的に35人とする方針を閣議決定した。国は、35人学級のねらいとして、1人1人に寄り添ったきめ細かな指導や、学習活動・機会の充実をあげている。

本年4月に実施される小学2年生の35人学級は、区では既に対応済みであるが、4年度以降の対象学年の順次拡大に向け、普通教室の確保が大きな課題である。タブレットパソコンの児童生徒1人1台の導入を踏まえて、パソコン教室の転用を行うなど、教室の利用方法の見直し等により、普通教室を確保していく考えである。

35人学級の実施に伴い、文部科学省は5年間で、全国で約13,500人の教員定数増が必要であると試算している。今後、国において必要な措置が取られていくものと考えている。区としては、教員配置を行う東京都に対して、着実に教員を確保するよう働きかけるとともに、研修の充実等を通じて、教員の質の確保に取り組んでいく。

少人数学級について2

【質問】

少人数学級について、区の考えや導入による効果について、所見を伺う。

区においては、教員の質の確保が重要であり、区教育委員会が実施している新人・若手教員への初任者研修の充実を要望する。また、初任者を受け入れた際には学校全体でフォロー体制を強化していくことが重要だと考える。合わせて区の所見を伺う。

35人学級の実施に伴い、学級数が増加することで必要な教室等の整備の課題が生じてくる。校舎の増改築も含めた財政措置を東京都や国に強く働きかけ教室確保に努めるべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

小学2年生から6年生までの学級編制基準を、来年度から5年間で、段階的に35人とする方針を閣議決定した。国は、35人学級のねらいとして、1人1人に寄り添ったきめ細かな指導や、学習活動・機会の充実をあげている。教育委員会としても、国が示したねらいに則して、今後適切に検討を進めていく。

35人学級の検討を進めるにあたり、教員の質の確保は重要な課題である。教育委員会ではこれまで、学習指導や生活指導などの基礎的な指導力を高める研修を行い、若手教員の育成を図ってきた。今後、研修内容等の一層の充実を図ることにより、教員の指導力向上につなげていく。あわせて、現在行っている校長や指導教員などによる、助言・指導など、各学校においても組織的に育成を進めていく。

本年4月に実施される小学2年生の35人学級は区では既に対応済みであるが、4年度以

降の対象学年の順次拡大に向け、普通教室の確保が大きな課題である。タブレットパソコンの児童生徒1人1台の導入を踏まえてパソコン教室の転用を行うなど、教室の利用方法の見直し等により、普通教室を確保していく考えである。必要な財政措置については、様々な機会をとらえて国や都に要望していく。

いじめ・不登校について

【質問】

練馬区のいじめ件数の推移とそれに対する区の対応について、所見を伺う。

いじめを真に解決していく為には、子供たちに人の心の痛みを実感させる事や、いじめは絶対に許されない事であるという人権感覚を育てていく事が何よりも大切であると考え、所見を伺う。

コロナ不安なども重なり、不登校児童生徒が増加していると聞く。今後の支援に向けては、多様化する不登校の要因や背景など子供たちの状況を十分に把握し、分析することも必要だと思う。令和3年度、区が予定している実態調査の目的や方法について伺う。

不登校により子供たち1人1人の夢や希望が閉ざされる事のないよう、熱意を持って取り組みを進め、練馬の未来を担う子供たちを育てて頂く事を大いに期待するが、所見を伺う。

【答弁】

教育委員会では、いじめの早期発見、早期対応に重点を置き、各学校から軽微ないじめについても報告を求めている。令和元年度は、小学校で541件、中学校で352件となっており、5年前と比較し、小学校で3.2倍、中学校は1.4倍となっている。また、「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」という基本姿勢を示し、学校、保護者、地域と連携を図り、いじめ防止に向けた取組を進めている。具体的には、校長や学識経験者、臨床心理士、PTA等で構成する「いじめ等対応支援チーム」を設置し、いじめの実態把握・分析を行うとともに、SNSによるいじめを防止するためのルールづくりや、教員向け研修資料の作成などの取組を進めている。また、各学校では、児童会や生徒会を主体とした取組や、保護者や地域と連携した取組も行っている。

いじめ問題の解決においては、子供たち自身がいじめを自分たちの問題と捉えて主体的に考え、行動できるようにすることが重要である。各学校では、具体的ないじめの事例を取り上げ、自分事として考え討論する学習や、互いの良さや違いを認め尊重し合うことの大切さを理解させる指導を行っている。引き続き、児童生徒への指導充実を図り、いじめの防止や早期解決に努めていく。

不登校は、学習の遅れや人間関係、家庭環境など様々な要因が絡み合っ起こることから、実態の把握が必要だと考えている。不登校対策をより実効のあるものとするため、令和3年度からの2か年で実態調査を行うこととした。

3年度は、中学校在籍時に不登校であった15歳から20歳の方を対象に、当時の状況や必要であった支援等についてアンケート調査を実施する予定である。4年度には、3年度の調査結果に基づきヒアリングなどを行い、多角的に分析する考えである。

実態調査の結果を基に必要な対策に結び付け、次代を担う子供たちが夢や目標を持ち、自らの未来を力強く切り拓き、健やかに成長していける環境作りを進めていく。

デジタル教科書の普及について

【質問】

区におけるデジタル教科書導入に関しての科目や方向性を伺う。また、紙の教科書・教材の良さも見極めて、どのように併用するのか、併せて、区の所見を伺う。

今後の区のICT支援員の体制強化や具体的な支援方法について、所見を伺う。

学校現場におけるICT環境の整備進展に伴い、多様な学びを実践する場として各教室の大型掲示装置と生徒のタブレット活用の組み合わせで、授業の在り方が大きく変わっていく

ことが考えられる。調べ学習なども図書資料との併用活用により、自分だけのデジタルノートを作成することで、子供たちの調べ方にも変化を与えるのではないかと考える。タブレットと大型掲示板の活用で、学校図書の調べ学習や読み聞かせボランティアの推進活動など有効活用が考えられるのではないかと。それぞれ、区の所見を伺う。

【答弁】

文部科学省は、デジタル教科書の学校現場での実証事業を令和3年度に行う。本区においても約半数程度の小中学校を抽出し、1校1教科の実証に参加する。紙の教科書には文章全体が捉えやすい等、様々な利点もあり、学習場面等に応じたデジタルと紙の教科書の効果的な併用や使い分け方法について研究していく必要がある。今回の実証事業を通し、各教科におけるデジタル教科書の活用の成果と課題を検証していく。

全ての教員がICT機器を使って効果的な授業を行えるよう、教員への支援体制を強化することが重要である。学校を巡回して授業等の補助を行うICT支援員を、来年度は14名から28名に倍増する。また、モデル校での活用事例等を幅広く集めた(仮称)ICT実践事例集を作成し、授業づくりのノウハウ等を共有することで、教員のICT活用技術の向上を図る。

今月中に全児童生徒1人1台のタブレットパソコンの導入が完了する。授業においてはICT機器を組み合わせることで、児童生徒1人1人の考えがクラス全体で共有されたり、プレゼンテーション機能の活用による発表など、新しい形の授業が可能になる。また、調べ学習では、インターネットを活用したり、目的や内容によって図書資料を併用するなど、個に応じた学習の展開も期待できる。読書活動への有効活用を含め、今後も様々な場面において、教育ICTの利活用が図られるよう、取組を進めていく。

教育について1

【質問】

本年1月26日、国は「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」と銘打ち、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を答申として発表した。ICTの活用と新学習指導要領の着実な実施、学校における働き方改革などにより、「令和の日本型学校教育」の実現と定着が求められる。区では今後どのように学校教育を進展させていくのか、これまでの成果や課題、区の特徴なども踏まえ、方向性を伺う。

文部科学省は昨年10月20日、学校と保護者間の連絡のデジタル化を求める通知を全国の教育委員会に出した。平時に加え、有事の際に、急遽学級閉鎖や休校措置が取られたとしても学習の場が失われないようなオンライン授業やオンラインによる課題配布についても、早急な実現が求められる。これからの学校情報化施策について、見通しを伺う。

授業における教員のICT利活用を進めるうえで、どのような支援を行っていくか伺う。

主権者教育の根底には「当事者意識を持つこと」があり、児童生徒にとって何かしらの成果物が目に見えて現れるという達成感や、自身が納得感を得るといった観点からも、ルールメイキングの過程に参加すること、あるいは児童生徒の意見が取り入れられることは非常に重要である。区の見解や取組を伺う。

令和元年9月に、国は令和2年度からスクールロイヤーを全国に300人配置する方針を示した。区では来年度からスクールロイヤーを導入するが、どのように制度を効果的に活用するつもりか、方針を伺う。

現在、区は3人の部活動指導員を会計年度任用職員として採用しているとのことだが、中学校が33校ある練馬区にとっては多いとは言えない現状であり、計画的に拡充することが必要である。見落としがちな部活動時間についても、自己申告ではなく客観的に時間を管理できるシステムを構築、導入することで真の勤務実態を把握できるかと思う。今後、教員の負担軽減のため部活動において、どのような対策をとっていくのか、所見を伺う。

【答弁】

区ではこれまで、「練馬区教育・子育て大綱」に基づき、教育の質の向上、家庭や地域と連携した教育の推進、支援が必要な子供たちへの取組の充実に努めてきた。現在、「大

綱」の改定を進めており、これまでの取組に加えて、情報化や感染症対応、地域との協働など、新しい時代に即した施策を盛り込む考えである。1人1人に応じたきめ細かな教育と安全で快適な教育環境の整備を進め、「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」の実現を図っていく。

今月中に児童生徒1人1台のタブレットパソコンの導入が完了する。タブレットは授業で活用するほか、子供たちが家に持ち帰った際にオンラインで課題を配信するなど、家庭学習においても活用していく。また、家庭と学校との連絡手段への早期活用を目指し、まずは教職員や保護者向けのガイドラインを整備するとともに、更なる情報共有のデジタル化に向けた検討を進める。

学校を巡回して授業等の補助を行うICT支援員を、来年度は14名から28名に倍増する。また、モデル校での活用事例等を幅広く集めた（仮称）ICT実践事例集を作成し、授業づくりのノウハウ等を共有することで、教員のICT活用技術の向上を図る。

主権者教育は、学習指導要領に則り、社会科や道徳科などの授業を通して実施している。また、児童会・生徒会活動や学級活動などでは、子供たちが話し合いを通じて合意形成を図ったり、意思決定したりするなど、民主的な方法で物事を解決する手立てを体験的に学んでいる。引き続き、主権者としての当事者意識を育む取組を進めていく。

区内を4地区に分け、エリアごとに担当弁護士を決め、学校に係る諸問題について、迅速かつ適切に相談・助言ができる体制を整える。また、スクールロイヤーが講師となって、いじめ等の初期対応などに関する研修を教員向けに実施し、学校問題の円滑な解決に資する取組を実施していく。

区では、「教員の働き方改革」の1つとして令和2年3月に部活動のあり方に関するガイドラインを策定した。このガイドラインに則り、会計年度任用職員として採用した、引率もできる「部活動指導員」の活用を今後も計画的に進めていく。また、技能指導のみを行うことができる「外部指導員」の拡充も図っていく。なお、令和3年度に出退勤管理システムを導入し、教員の勤務実態を正確に把握することで、時間外勤務の軽減を図るなど、教員の働き方改革をさらに推進していく。

教育について2

【質問】

学校では、夏休みなどの短縮や行事の中止、補習などにより、予定通りのカリキュラムを消化するための工夫をしてきたと思われるが、必要なカリキュラムは消化できそうか。また、補習や家庭学習課題を課すことにより、年度内の教育カリキュラムを形式的に終わらせるケースはないか。取り残される児童生徒がいないように、しっかり注力していくべきと思うが、併せて区の所見を伺う。

長期休校を契機とした、直近の学習の影響だけではなく、長期に渡って調査を進めていく必要があるのではないかと。また、部活や行事が休止になった事に対する児童生徒の影響も合わせて調査を進めていくべきではないかと、併せて所見を伺う。

今後の感染拡大に備え、オンライン授業の導入が急がれているが、タブレット端末の配備の時期などハード面ばかりに議論が集中している印象がある。重要な事は、システムを使って、何をやるか、どのような学習効果があるのかという事ではないか。今年度末までには1人1台端末の配備が完了する見通しの中、デジタル教科書の使用も視野に入ってくるが、教科書のあり方は、教育の根幹に関わるものであり、丁寧に議論を進めていく必要がある。教育のデジタル化について、区の所見を伺う。

スクールセクハラについて現状と課題、今後の対策を伺う。

【答弁】

3か月におよぶ小中学校の臨時休業を受け、区では授業時数補填のため、土曜日授業の月2回実施や夏季休業の短縮等を実施した。また、年間指導計画の工夫や行事の削減等による授業時数の確保に取り組んできた。これらにより、各学校の教育課程は今年度中に学

習内容の指導を確実に終わることができる状況である。指導に当たっては、子供たちに過大な負担がかかる補習や家庭学習は行わず、1人1人の状況に応じて丁寧に進めている。

長期の休業や各教育活動の中止などによる児童生徒の学力や体力、精神面等への影響については、学力調査や体力調査、各学校へのヒアリング等を通じて把握に努め、必要に応じて対策を講じていく。

ICT機器を活用することで、児童生徒1人1人の考えがクラス全体に共有されたり、プレゼンテーション機能の活用による発表など、新しい形の授業が可能になる。また、インターネットを活用した調べ学習の充実なども図られる。区では、より効果的で質の高い指導を行うため、情報モラルの指導を十分行いつつ、ICT機器の積極的な活用を図っていく考えである。また、デジタル教科書については、文部科学省が令和3年度に実証事業を行う。本区でも約半数程度の小中学校を抽出し、1校1教科の実証に参加する。紙の教科書には文章全体が捉えやすいなどの様々な利点もあり、学習場面等に応じたデジタルと紙の教科書の効果的な併用や使い分け方法について研究していく必要がある。区では今回の実証事業を通し、各教科におけるデジタル教科書の活用の成果と課題を検証していく。

教職員によるセクシュアルハラスメントは、児童生徒への重大な人権侵害であり、断じて許されない行為である。現在、区立学校ではこうした行為の報告はないが、来年度より、毎年4月を区独自の学校サービス事故防止月間とし、その中でセクシュアルハラスメントを重点項目として、各学校での研修を実施する。児童生徒に対しても、不安や悩みがある場合には、信用できる大人や相談機関等に相談するよう引き続き指導するとともに、スクールカウンセラーの有効活用など、相談体制の充実を図っていく。

オリンピック・パラリンピックについて

【質問】

本年7月開催予定のオリ・パラについて、国の2回目となる緊急事態宣言発出も有り、開催が危ぶまれているが、オリンピック開催が「人類がコロナを克服した大会」となる事を心から願う。開催出来た暁には、練馬の子供たちの一生の素晴らしい思い出となるよう努力される事を切望する。

【答弁】

大会組織委員会は、児童生徒を始めとした子供達が競技を観戦できるように、「学校連携観戦プログラム」を作成し、取組を進めている。国、東京都、組織委員会と連携しながら、競技観戦に向けて準備を進めていく。

図書館の運営について

【質問】

図書館では現在も様々な感染防止策を実施しながら、開館していると思うが、今後は、ネットを介しての図書予約や自動貸出機の導入など、非接触サービスの充実を進めたり、来館しなくても利用出来る様に、電子書籍の貸し出しを始めるなど、区民の読書環境の整備を進めていくべきではないか。また、図書館機能の充実と地域における役割を検討するべきだと思うが、区の所見を伺う。

【答弁】

区立図書館では、従来の対面による図書等の貸出しに加え、インターネットによる予約や自動貸出機によるサービスなどを行っており、コロナ禍においてはこうしたサービスの利用が増加している。また、オンラインデータベースやデジタルアーカイブなど利用者の情報収集環境の整備にも既に取り組んでいる。

昨年10月に立ち上げた「仮称これからの図書館のあり方検討委員会」において、社会経済状況の変化や区民ニーズを踏まえた、新しい図書館のあり方について、現在検討を進めている。今後、地域の情報拠点としての図書館のあり方を示していく考えである。

少子化について

【質問】

新型コロナウイルス感染拡大という危機が長引いており、妊娠・出産を望む女性にとって、複数の面から強い逆風が吹いている。経済面で先行きの不安が大きいと、子供を産むことを躊躇しがちだと推察する。この傾向は区においても他人事でなく、大変重い課題である。区としてこの課題をどう捉えているのか、認識を伺う。

【答弁】

区の合計特殊出生率は、平成27年の1.24をピークに低下傾向にある。また、コロナ禍において令和2年1月から10月の妊娠届出件数は4,615件、前年同期比マイナス6.4%となった。今後の出生数等の推移を注視していく。

区は、これまでも、子ども・子育て施策を政策の柱の第一に位置付け、練馬こども園や練馬こどもカフェの創設など、区独自の取組をはじめ、様々な施策を展開してきた。引き続き、保育所の整備や障害児保育の充実、母子健康電子システムの構築など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の更なる充実に取り組んでいく。

子育て支援について1

【質問】

練馬区は23区の中でも子育てしやすい街として評価されているが、コロナ禍により、新年度の区財政は大変厳しい見通しとなっている。子育て分野への取組に対する所見を伺う。

【答弁】

令和3年度の当初予算案は全体で昨年度比1億円の減となる中、子育て関連施策予算は9億円増の726億円を計上し、全体予算の25.7%を占めている。厳しい財政状況にあっても、子育て支援サービスを推進するうえで必要な施策は時機を逸することなく確実に実行する。

子育て支援について2

【質問】

区は区立保育園のICTの導入によって、保護者の利便性向上や保育サービスの向上が期待でき、令和3年度には、区立保育園全60園の内、民間委託園19園で開始し、段階的に導入するとされている。約8割の私立認可保育園で導入している事からも、区立保育園全園で早急に導入すべきと考えるが、所見を伺う。

コロナ禍にあっては、人との身体的接触が制限されるなど、在宅で孤立しがちな保護者への支援の必要性がますます大きくなってきている。また、在宅で双子や三つ子を育てている保護者からも、切実な声を聞く機会が増えた。孤立しがちな保護者を支援するためにも、在宅で子育てする家庭への支援の充実を一層進めるべきと考えるが、所見を伺う。

【答弁】

区立保育園のうち、まず令和3年度に19園の民間委託園でICT化を開始し、順次拡大していく。直営の保育園については、情報セキュリティに関する国の方針により、これまで制約があったが、昨年末に方針が改定された。今後、導入について検討していく。

今年度、練馬こどもカフェを23回、子育てのひろばを延べ2,040日、オンラインで計98回既に実施した。令和3年度も、オンラインを含め感染防止対策を図りながら実施するとともに多胎児家庭交流会の充実をはじめ、在宅子育て家庭への更なる支援に取り組んでいく。

無園児について

【質問】

3歳から5歳で幼稚園や保育園に通っていない未就園児を地域社会とのつながりから断たれた無縁にかけて「無園児」と呼ばれている。現在、9割以上の子供が幼児教育施設に通っているが、残された子供達がどのような状況であるかを把握し、就園の障害となっているものを取り除いていく必要がある。区内の無園児をどう把握し、どのようにして幼児教育施設に繋いでいくか区の考えを伺う。

【答弁】

区では、医療・福祉サービスを利用していない子供たちの実態把握を毎年実施している。3歳から5歳までで保育園や幼稚園等を利用していない子供は、平成31年4月1日現在493名である。このうち、医療・福祉サービスを利用していない子供は、令和元年度は115名いたが、自宅への訪問などを通じ、全員について、安全であること、虐待等が無いことを確認するとともに、育児の困りごとなどを伺っている。

子ども家庭支援センターでは、実態把握や相談支援、一時預かり事業等のなかで把握した保育園や幼稚園等に通園していない子供を持つ家庭を訪問して、保護者の意向を踏まえ、入園に必要な書類の準備を一緒に行うなど、通園につながるよう支援を行っている。

また、外国籍の家庭には様々な言語に対応できるよう携帯型翻訳機を活用して入園手続きを説明している。障害がある子供がいる家庭に対しては、こども発達支援センターと連携して対応するなど、個々の家庭の状況に応じた支援を行っている。引き続き、取り組んでいく。

子どもの権利擁護について

【質問】

区が都との合同で新しく設置した虐待対応拠点では、虐待を未然に防ぐ対応として保護者支援の充実をすすめている。それと同時に必要なのは、虐待を受けている子供自らが相談しやすい環境の整備や子供の権利擁護の視点での体制を作ることである。相談先が書いてある子供向けのカードを配布しているが、「相談していいんだ」と子供が思えるような意識啓発を今後どうすすめていくのか、所見を伺う。

虐待に限らず子供のすべてのSOSを受け止め、人権擁護・救済する専門機関子どもオンブズパーソンを設置すべきである。区の考えを伺う。

【答弁】

区では10年以上前から、全区立小中学生に虐待の事例や連絡先等を記載したカード等を毎年配布しており、子ども家庭支援センターには、DVに不安を抱えている子供や、保護者からの暴言に悩みを感じている子供などから相談が寄せられている。

学校や保育所等では、子供たちの小さな変化にも気を配っており、子供たちの様子に異変が見られた場合には、センターなどと連携し対応している。また、教員やスクールソーシャルワーカー、児童館職員などが子供たちの話を丁寧に聞き取り、悩みを受け止めながら、子供の最善の利益を優先して対応している。

都児童相談所では、「子供の権利擁護専門相談事業」を実施し、子供の立場に立った相談支援を行っており、区として、専門機関の設置は考えていない。引き続き、都や関係機関と緊密に連携して取り組んでいく。

若年層の孤独死について

【質問】

孤独死は自殺など病死以外の死因も多く、幅広い年齢にわたり対策を講じていく必要があると考える。若年層の孤独死に対し、どのように捉え対策を講じていくか、所見を伺う。

【答弁】

若年層の中には、ニートや不安定就労者など様々な課題を抱えている方がいる。区のねりま若者サポートステーションでは、生活サポートセンター、総合福祉事務所、保健相談所などと連携して支援が必要な方々の相談を受けている。令和元年度は、若者総合相談窓口延べ4,000人の利用があり、資格取得に必要な技能講座、職業適性検査等を実施した。

昨年6月、同ステーションにひきこもりや自立に不安を抱える若者を対象として、社会とのつながりを支援するための居場所を開設した。12月末までの半年間で、延べ1,000人の利用があり、若者の社会的自立の支援を行っている。こうした取組を、福祉事務所等でのチラシ配布や、ホームページ、ツイッター等で広く周知していく。引き続き、若者の状況に応じ、本人に寄り添いながら、孤独死に至らぬよう相談支援に取り組んでいく。

令和3年3月11日
教育振興部教育施策課
教育振興部学務課
教育振興部教育指導課

I C Tを活用した教育活動の推進について

令和元年度に全区立小中学校に大型ディスプレイ等の教室 I C T機器を配備し、令和3年2月末に全児童・生徒へのタブレットパソコンの導入が完了した。I C T機器を有効に活用して効果的な授業等を実現し、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな学びを推進していくため、令和3年度より下記の実施する。

記

1 (仮称) I C T実践事例集の作成

(1) 目的および概要

すべての教員が I C Tを使って効果的な授業を行えるようモデル校の授業での事例等を幅広く集め、実践事例集を作成する。

(2) 主な内容 (予定)

- ・ 学年や教科に応じた学習活動や特別支援教育における事例
- ・ 不登校児童・生徒への学習支援等における事例
- ・ 非常時における学びの支援における事例 等

2 I C T支援員の増員

学校現場において、授業づくりのコツや効果的な使い方等について助言を行うなど教員をサポートする I C T支援員を現在の14人から28人に倍増し、支援体制の強化を図る。

令和3年3月11日

教育振興部学務課

練馬区立中学校選択制度検証委員会の答申について

令和元年10月に設置した「練馬区立中学校選択制度検証委員会」において、中学校選択制度について、これまでの成果や課題を検証し、今後の方向性について検討してきた。

検証結果について教育長へ答申があったので、下記のとおり報告する。

記

1 検証課題

- (1) 制度全般に関する成果・課題等
- (2) 地域とのつながりと中学校選択制度の成果・課題等
- (3) 指定校変更制度と中学校選択制度の整合に関する課題

2 検証期間

令和元年10月～令和3年1月（全6回）

3 区民への公表

ホームページに掲載する。

練馬区立中学校選択制度の
成果、課題および対応策等について

答 申

令和3年（2021年）1月

練馬区立中学校選択制度検証委員会

< 目 次 >

I	答申	1
1	検証課題	
2	アンケートの実施	
3	課題の検証と改善に向けた提言	
(1)	制度全般に関する成果・課題等	
(2)	地域とのつながりと中学校選択制度の成果・課題等	
(3)	指定校変更制度と中学校選択制度の整合に関する課題	
II	資料	13
(1)	中学校選択制度の概要	
(2)	「中学校選択制度に関するアンケート」調査結果	
(3)	中学校選択制度の実施状況	
(4)	中学校選択制度利用状況と割合の推移	
(5)	学校を選択した主な理由	
(6)	受入可能人数と抽選校の推移	
(7)	23区の学校選択制度の実施状況	
(8)	過去の検証委員会について（概要）	
(9)	平成27年度～令和元年度 生徒数・学級数一覧	
(10)	練馬区立中学校の学校規模（通常級）	
(11)	学校選択制度と指定校変更制度	
(12)	入部可能な部活動一覧表	
(13)	諮問文	
(14)	練馬区立中学校選択制度検証委員会委員名簿	
(15)	練馬区立中学校選択制度検証委員会審議経過	
(16)	練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱	

I 答 申

練馬区では、平成 17 年度から中学校選択制度（以下「選択制度」という。）を開始し、現在、15 年余りが経過している。この間、検証委員会を平成 20 年 7 月と平成 26 年 3 月の 2 度設置して検証に取り組み、都度、見直しを行ってきた。

令和元年 10 月、私たち練馬区立中学校選択制度検証委員会（以下「委員会」という。）は、練馬区教育委員会教育長から、選択制度の成果、課題および対応策等についての諮問を受けた。委員会で検討した結果、「制度全般に関する成果・課題等」「地域とのつながりと中学校選択制度の成果・課題等」「指定校変更制度と選択制度の整合に関する課題」の 3 つを課題として設定し、精力的に議論を重ね、ひとつ一つ丁寧に検証を行った。

選択制度の目的は大きく 2 つある。ひとつには、進学する中学校に関する児童と保護者の希望や意思を可能な限り尊重することにより、一人ひとりに適した教育環境で個性や能力を伸ばしていくこと。もうひとつは、中学校を選ばれる環境に置くことで、児童や保護者に選ばれるための魅力づくり、創意工夫を学校に求めることである。

こうした目的がある選択制度を今後も実施していくことは、第 2 次みどりの風吹くまちビジョンの戦略計画に掲げる「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備える子どもたちの育成」の実現につながる。2 年にわたる計 6 回の議論・検証を経て、私たちは、「選択制度の PR の充実や指定校変更制度との整合などを改善しつつ、引き続き選択制度を継続していくことが望ましい」との結論に至った。

練馬区教育委員会におかれては、この答申に基づいて、保護者・生徒、学校、地域社会にとって、選択制度がより良いものになるよう、引き続き改善に努めて頂きたい。

令和 3 年 1 月
練馬区立中学校選択制度検証委員会

1 検証課題

選択制度の開始から3回目の設置となる今回の委員会では、以下3点を検証課題として設定した。

1点目は、制度開始から15年余りが経過していること等を踏まえ、この機を捉えて改めて「制度全般を検証すること」である。2点目は、前回の検証委員会において引き続きの課題とされた「地域とのつながりと選択制度の関係」である。さらに、両制度の目的や効果が区民に十分に浸透していない状況等を踏まえ、3点目として「指定校変更制度と選択制度の整合」を取り上げた。

- 1 制度全般に関する成果・課題等
- 2 地域とのつながりと中学校選択制度の成果・課題等
- 3 指定校変更制度と中学校選択制度の整合に関する課題

2 アンケートの実施

適切な検証には、エビデンスに基づいた議論が欠かせない。また、前回の委員会からの約5年間の変化を数値で捉えることが検証に有用であることから、令和元年10月、選択制度に関するアンケートを実施した。

今回は、従来からアンケートの対象としてきた区立中学校1年生保護者（以下「区立中保護者」という。）、区立中学校校長等教員（以下「教員」という。）、区立中学校評議員（以下「評議員」という。）に加え、国都私立中学校1年生保護者（以下「国都私立中保護者」という。）を対象に加えた。これは、区立中学校を選択しなかった保護者の意見を収集することで、さらに深い検証を行うことが可能になると考えたためである。

この結果、6,772名に調査を依頼し、4,440名（回答率65.6%）から回答を得ることができた。

☞ 中学校選択制度に関するアンケート結果について

Ⅱ 資料（2）「中学校選択制度に関するアンケート」調査結果（P. 16）を参照

3 課題の検証と改善に向けた提言

(1) 制度全般に関する成果・課題等

■選択制度は、今後も適宜見直しをしながら継続すべきである。

■学校ごとの受入人数は原則 40 人とし、住民基本台帳等から入学生徒数を推計し、各校と協議の上、設定されている。選択制度は通学区域を前提とした制度であるという趣旨に沿って、受入人数は引き続き、現行の 40 人を基本とすることが望ましい。

■選択制度にかかる児童・保護者への情報提供については、例えば小学 5 年生まで対象を広げるなど、区民が進学先を検討する時間を十分に確保できる工夫が求められる。また、学校ホームページや学校公開等の様々なツールを活用して、各中学校がその魅力を発信していくことが望ましい。

【委員の主な意見】

- 選択制度は、通学区域制度を前提としている。現行の受入人数（40 人）は、適正な規模であると考える。
- 各校の受入人数を減らすことにより、希望が叶わなくなる人数が増える。「学校選択の意思を尊重する」という選択制度の目的に合わなくなる。
- 選択理由が部活動の場合でも、部活動の厳しさ等から実際に入部しなかったり、あるいは途中で退部したりする生徒がいる。
- 複数の小学校から入学することにより、人間関係が固定化しないメリットがある。
- 学校選択のための説明会と入学説明会の違いがわかりにくい。
- 学校を選択する時間が充分にとれるよう、選択制度の周知の時期を前倒しすべきではないか。
- 区域外希望者数について、選択制度の実施前と実施後の違いを分析する必要がある。
- 選択が集中する学校はどのような特徴があるのか。
- 交通の便の良い場所や収容人数が多い（在籍者が多い）という理由で選択されると、学校としては対応のしようがない。

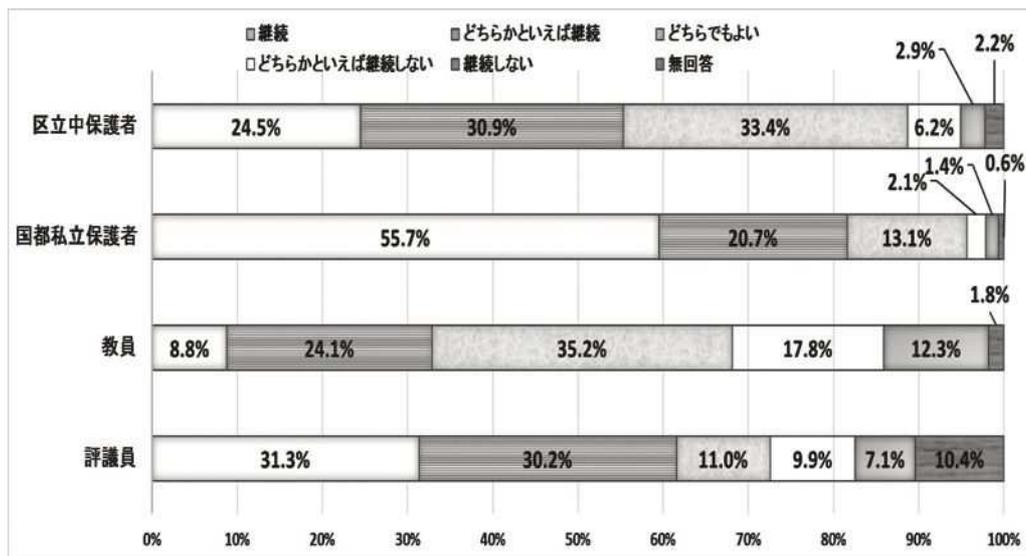
【アンケートの考察】

(選択制度の継続について)

全対象：区立中保護者、国都私立保護者、教員、評議員

- ・今後も選択制度を継続すべきかどうかについて、対象ごとに分析した。
- ・選択制度を「継続」または「どちらかといえば継続」と回答した区立中保護者は55.4%、国都私立中保護者は76.4%、評議員は61.5%であり、それぞれ過半数超が選択制度を継続すべきと回答した。
- ・「継続」または「どちらかといえば継続」と回答した教員は32.9%と過半数を下回ったが、前回のアンケート(20.4%)と比較すると12.5ポイント増加した。また、「どちらかといえば継続しない」または「継続しない」と回答した教員は、前回のアンケート(47.8%)から17.7ポイント減少し、30.1%であった。このように、選択制度の継続に肯定的な教員の回答が増えた。

【図表1】 選択制度の継続



	継続	どちらかといえば継続	どちらでもよい	どちらかといえば継続しない	継続しない	無回答	よく知らない
区立中保護者	24.5% (+4.3p)	30.9% (+1.8p)	33.4% (+3.9p)	6.2% (△9.4p)	2.9% (△3.8p)	2.2% (0.0p)	—
国都私立保護者	55.7% (—)	20.7% (—)	13.1% (—)	2.1% (—)	1.4% (—)	0.6% (—)	6.3% (—)
教員	8.8% (+4.3p)	24.1% (+8.2p)	35.2% (+8.7p)	17.8% (△8.7p)	12.3% (△9.0p)	1.8% (△3.4p)	—
評議員	31.3% (+9.1p)	30.2% (+3.7p)	11.0% (△3.3p)	9.9% (△10.7p)	7.1% (△1.9p)	10.4% (3.0p)	—

※ () 内は前回アンケートとの差

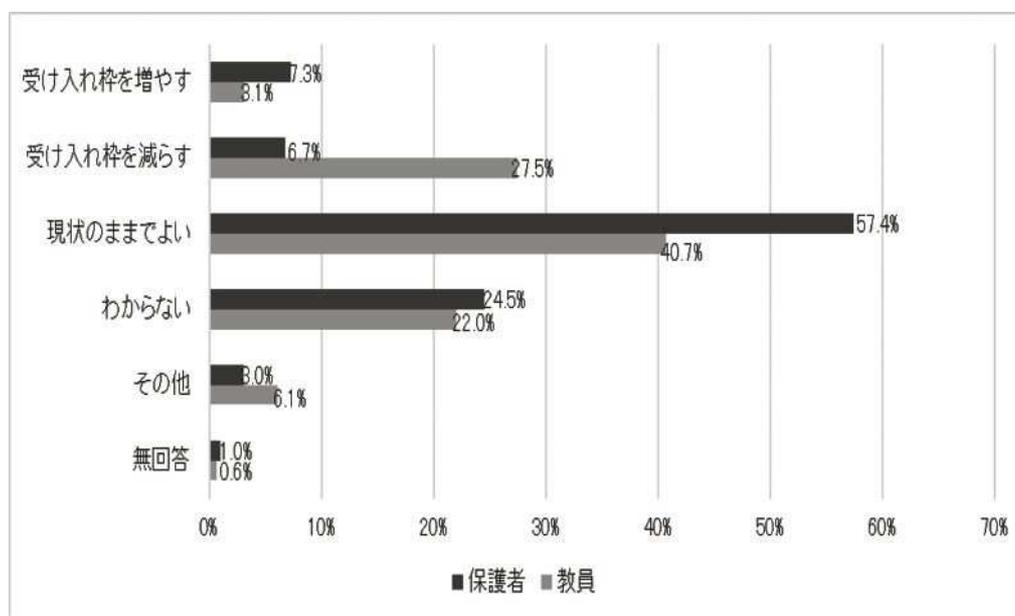
※ 「よく知らない」はグラフに含まない。

(通学区域外からの入学者の制限について)

対象：区立中保護者、教員

- ・通学区域外からの受入人数の制限について、対象ごとに分析した。
- ・「受け入れ枠を現在 40 人としていること」について、区立中保護者は 57.4%（前回アンケート 51.4%）、教員は 40.7%（前回アンケート 35.0%）が「現状のままでよい」と回答した。どちらも前回より増加した。
- ・一方、区立中保護者の 6.7%（前回アンケート 9.5%）、教員の 27.5%（前回アンケート 30.9%）が「受け入れ枠を減らす」と回答し、どちらも前回より減少した。

【図表 2】通学区域外からの入学者の制限



	受け入れ枠を増やす	受け入れ枠を減らす	現状のままでよい	わからない	その他	無回答
保護者	7.3% (Δ1.0 p)	6.7% (Δ2.8 p)	57.4% (+6.0 p)	24.5% (+0.2 p)	3.0% (+1.8 p)	1.0% (Δ0.7 p)
教員	3.1% (Δ1.0 p)	27.5% (Δ3.4 p)	40.7% (+5.7 p)	22.0% (+2.7 p)	6.1% (Δ0.4 p)	0.6% (Δ3.6 p)

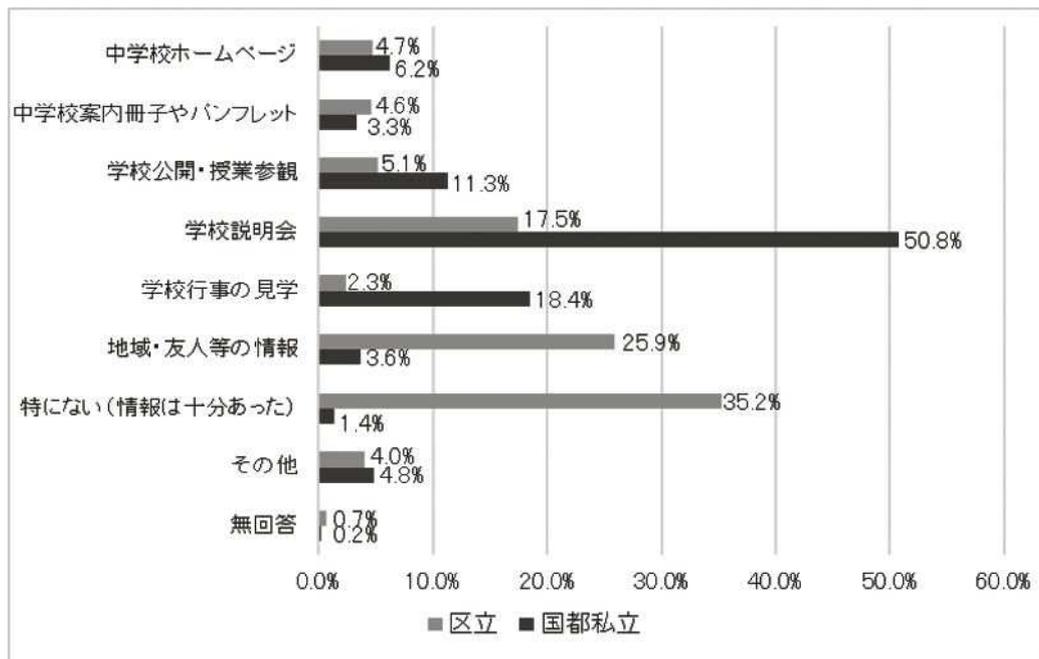
※（ ）内は前回アンケートとの差

(学校選択時の参考情報について)

対象：区立中保護者、国都私立保護者

- ・学校を選ぶ際の情報量および手段について、対象ごとに分析した。
- ・「特にない(情報は十分あった)」と回答した区立中保護者は35.2%であり、前回アンケート(27.0%)から8.2ポイント増加した。各校の情報発信の充実が要因と考えられる。
- ・情報の入手先に関して、国都私立中保護者はそれぞれ「学校説明会」50.8%、「学校行事の見学」18.4%と回答し、全体の約7割を占めた。一方、区立中保護者は「学校説明会」17.5%、「学校行事」2.3%であり、全体の約2割であったことから、両者の回答に大きな差が生じている。

【図表3】学校選択時の参考情報



(2) 地域とのつながりと中学校選択制度の成果・課題等

- 選択制度が定着しており、選択制度が学校と地域のとつながりに与える影響は少なくなってきたと評価できる。
- 中学校と地域の協働を進め、魅力ある学校づくりに取り組んでいく。
- 小中学校の通学区域と小中一貫教育の組合せは必ずしも一致しないが、小中一貫教育と選択制度の併存・両立には何ら支障がない。

【委員の主な意見】

- 学区域の子かどうかを問わず、地域においては、「地域の子」として分け隔てなく見守っている。中学校が地域活動への参画を深めるなど、魅力ある学校づくりを進めることが望ましい。
- 選択制度を利用して、他の地域との結びつきが新たに生まれることもまた、重要である。
- 登下校の安全の不安や、学校行事等への参加率に関して、前回の検証委員会時と比べ、区域内の生徒と区域外の生徒の差が小さくなってきた。
- 清掃活動や防災訓練等といった地域の事業（イベント）への参加と区域外生徒数の多寡は、あまり相関がないようだ。
- 小中一貫教育で連携していない小学校から入学した場合でも、中学校において、特に問題は生じていない。
- 中学校に進学すると、教育内容や生活指導等が大きく変わる。中1ギャップの解消という利点は連携校が違って変わらない。小中一貫教育と選択制度は十分に併存できる。

【アンケートの考察】

(選択制度による学校と地域のつながりへの影響について)

対象：評議員

- ・選択制度がもたらす学校と地域へのつながりの影響について、分析した。
- ・最も多かった回答は「影響はない」(57.7%)であり、前回のアンケート結果(52.4%)から5.3ポイント増加した。
- ・一方、「つながりが強くなった」という回答は、前回アンケート(13.2%)から4.4ポイント減少し8.8%となった。「つながりが弱くなった」という回答も3.9ポイント減少し7.7%となった。
- ・自由意見として、「地域の大人が子どもたちを見守ることには、指定校・区域外は関係ない」、「地域とのつながりは薄くなる傾向にあるが、受入人数の導入は抑制になっている」、「区域外の生徒が増えると、保護者の地域への関心が薄くなる」などの意見があった。

【図表4】選択制度による学校と地域のつながりへの影響

	令和元年度アンケート		平成25年度アンケート		差
強くなった	16	8.8%	25	13.2%	△4.4p
弱くなった	14	7.7%	22	11.6%	△3.9p
影響はない	105	57.7%	99	52.4%	+5.3p
わからない	43	23.6%	37	19.6%	+4.0p
その他	3	1.6%	5	2.6%	△1.0p
無回答	1	0.5%	1	0.5%	—
総計	182		189		

(学校選択制度に関する意見について)

対象：区立中保護者

- ・選択制度がもたらすデメリットについて、分析した。
- ・「小中一貫教育が進めにくくなる」という回答は前回（4.8%）から0.7ポイント減少して4.1%となり、選択制度が小中一貫教育に支障があるという回答が減少した。
- ・選択肢のうち前回のアンケート結果から最も回答が増えたのが「特になし」であった。設問の趣旨が選択制度のデメリットであることから、学校選択制度に肯定的な回答が若干増加したことになる。
- ・小中一貫教育の連携校以外の中学校に入学した場合でも、学習進度が異なることはなく、進学先による不都合は生じない。（図表6参照）

【図表5】学校選択制度に関する意見

問) 学校選択制度について次のような意見がありますが、どう思いますか。

	令和元年度 アンケート		平成25年度 アンケート		差 (ポイント)
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	
噂や風評による選択が多くなる	1,190	26.3	1,730	28.7	△2.4
地域とのつながりが薄くなる	394	8.7	765	12.7	△4.0
保護者が学校の取組に参加しづらくなる	414	9.2	685	11.4	△2.2
抽選で落選すると消極的な気持ちで入学する可能性がある	945	20.9	1,118	18.6	+2.4
個別事情への対応が抽選後になる	722	16.0	867	14.4%	+1.6
小中一貫教育が進めにくくなる	183	4.1	289	4.8	△0.7
問題は特にない	597	13.2	428	7.1	+6.1
その他	72	1.6	142	2.4	△0.8
総計	4,517		6,024		

※複数回答

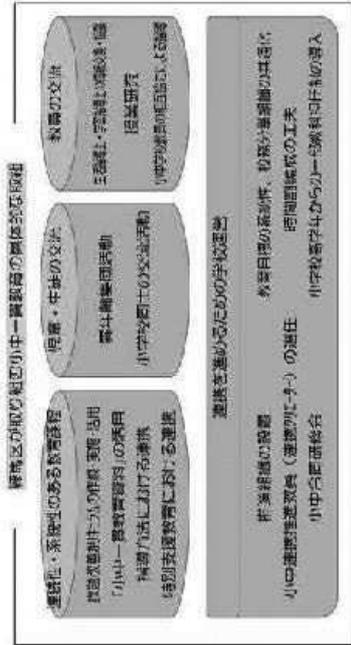
【図表6】小中一貫教育と中学校選択制度

1 小中一貫教育

(1) 効果

- ① 小中学校が連携・協力することで、児童・生徒の良さの伸長や課題の改善が図られ、一人ひとりの学力や体力の定着・向上が期待できる。
- ② 小中学校の教員が支援を要する児童・生徒の特性を理解することで、望ましい学習環境での学びが期待できる。
- ③ 計画的・継続的な幅広い異年齢集団活動により、中学生に思いやりや心の育まれ、小学生が中学生にあこがれるなど、豊かな人間性や社会性を育む効果が期待できる。
- ④ 教員の計画的・継続的な交流によって、学力観や指導観、児童・生徒観の違いについての共通理解や相互協力関係が進み、高い教育効果をあげることが期待できる。

(2) 具体的な取組



2 練馬区における小中一貫教育の利点と現状

練馬区における小中一貫教育の利点

- 中学校区を基盤に教員が相互に情報共有することにより、生活および学習指導の面で、共通理解を図っている。
- 中学校教員による乗り入れ授業や部活動体験の実施などにより、中1ギャップの解消を図っている。

練馬区における小中一貫教育の実態

- 生活面や行動面の情報を教員間で共有することによって、児童生徒の理解を深め、課題のある子どもたち等への指導に生かしている。
- 9年間を見通したうえで各学年の指導事項を計画化することによって、学習指導の充実を図っている。
- 中学校の授業スタイルに慣れることや見通しをもつことを目的に、教科担任制である中学校の授業を小学生に体験させている。
- 中学校生活に対する不安を解消すること等を目的に、中学の部活動を小学校の児童が体験し、相互に交流させている。

3 中学校選択制度の利点

- 学区域に関わらず、教育内容、環境等、自分の希望する学校を選べる。
- 学校を選択することにより、人間関係の継続または再構築が可能となる。

4 中学校選択制度と小中一貫教育の併存について

- 中学校では、中学の学習指導要領に基づき指導している。入学してきた生徒の出身小学校によって不利益が生じるような指導は行っていない。
 - ☞ 別の学区域の中学に入学した場合でも、学習進度が異なることはない。
- 小学校では、国都立中への入学等も含め、区域外の中学校に進学することを織り込んで指導を行っている。
 - ☞ 進先による不都合は生じない。

参考：小中一貫教育のグループと学区域【例：開通第二中学校】



(3) 指定校変更制度と中学校選択制度の整合に関する課題

- 指定校変更制度と選択制度は類似するが、目的や効果等は異なる。必要な見直しを行いながら、今後も両制度を適切に運用することが望ましい。
- 兄弟の在籍者を選択制度の抽選から除外し、受入人数に加算する。その結果、手続の簡素化および当選者数の増加が実現できる。こうした工夫を行うべきである。

【委員の主な意見】

- なるべく早期に就学する学校を決定することが望ましい。
- 私立中学校等の合格発表を踏まえると、区立中学校の入学者数が概ね確定するのは2月下旬である。
- 区民に複数回の手続きをすることがないように、できるだけ簡素にする必要がある。
- 抽選で当選しなかった生徒が「指定校変更制度」で入学することについて疑念を持たれることがある。教育委員会は、教育だよりで、指定校変更制度の案内を掲載するなど対応を行っている。今後も引き続き、こうした周知啓発を行うことが望ましい。
- 指定校変更制度の申請理由のうち「友人関係」は、関係児童の進学先が概ね確定してから審査することが望ましい。
- 指定校変更制度の申請理由のうち「希望する部活動がない」は、希望校が抽選校か否かによって承認条件が変わる。

○抽選で当選しなかった「兄弟在籍」の方は、その後の指定校変更制度で承認されるが、再度申請しなければならない。予め「兄弟在籍」者を抽選から除外して当選とすることで申請は一度で済む。また、「兄弟在籍」者は当選枠に加算するので、当選枠を広げる効果もある。なお、抽選の除外特例を設けている11区中9区がこの特例を実施している。

【アンケートの考察】

(指定校変更制度について)

対象：区立中保護者

- ・特別な事情がある場合に指定校以外の学校に就学することができる「指定校変更制度」の認知度について分析した。
- ・「制度内容を知っている」、「制度があることは知っているが内容は知らない」という回答を合わせると54.1%であった。一方、「知らない」という回答は43.9%であった。
- ・引き続き機会を捉え、丁寧な説明や周知を行っていく必要がある。

【図表7】指定校変更制度の認知度

	回答数	回答率
制度内容を知っている	575	19.7%
制度があることは知っているが内容は知らない	1,005	34.4%
知らない	1,283	43.9%
無回答	60	2.1%
総計	2,923	

Ⅱ 資料

(1) 中学校選択制度の概要

制度の概要

区立小・中学校の就学は教育委員会が指定することとされており（学校教育法施行令第5条第2項）、練馬区では、居住地ごとに小・中学校の通学区域を定め、通学区域内にある学校を「指定校」としている。

また、教育委員会は、就学先を指定する場合に、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる（学校教育法施行規則第32条）。

練馬区では、区立中学校に入学する新1年生の保護者や児童が自らの意思で学校を選択できることや、学校の活性化と魅力ある学校づくりを目指し、平成17年度入学時から「学校選択制度」を導入している。

① 目的

- 保護者と児童との学校選択の意思を尊重し、子供たち一人一人が自らに適した教育環境で、個性や能力を伸ばすことを推進する。
- 特色ある学校・学ぶことが楽しい魅力ある学校・開かれた学校づくりを推進し、区立中学校の活性化を図る。
- 現行の通学区域と指定校変更の制度を維持しながら、より一層弾力的で、公平性や透明性の確保された制度を実現する。

② 対象者

毎年10月1日現在、区内に住所を有し、次年度に中学校へ入学する新1年生

③ 選択できる中学校の範囲

全区立中学校

④ 受け入れ可能人数

各中学校の施設の状況や過去の入学者数の状況等を考慮し、学校と教育委員会が協議のうえ毎年度決定する。（基本40人（1学級相当））

⑤ 通学区域内の学校への入学

通学区域は従前どおり維持し、通学区域の学校を希望する場合には、優先して入学することができる。

⑥ 抽選

通学区域外からの入学希望者が集中し、希望者全員が入学できない場合は、抽選により入学者を決定する。抽選により当選とならなかった者は、通学区域の学校へ入学するものとする。

⑦ 指定校変更制度

特別な事情がある場合には、学校の施設状況等により通学区域外の学校に変更することができる。

⑧ その他

- 選択を希望できる中学校は1校とする。
- 中学校の選択理由は問わない。選択理由による優先権はない。
- 指定校変更により通学区域外の小学校に就学していた場合、そのことによる当該区

域の中学校への優先権はない。

- 中学校の選択の参考にするため、毎年「練馬区立中学校 学校案内」を作成・配布するほか、各学校では「学校公開」「学校説明会」を実施する。また、各学校でホームページを作成し、学校情報を公開する。

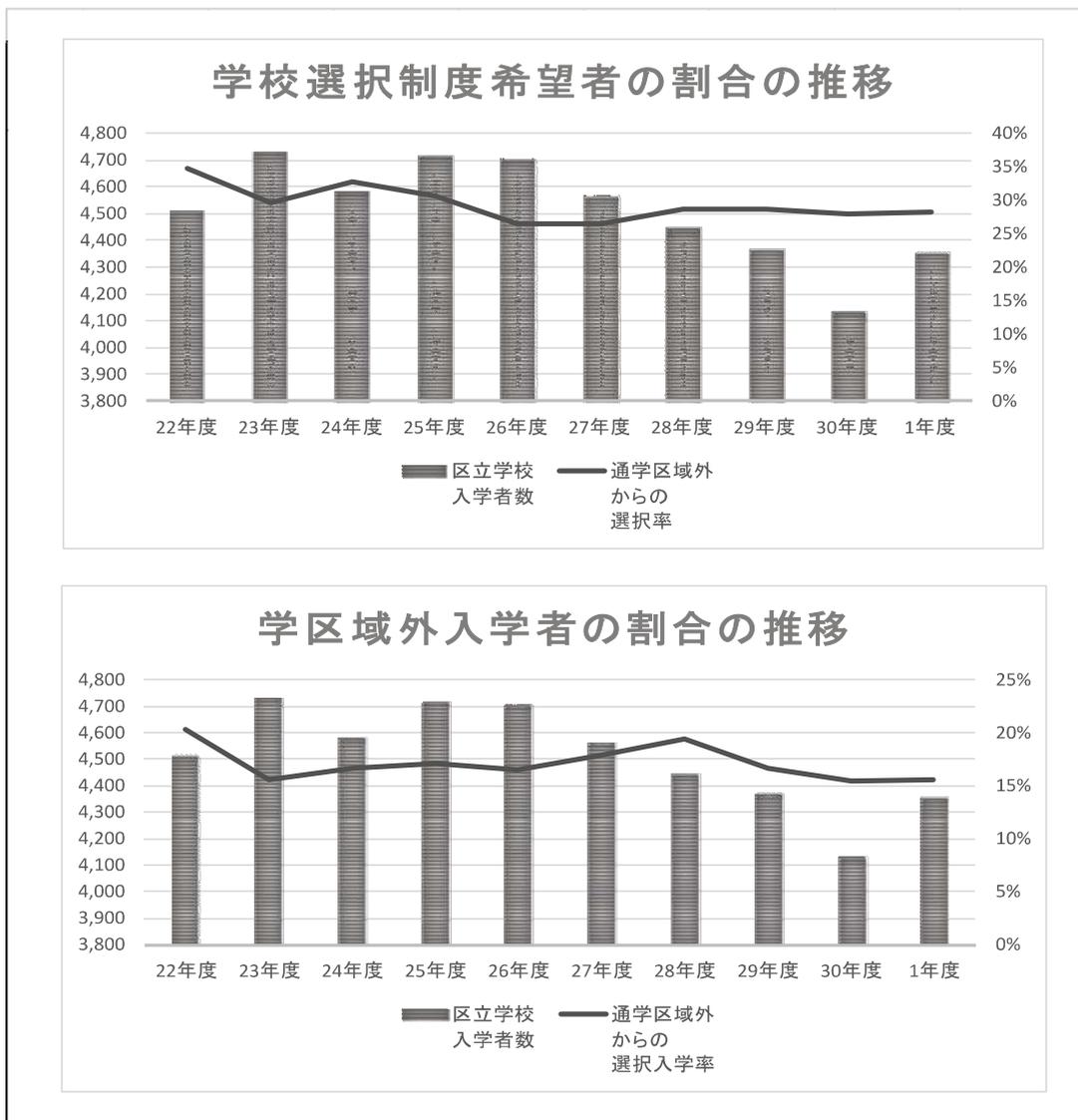
※ 練馬区立中学校選択制度の流れ

Ⅱ 資料（11）学校選択制度と指定校変更制度を参照

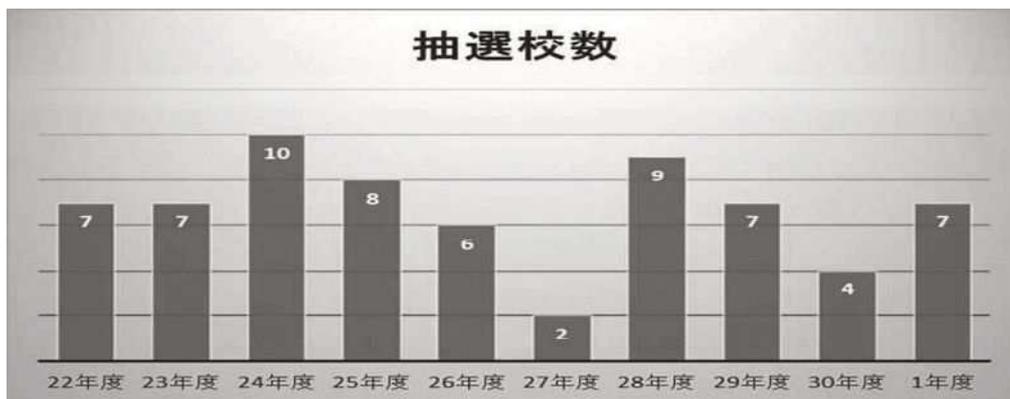
これまでの中学校選択制度の状況

平成22年度から令和元年度の10年間において、学区域外を希望した者の割合は26.5%（27年度）から34.7%（22年度）の間で推移し、平均は29.4%、増減はあるものの緩やかな減少傾向であった。

実際に学区域外から入学した者の割合は15.4%（30年度）から20.4%（22年度）の間で推移し、平均は17.1%、学区域外を希望した者と同様に、増減はあるものの緩やかな減少傾向であった。

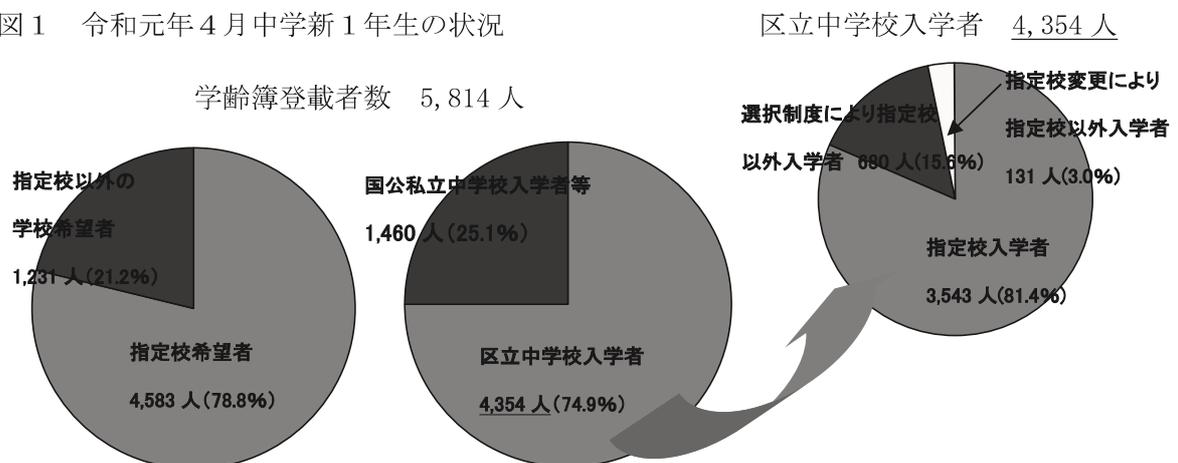


平成22年度入学から実施した抽選は、年度により多少の増減はあるものの、2校から10校の範囲で推移している。抽選校以外の学校においては、生徒・保護者が希望どおりの学校に入学していることになる。受入人数は40人を原則とし、通学区域内の学齢者数等を考慮して30人以下とする場合がある。30人以下の学校は平成27年度から令和元年度の5年間では、2校から5校の間で推移した。なお、平成22年度の全中学校数は34校だったが令和元年度に33校となった。



令和元年4月の区立中学校生徒数（新1年生）の状況を見る（図1参照）と、学齢簿登載者数（以下「学齢者数」という。）は5,814人で、その内、1,231人（21.2%）が選択制度を利用して指定校以外の学校を希望した。一方、5,814人に対して、実際の区立中学校入学者数は4,354人（74.9%）であり、1,460人（25.1%）の生徒は区立中学校以外の国公立中学校等に進学している。また、4,354人に対して、選択制度により入学した生徒は680人（15.6%）、指定校変更申請により入学した生徒は131人（3.0%）で、合わせて811人（18.6%）が指定校以外の区立中学校に入学している。

図1 令和元年4月中学新1年生の状況



(2) 「中学校選択制度に関するアンケート」調査結果

1 実施概要

(1) 実施期間

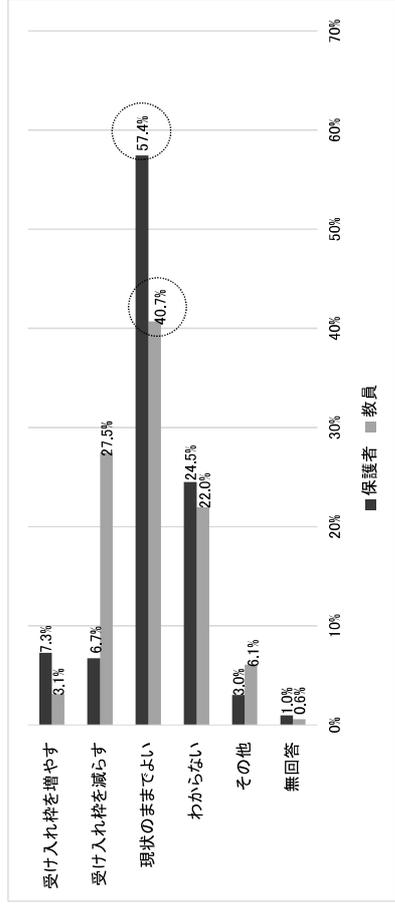
令和元年10月28日 ～ 令和元年11月8日

(2) 集計結果

	送付数	設問数	調査方法	回答数	回答率	前回値 (参考)
保護者(区立中1年生)	4,363	16	学校	2,923	67.0%	68.5%
保護者(国都私立中1年)	1,299	7	郵送	662	51.1%	—
区立中学校校長・副校長・教員	822	11	学校	673	81.9%	85.1%
区立中学校評議員	288	4	郵送	182	63.2%	75.6%
総計	6,772			4,440	65.6%	71.1%

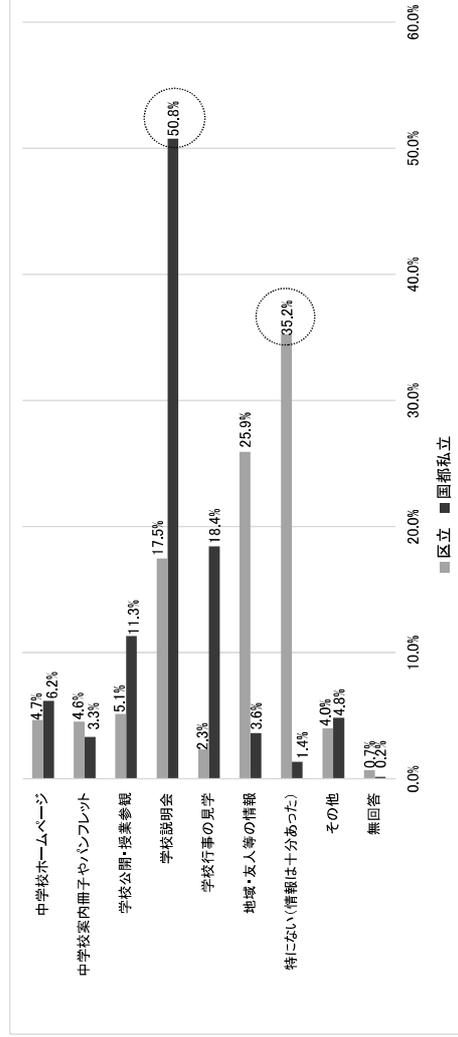
2 通学区域外からの入学者を制限していることについて

[対象：保護者(区立中)・教員]



3 学校選択時の参考情報について

[対象：保護者(区立中)・保護者(国都私立中)]



4 学校選択制度に関する意見について

[対象：保護者(区立中)]

意見	令和元年度		平成25年度		差
	アンケート	1,190	アンケート	1,730	
噂や風評で選択地域との繋がりが薄れる	394	8.7%	765	12.7%	△4.0 p
保護者の参加減少	414	9.2%	685	11.4%	△2.2 p
抽選で落選した生徒個別事情への対応	945	20.9%	1,118	18.6%	+2.4 p
小中一貫教育に支障	183	4.1%	289	4.8%	△0.7 p
特になし	597	13.2%	428	7.1%	+6.1 p
その他	72	1.6%	142	2.4%	△0.8 p
総計	4,517		6,024		

5 選択制度による学校と地域のつながりへの影響について

[対象：学校評議員]

P36-問2

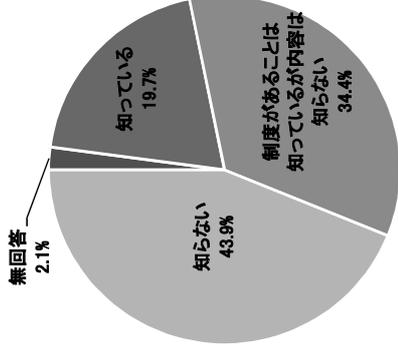
	令和元年度 アンケート	平成25年度 アンケート	差
強くなった	16 8.8%	25 13.2%	△4.4p
弱くなった	14 7.7%	22 11.6%	△3.9p
影響はない	105 57.7%	99 52.4%	+5.3p
わからない	43 23.6%	37 19.6%	+4.0p
その他	3 1.6%	5 2.6%	△1.0p
無回答	1 0.5%	1 0.5%	
総計	182	189	

6 指定校変更制度について

P16-問15

[対象：保護者（区立中）]

	回答数	回答率
制度内容を知っている	575	19.7%
制度があることは知っているが 内容は知らない	1,005	34.4%
知らない	1,283	43.9%
無回答	60	2.1%
総計	2,923	



7 学校選択制度の継続について

[対象：全対象]

P37-問3

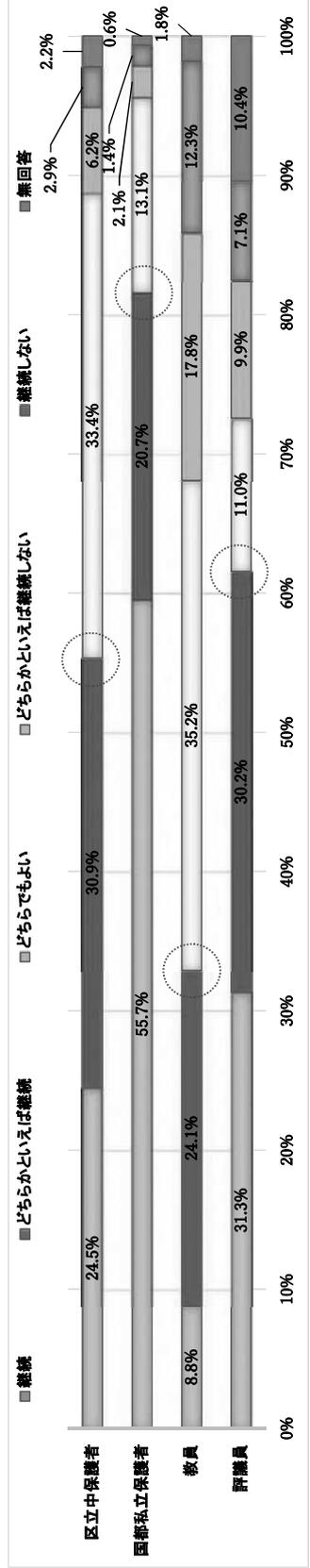
P33-問10

P22-問5

P14-問14

	継続	どちらかといえば継続	どちらでもよい	どちらかといえば継続しない	継続しない	無回答	よく知らない
区立中保護者	24.5% (+4.3p)	30.9% (+1.8p)	33.4% (+3.9p)	6.2% (△9.4p)	2.9% (△3.8p)	2.2% (0.0p)	—
国都私立保護者	55.7% (—)	20.7% (—)	13.1% (—)	2.1% (—)	1.4% (—)	0.6% (—)	6.3% (—)
教員	8.8% (+4.3p)	24.1% (+8.2p)	35.2% (+8.7p)	17.8% (△8.7p)	12.3% (△9.0p)	1.8% (△3.4p)	—
評議員	31.3% (+9.1p)	30.2% (+3.7p)	11.0% (△3.3p)	9.9% (△10.7p)	7.1% (△1.9p)	10.4% (3.0p)	—

※()内は前回アンケートとの差



中学校選択制度に関するアンケート（保護者・生徒）

〔回答状況〕

保護者・生徒 送付数 4,363 回答数 2,923 回答率 67.0%

問1 お子様に通学している中学校について教えてください。

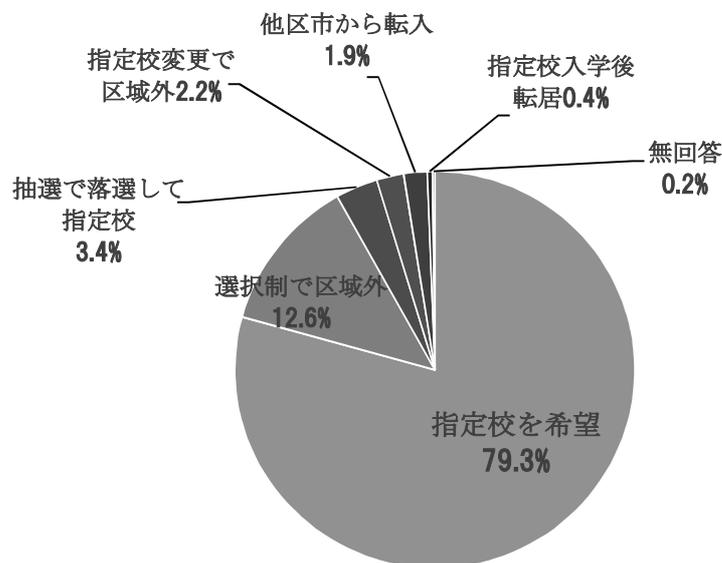
【通学区域の学校(指定校)に通学している方にお聞きします】

- 1 希望した通学区域の学校(指定校)に入学した
- 2 学校選択制度により通学区域外の学校(指定校以外の学校)を希望したが、抽選の結果、通学区域の学校に入学した
- 3 他区市から転入または入学のため選択制度の利用はできなかった

【通学区域外の学校(指定校以外の学校)に通学している方にお聞きします】

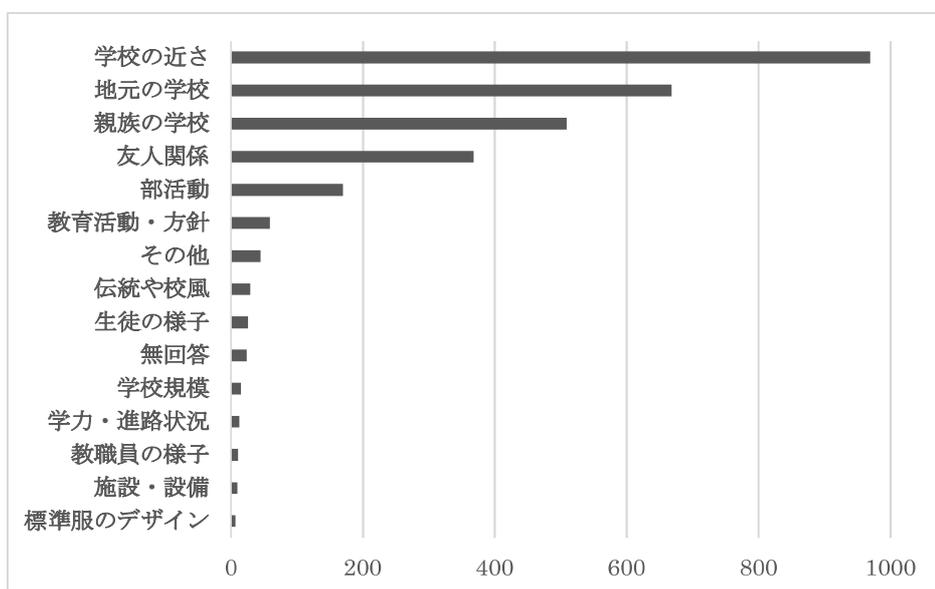
- 4 選択制度を利用して、通学区域外の学校に入学した
- 5 個別事情により、指定校変更申請を行い、通学区域外の学校に入学した
- 6 通学区域の学校に入学したが、入学後に転居し、現在は通学区域外から通学している

1	指定校を希望	2,317	79.3%
2	抽選で落選して指定校	99	3.4%
3	他区市からの転入	56	1.9%
4	選択制で区域外	367	12.6%
5	指定校変更で区域外	64	2.2%
6	通学区域に入学し転居	13	0.4%
	無回答	7	0.2%
	計	2,923	



問2 入学を希望した中学校を選ぼうとした理由は次のどれですか。（○は1つ）

1 兄・姉・親族の在籍校や卒業校	509	17.4%
2 友人関係	368	12.6%
3 学校の近さや通学のしやすさ	969	33.2%
4 学校の教育活動や教育方針	59	2.0%
5 学校の伝統や校風	29	1.0%
6 標準服のデザイン	7	0.2%
7 生徒の様子	26	0.9%
8 教職員の様子	11	0.4%
9 部活動の有無や活動状況	170	5.8%
10 学校の施設・設備	10	0.3%
11 学力や卒業生の進路状況	13	0.4%
12 学校規模(生徒数・学級数)	15	0.5%
13 地元の学校(指定校)であること	668	22.9%
14 その他	45	1.5%
無回答	24	0.8%
計	2,923	

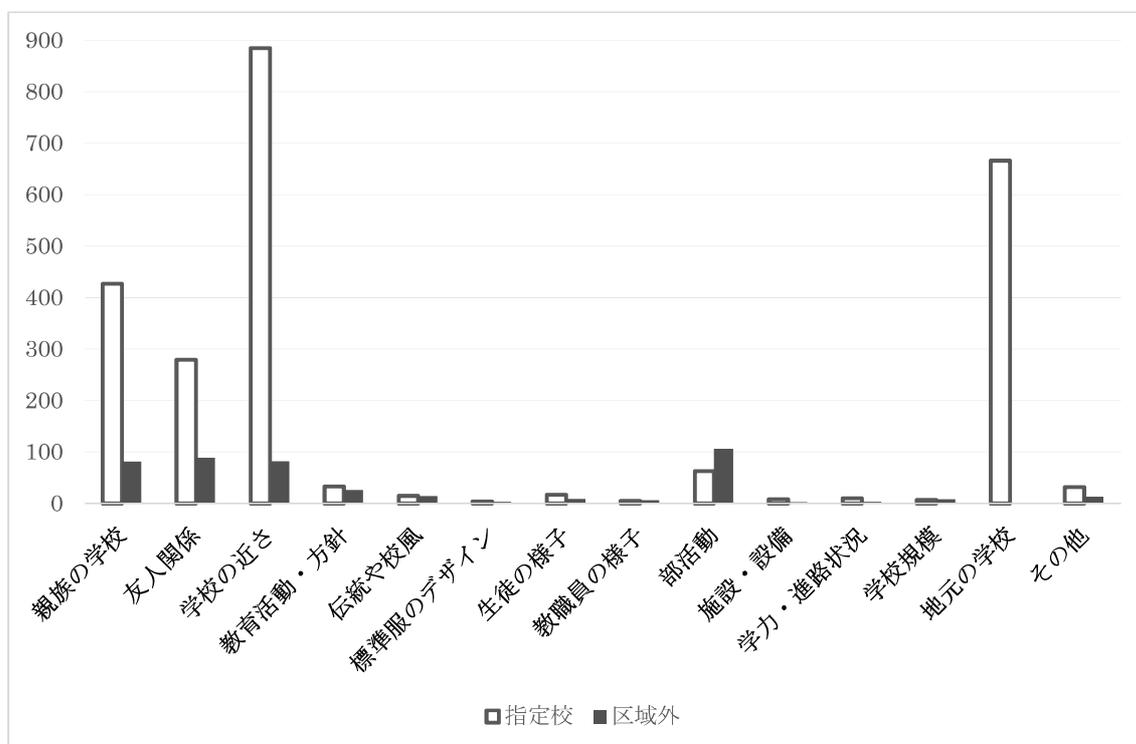


<その他の主な意見>

- ・ 習い事の先輩たちが通っている
- ・ 入学後に転居を予定していた
- ・ 評判がよかった
- ・ 特別支援学級がある
- ・ 通学区域の学校が建て替えをされていて、グラウンド等が使用できない

< 指定校通学者と区域外通学者の比較 >

	指定校		区域外		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 兄・姉・親族の在籍校や卒業校	427	17.4%	81	18.3%	508	17.6%
2 友人関係	279	11.4%	89	20.1%	368	12.7%
3 学校の近さや通学のしやすさ	885	36.1%	82	18.5%	967	33.4%
4 学校の教育活動や教育方針	33	1.3%	26	5.9%	59	2.0%
5 学校の伝統や校風	15	0.6%	14	3.2%	29	1.0%
6 標準服のデザイン	4	0.2%	3	0.7%	7	0.2%
7 生徒の様子	17	0.7%	9	2.0%	26	0.9%
8 教職員の様子	5	0.2%	6	1.4%	11	0.4%
9 部活動の有無や活動状況	63	2.6%	106	23.9%	169	5.8%
10 学校の施設・設備	8	0.3%	2	0.5%	10	0.3%
11 学力や卒業生の進路状況	10	0.4%	3	0.7%	13	0.4%
12 学校規模(生徒数・学級数)	7	0.3%	8	1.8%	15	0.5%
13 地元の学校(指定校)であること	666	27.2%	1	0.2%	667	23.0%
14 その他	32	1.3%	13	2.9%	45	1.6%
計	2,451		443		2,894	

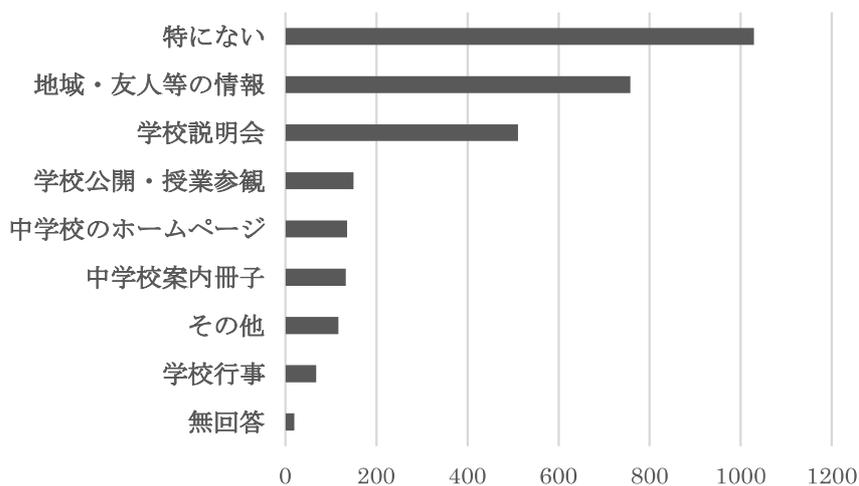


問3 入学を希望した中学校を選ぼうとしたとき、検討した学校は何校ぐらいありましたか。

1 1校だけ	2,140	73.2%
2 2～3校	741	25.4%
3 4校以上	14	0.5%
無回答	28	1.0%
計	2,923	

問4 中学校を選ぶ際、主に参考にしたものは次のどれですか。（○は1つ）

1 中学校のホームページ	136	4.7%
2 中学校案内冊子	133	4.6%
3 学校公開・授業参観	150	5.1%
4 学校説明会	511	17.5%
5 学校行事の見学	68	2.3%
6 地域・友人等の情報	758	25.9%
7 特にない(情報は十分)	1,030	35.2%
8 その他	117	4.0%
無回答	20	0.7%
計	2,923	

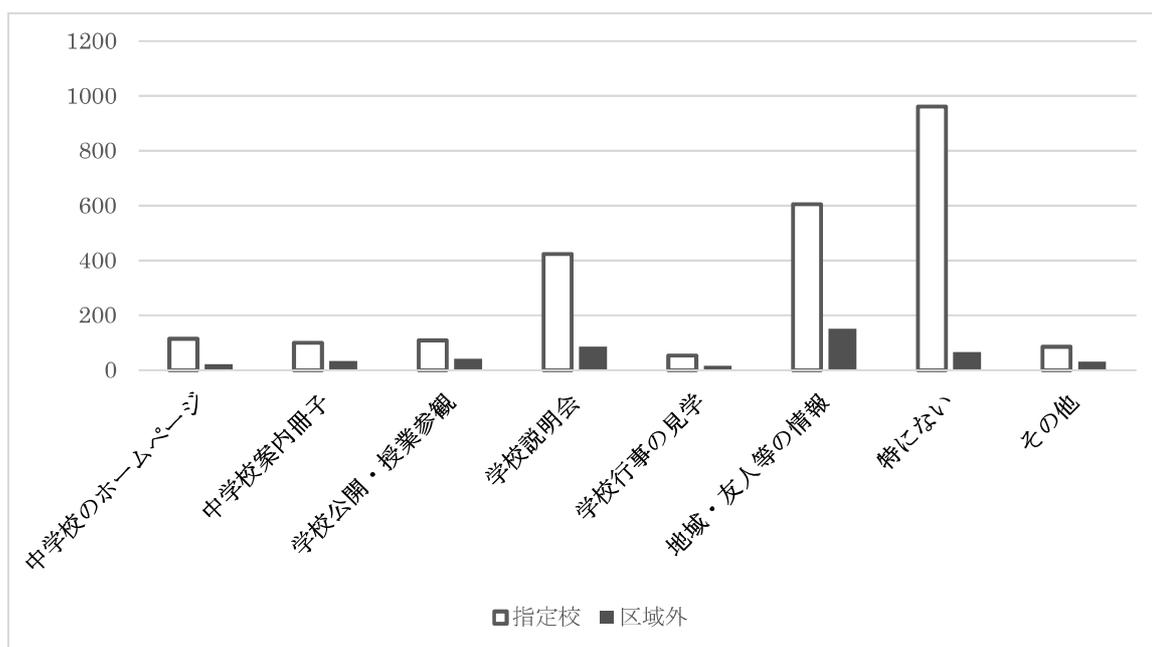


<その他の主な意見>

- ・ 兄姉の話、通っていた家族の話
- ・ 部活動体験、部活動の公式試合の見学
- ・ 口コミ

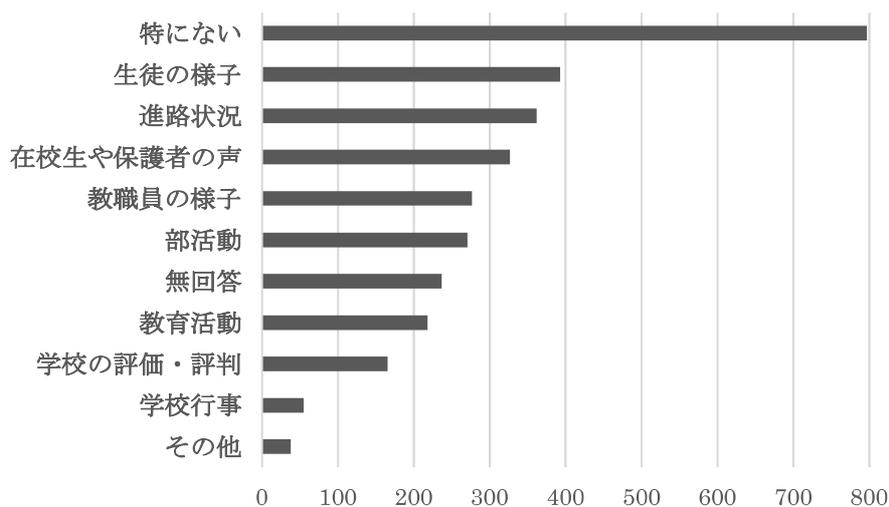
< 指定校通学者と区域外通学者の比較 >

参考にしたもの	指定校		区域外		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 中学校のホームページ	115	4.7%	21	4.7%	136	4.7%
2 中学校案内冊子	100	4.1%	33	7.4%	133	4.6%
3 学校公開・授業参観	109	4.4%	41	9.2%	150	5.2%
4 学校説明会	424	17.3%	86	19.4%	510	17.6%
5 学校行事の見学	53	2.2%	15	3.4%	68	2.3%
6 地域・友人等の情報	605	24.7%	151	34.0%	756	26.1%
7 特にない(情報は十分)	962	39.2%	66	14.9%	1,028	35.5%
8 その他	86	3.5%	31	7.0%	117	4.0%
計	2,454		444		2,898	



問5 中学校を選ぶ際、もっと知りたかった情報は何か。(〇は1つ)

1	特色ある教育活動 (少人数指導、総合的な学習の時間等)	218	7.5%
2	学校行事	55	1.9%
3	教職員の様子	277	9.5%
4	生徒の様子	393	13.4%
5	部活動の内容や実績	271	9.3%
6	学力や卒業生の進路状況	362	12.4%
7	在校生や在校生の保護者の声	327	11.2%
8	地域での学校の評価・評判	166	5.7%
9	特にない(情報は十分あった)	797	27.3%
10	その他	38	1.3%
	無回答	19	0.7%
	計	2,923	



<その他の主な意見>

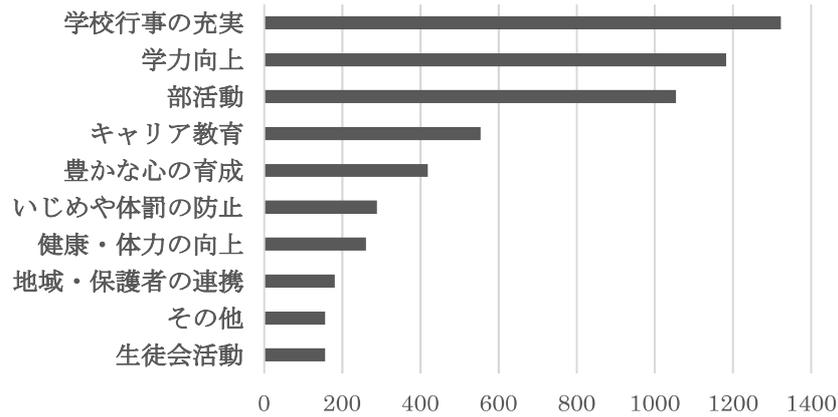
- ・ 進路指導の取組
- ・ 部活動の種類や部員の数
- ・ いじめ等への対処、考え方
- ・ 学校全体の学力
- ・ 学校のホームページに何も記載がなかった
- ・ 指定校に入学するつもりだったため情報は必要なかった
- ・ PTA 役員などの保護者の役割
- ・ 制服
- ・ 校舎
- ・ 学校の雰囲気

問6 入学前に行った各中学校の学校公開や学校説明会は参考になりましたか。(○は1つ)

1 参考になった	973	33.3%
2 どちらかといえば参考になった	886	30.3%
3 どちらともいえない	392	13.4%
4 あまり参考にならなかった	99	3.4%
5 参考にならなかった	26	0.9%
6 参加していない	537	18.4%
無回答	10	0.3%
計	2,923	

問7 学校選択制度の導入目的に「特色ある学校・学ぶことが楽しい魅力ある学校づくりの推進」が挙げられていますが、お子様が通学している学校において、どのような教育活動に魅力があると思いますか。(○は3つ)

1 学力向上に向けた取組 (朝学習、少人数指導、学力補充教室、読書活動など)	1,183	21.2%
2 健康・体力の向上を目指した取組 (食育、マラソン大会など)	261	4.7%
3 豊かな心の育成をめざした取組 (異学年交流や幼児・小学生との交流、道徳教育など)	419	7.5%
4 部活動	1,055	18.9%
5 キャリア教育 (職場体験、職業講話、生き方講演会、進路学習など)	555	9.9%
6 地域や保護者との連携 (地域交流、地域ボランティア活動、伝統文化学習など)	181	3.2%
7 学校行事の充実 (運動会、文化祭、合唱コンクール、宿泊行事など)	1,323	23.7%
8 いじめや体罰の防止に向けた取組	289	5.2%
9 生徒会活動 (募金、ボランティア活動、地域活動など)	157	2.8%
10 その他	157	2.8%
計	5,580	

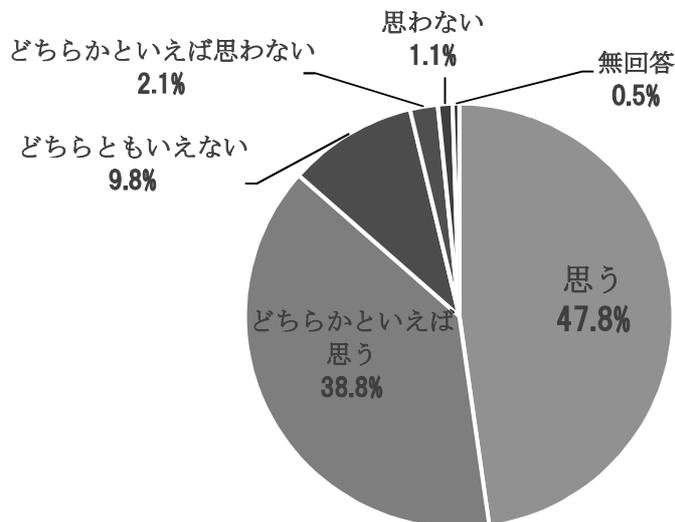


<その他の主な意見>

- ・ 生徒数が多すぎず、一人一人に目を配ってもらえる
- ・ 学年だよりの発行が多く、学校の様子がよくわかる
- ・ あいさつ運動
- ・ 特別支援学級との交流や体験
- ・ 図書の充実
- ・ 特に魅力はない

問8 お子様は、現在の中学校で充実した学校生活を送っていると思いますか。

1 思う	1,398	47.8%
2 どちらかといえば思う	1,134	38.8%
3 どちらともいえない	286	9.8%
4 どちらかといえば思わない	60	2.1%
5 思わない	31	1.1%
無回答	14	0.5%
計	2,923	



<指定校通学者と区域外通学者の比較>

	指定校		区域外		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 思う	1,153	46.9%	243	54.9%	1,396	48.1%
2 どちらかといえば思う	973	39.5%	159	35.9%	1,132	39.0%
3 どちらともいえない	258	10.5%	27	6.1%	285	9.8%
4 どちらかといえば思わない	50	2.0%	10	2.3%	60	2.1%
5 思わない	27	1.1%	4	0.9%	31	1.1%
計	2,461		443		2,904	

問9 お子様の通学についてお聞きします。

(1) お子様の通学手段と通学にかかる時間を教えてください。

通学手段

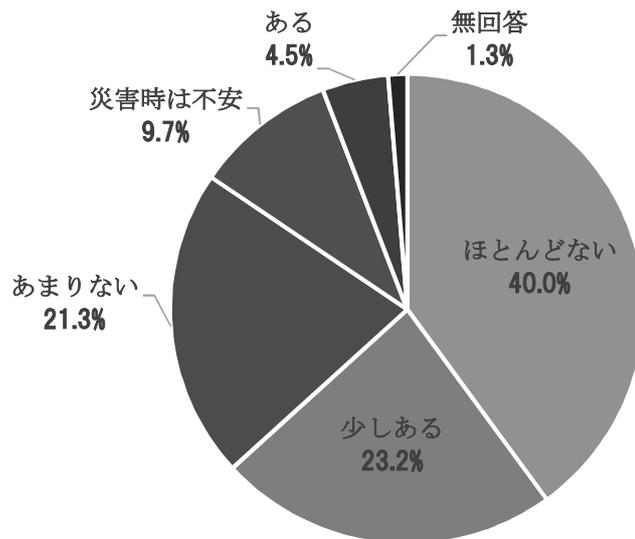
徒歩のみ	2,791	95.5%
電車・バス	59	2.0%
無回答	73	2.5%
計	2,923	

通学にかかる時間

15分以内	1,835	62.8%
15～30分	770	26.3%
30分以上	61	2.1%
無回答	257	8.8%
計	2,923	

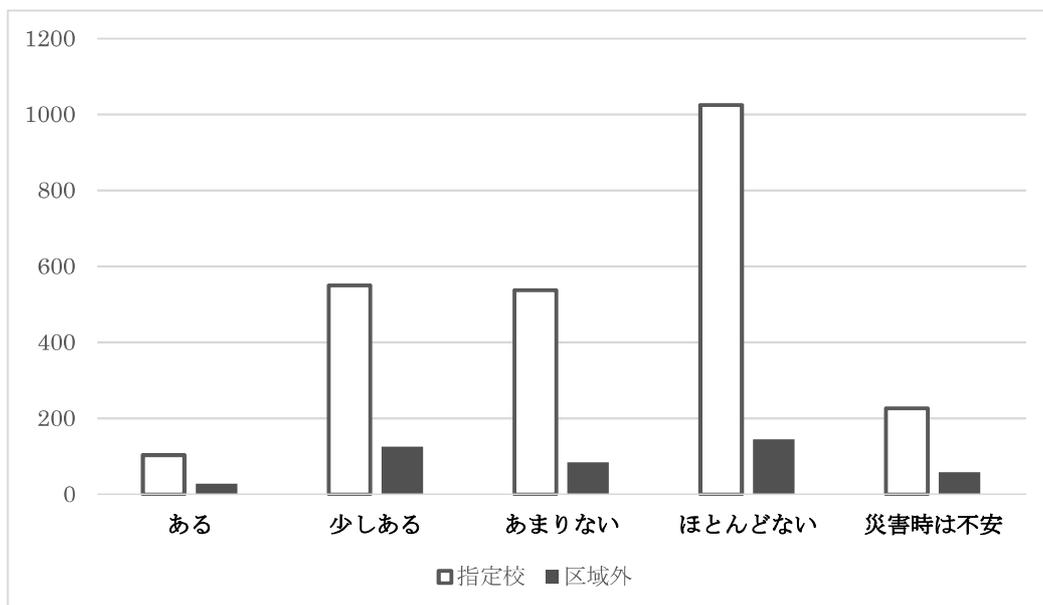
(2) お子様の通学について、不安はありますか。(○は1つ)

1 ある	131	4.5%
2 少しある	678	23.2%
3 あまりない	622	21.3%
4 ほとんどない	1,170	40.0%
5 普段はあまりないが、災害時のことを考えると不安がある	284	9.7%
無回答	38	1.3%
計	2,923	



<指定校通学者と区域外通学者の比較>

	指定校		区域外		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 ある	103	4.2%	28	6.4%	131	4.5%
2 少しある	550	22.5%	125	28.5%	675	23.4%
3 あまりない	537	22.0%	84	19.1%	621	21.6%
4 ほとんどない	1,025	42.0%	144	32.8%	1,169	40.6%
5 災害時は不安	226	9.3%	58	13.2%	284	9.9%
計	2,441		439		2,880	



問 10 お子様の中学校の行事などに、どの程度参加されていますか。

【PTA・保護者会活動】

ア できる限り参加している	1,813	62.0%
イ あまり参加していない	1,061	36.3%
無回答	49	1.7%
計	2,923	

【学校行事】

ア できる限り参加している	2,538	86.8%
イ あまり参加していない	331	11.3%
無回答	54	1.8%
計	2,923	

<指定校通学者と区域外通学者の比較>

【PTA・保護者会活動】

	指定校		区域外		総計	
できる限り参加	1,537	63.3%	275	62.5%	1,812	63.2%
あまり参加していない	892	36.7%	165	37.5%	1,057	36.8%
計	2,429		440		2,869	

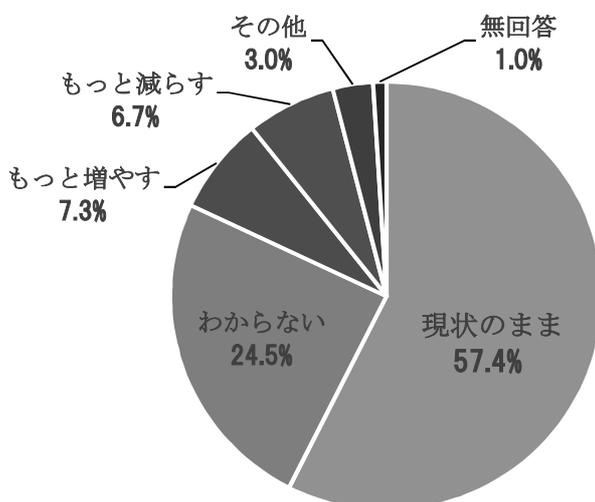
【学校行事】

	指定校		区域外		総計	
できる限り参加	2,139	88.2%	394	89.5%	2,533	88.4%
あまり参加していない	285	11.8%	46	10.5%	331	11.6%
計	2,424		440		2,864	

問 11 学校選択制度によって入学希望者が一部の学校に集中し、学校規模が過大になったり過小になったりすることが問題になっています。

平成 26 年度に学校選択制度の見直しを行い、学校規模の過大化、過小化への対応として、現在、通学区域外からの受け入れ枠は原則 40 人(1学級)としています。このことについて、どのようにお考えですか。(○は1つ)

1 受け入れ枠をもっと増やす	213	7.3%
2 受け入れ枠をもっと減らす	197	6.7%
3 現状のままでよい	1,679	57.4%
4 わからない	716	24.5%
5 その他	89	3.0%
無回答	29	1.0%
計	2,923	

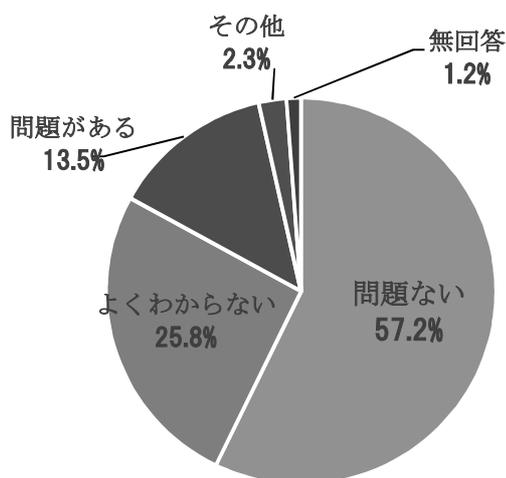


<その他の主な意見>

- ・ 人口の多い区なので、人数を決めて学校規模の過小過大をなくす
- ・ 現状のままで、必要性の高い場合に特例を認める
- ・ 過大校は枠を減らし、過小校は枠を増やす
- ・ 最大限受け入れる
- ・ 男女のバランスも考えた方がよい
- ・ 選択制なのに枠を決めるのは選択制の意味がないので、希望した学校に行かせてほしい
- ・ 通学区域を見直す
- ・ 区域の学校に行けばそのような問題はないので、学校選択制度の見直しや廃止をする

問 12 近年、学校施設に余裕がないため学校選択制度による受け入れ枠を制限する学校があります。制限する学校がある中、学校選択制度を実施することについて、どのようにお考えですか。（○は1つ）

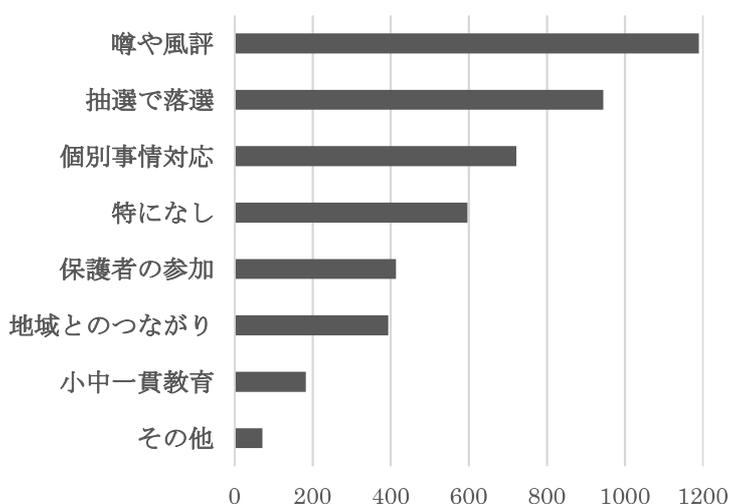
1	受け入れ枠を減らす学校があっても、多くの学校で受け入れができるのであれば、問題ないと思う	1,672	57.2%
2	施設に余裕がなく受け入れができない学校や受け入れ枠を減らす学校が 10 校近くもある状況で、学校選択制度を実施するのは問題があると思う	395	13.5%
3	よくわからない	755	25.8%
4	その他	67	2.3%
	無回答	34	1.2%
	計	2,923	



問 13 学校選択制度について、次のような意見がありますが、あなたはどのように思いますか。あなたの考えに近いと思う番号に○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1 噂や風評等により学校を選択している場合が多くなる
- 2 地元の学校という意識が薄れ、地域とのつながりが薄くなる
- 3 自宅が学校から遠い家庭が多くなり、保護者が学校の取組に参加しづらくなる
- 4 抽選に落選した生徒が、消極的な気持ちで入学する可能性がある
- 5 希望が受け入れ枠を上回ると抽選になるため、個別の事情によって通学区域外の学校に行く必要性のある生徒への対応が抽選後になる
- 6 学校選択制度により、小中一貫教育(小学校と中学校との連携した教育)が進めにくくなる
- 7 問題は特にない
- 8 その他

1 噂や風評で選択	1,190	26.3%
2 地域とのつながり薄れる	394	8.7%
3 保護者の参加減少	414	9.2%
4 抽選で落選した生徒	945	20.9%
5 個別事情への対応	722	16.0%
6 小中一貫教育に支障	183	4.1%
7 特になし	597	13.2%
8 その他	72	1.6%
計	4,517	

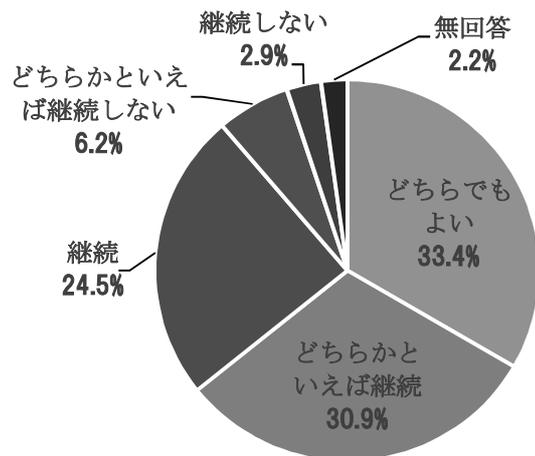


<その他の主な意見>

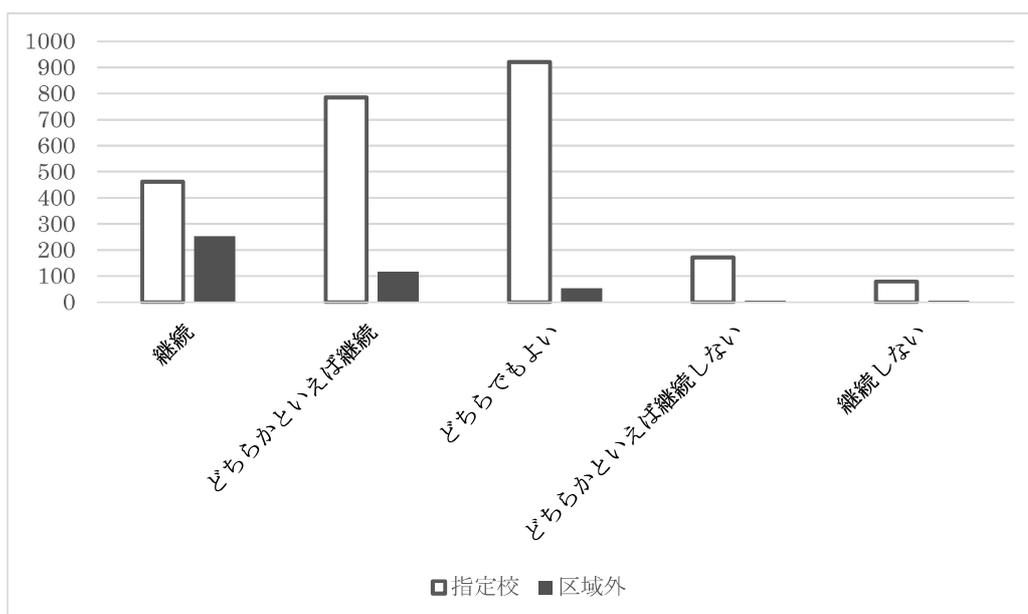
- ・ 小学校でトラブルがあった子などが環境を変える良いきっかけになる
- ・ 学校選択制度を利用することにより、幅広い人間関係が築ける機会が増える
- ・ 区境の学校は遠くからの通学になりやすく選ばれにくい
- ・ もともと人数の少ない学校が制度により更に少なくなるため、部活が成り立たず、また更に人数が少なくなるという悪循環が起こる

問 14 学校選択制度について、どう思いますか。(○は1つ)

1 継続した方がよい	716	24.5%
2 どちらかといえば継続した方がよい	902	30.9%
3 どちらでもよい	975	33.4%
4 どちらかといえば継続しない方がよい	180	6.2%
5 継続しない方がよい	85	2.9%
無回答	65	2.2%
計	2,923	

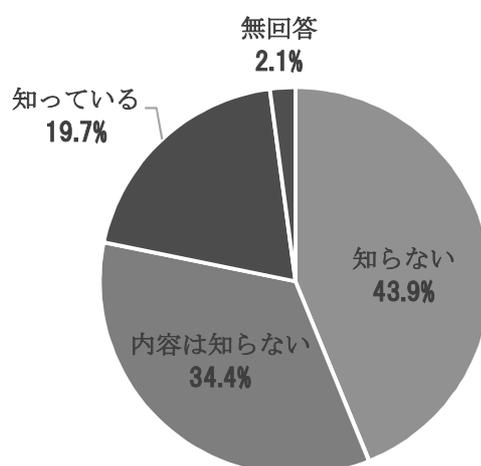


	指定校		区域外		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 継続	462	19.1%	252	58.1%	714	25.0%
2 どちらかといえば継続	785	32.5%	117	27.0%	902	31.6%
3 どちらでもよい	921	38.1%	53	12.2%	974	34.1%
4 どちらかといえば継続しない	172	7.1%	6	1.4%	178	6.2%
5 継続しない	79	3.3%	6	1.4%	85	3.0%
計	2,419		434		2,853	



問 15 練馬区には特定の理由に基づき、保護者が申請を行い、教育委員会が許可した場合に「指定校」以外の学校に就学することができる「指定校変更制度」があります。この制度についてどの程度知っていますか。

1	制度内容を知っている	575	19.7%
2	制度があることは知っているが内容は知らない	1,005	34.4%
3	知らない	1,283	43.9%
	無回答	60	2.1%
	計	2,923	



問 16 学校選択制度について、ご意見がありましたらご記入ください。

【主な意見】

〔子どもに関する意見〕

- ・ 中学生になったら部活動を頑張りたいと思う子が多いので、希望の部活動がある学校を選択できる制度は続けるべきだと思う。
- ・ 小学校で不登校になった子どもが、学校選択制度のおかげで通学区域外の学校へ行くことができ、笑顔で登校している。学校選択制度を続けてほしい。
- ・ 指定校に入学することを最初から希望していたので、他校については全く検討しなかったが、学校選択制度があったおかげで、入学前に親子で中学進学について話し合い、前もって考えることができた。
- ・ 与えられた環境で周りの人とどう前向きに生きていくかが大切だと思う。特別な理由がある人だけ相談すれば良い。新しい仲間との出会いは素晴らしく、同じ小学校からは男女合わせ数人しか入学しなかったが、学校の雰囲気も良く充実し楽しく通っている。

〔学校（教員）に関する意見〕

- ・ この制度のおかげで、本人のレベルにあった強い部活に入る事ができ、遠くても、楽しんで有意義に中学生生活を送れている。入学前から、そして現在も公共交通機関を使っての遠い通学が心配。元来、徒歩通学を基本とした校則だが、こういった制度変更により、登校時間や所要時間も変わっている。併せて校則も変えていって欲しいと思う。
- ・ ほとどの学校も「少人数授業、行事が盛ん、部活動が活発」が特徴で、他と比べても大きな差がない。人数の多い学校はその分活発な部活があり、入りたくても抽選で入れない。
- ・ 家庭訪問が必要になった時、学校からの距離があると教員に負担がかかる。
- ・ 入学前の説明会で最低限必要な情報をもらえないと、入ったあとに子どもが嫌な思いをする。説明会ではもっと大切なことを説明して、学校を選択する情報を与えてほしい。
- ・ 同じ義務教育をしているはずの学校で、それぞれの学校の特色があるのがそもそもの問題なのではと思う。

〔学校規模、教育内容に関する意見〕

- ・ 教育内容が異なるため、最新の教育を受けられる学校を選択したいと思う。
- ・ この制度によって、学校としてもよりよい学校作りを考えるのでよいことだと思う。
- ・ 学校の広さにより、受け入れる生徒数を考えることも必要。
- ・ 区境にある学校は人気がない傾向にあると聞き、中学校案内冊子の人数を見たが、その通りだと思った。校庭の芝生化や施設の充実化等して、人気が出るように工夫すべき。部活の試合等でも練馬区中心部の学校を見かける機会が増えた。
- ・ 区境にある学校はどうしても生徒が少なくなってしまうことに不満。周囲の学校の受入を少なくすとか、区の境の学校に特色のあるプログラム等を更に提供するなどの対策を考えてほしい。子が通っている学校はとていい学校だが、生徒が少ないのがとても残念。
- ・ 小中一貫教育のメリットが不明である。

〔保護者、地域との関係に関する意見〕

- ・ 部活動が強いという理由で学校を決めていることが多く、試合などで見ていると、かなりの差が出ていておもしろくない。自分の住む地域の学校に行くからこそ、地域との関わりもできると思う。
- ・ 学校選択制度の実施によって、地域住民との関わりが少なくなるのでは。
- ・ 自宅が学校から遠いことを理由に、PTA役員など係・委員を断る保護者が多い。不公平だと思う。同じ学校に通っているなら、当然、理解し、活動に参加すべき。
- ・ 地域あつての学校なので、学校選択制度は必要ない。

〔受け入れ人数、抽選に関する意見〕

- ・ 抽選をしないで、希望者全員が入学できるようにしてほしい。
- ・ 選択制度の基準を、特別の事情がある方や兄弟が在学している方を優先とか、何か条件をつけた方がよい。
- ・ 選択制度を利用して、きょうだいを通学区域外の学校に通っている。きょうだいともに、抽選で入る事が出来たが、下の子がはずれてしまった場合を考えると不安がある。在学中

の兄弟がいる場合には兄弟枠のようなものがあると有り難い。

- ・ 学校選択制度を本格的に実施するのであれば、もっと受け入れ枠を増やしたり、施設の増設をしたりしなければ、本当の意味での選択制とはならないと思う。基本は学区域内の生徒が入学し、残りの枠に多くの生徒が申し込むのであれば、不公平となる。希望が通らな
いと、学区域に入学する以前の制度の方が平等。
- ・ 個別の事情（特に対人関係等）で通学区域外を希望する人を優先した後に、抽選を行な
ったほうが良い。

【その他の意見】

- ・ 基本は地域の学校が良い。しかし、いじめや家庭の事情などで学区域外の学校でも変更で
きるといふ選択肢は残しておく必要はある。
- ・ 指定校変更制度があるので、特定の理由がないのであれば、近隣の学校にのみ学校選択が
できるようにすれば良い。部活、PTA、保護者会活動に問題が生じる事があると思う。
- ・ 学校選択制度で希望の学校の抽選にもれたが、指定校に入学してみるととても良い学校で、
それを知らずに選択制で選ぶ生徒が少ないのはもったいないと思う。
- ・ 地元の学校に通うのがよい。地元の学校が嫌であれば、引越しや私立に行けばよい。
- ・ 中学校案内冊子はそれぞれの中学校の特色がわかりやすくまとめてあり、見ただけで
楽しかった。魅力的な中学校がたくさんあり、自分で選択して通えるのは良い。
- ・ 中学校の学校公開日が小学校の土曜公開と重なる場合が多いので、実際に子どもが自分の
目で学校見学できる機会が少ない。
- ・ 指定校以外に自宅周辺に2校程あり検討対象になったが、自発的に動かないと情報を得ら
れず、どの様に情報を得るのか分からなかった。
- ・ 学区外希望の抽選を春や夏終わりの早い時期にすると、抽選でもれてしまった人（親子）
が気持ちの切替えだったり、外部受験などの対応、秋に中学校行事など見学したりといろ
いろ対策できるのでは、と思ったことがある。

中学校選択制度に関するアンケート（国都私立保護者・生徒）

〔回答状況〕

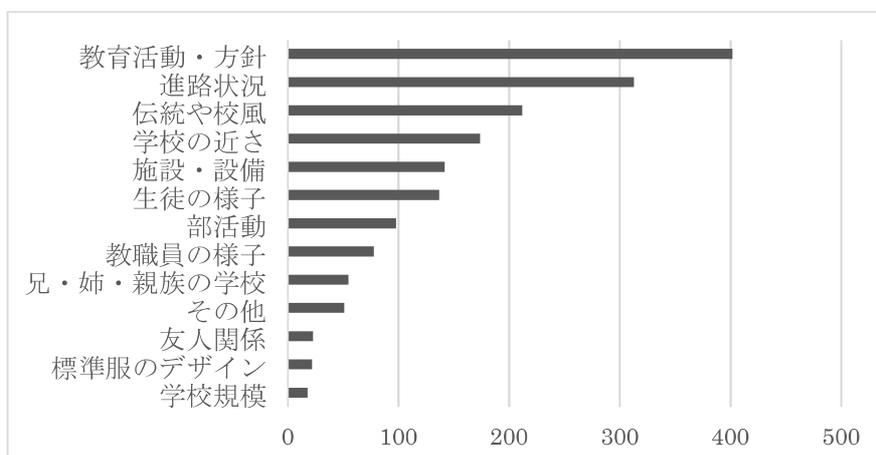
保護者・生徒 送付数 1,299 回答数 662 回答率 51.0%

問1 お子様に通学している中学校について教えてください。

1	私立中学校	551	83.2%
2	都立中学校	58	8.8%
3	国立中学校	52	7.9%
4	その他	1	0.2%
計		662	

問2 入学を希望した中学校を選ぼうとした理由は次のどれですか。（○は3つ）

1	兄・姉・親族の在籍校や卒業校	55	3.2%
2	友人関係	23	1.3%
3	学校の近さや通学のしやすさ	174	10.1%
4	学校の教育活動や教育方針	402	23.3%
5	学校の伝統や校風	212	12.3%
6	標準服のデザイン	22	1.3%
7	生徒の様子	137	7.9%
8	教職員の様子	78	4.5%
9	部活動の有無や活動状況	98	5.7%
10	学校の施設・設備	142	8.2%
11	学力や卒業生の進路状況	313	18.1%
12	学校規模(生徒数・学級数)	18	1.0%
13	その他	51	3.0%
計		1,725	



<その他の主な意見>

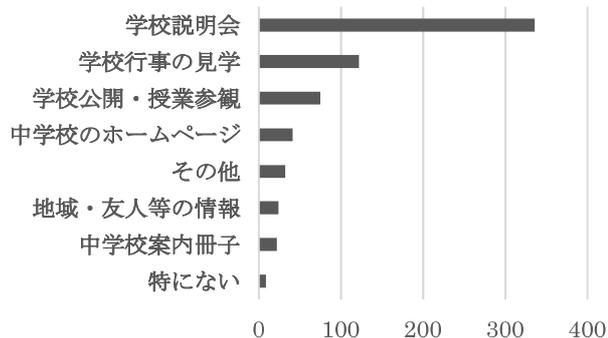
- ・ 内部進学
- ・ 帰国子女枠での入試がある
- ・ 学力や高校進学のための内申点を考えて
- ・ 学校選択締切後に子どもからいじめのため指定校を避けたいと言われたため
- ・ 中高一貫校であり、大学の附属である
- ・ 女子校を希望

<区立中学校通学者と国都私立中学校通学者の比較>

理 由	区立		国都私立		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 兄・姉・親族の在籍校や卒業校	509	17.8%	55	3.2%	564	16.1%
2 友人関係	368	12.9%	23	1.3%	391	11.2%
3 学校の近さや通学のしやすさ	969	34.0%	174	10.1%	1,143	32.6%
4 学校の教育活動や教育方針	59	2.1%	402	23.3%	461	13.2%
5 学校の伝統や校風	29	1.0%	212	12.3%	241	6.9%
6 制服のデザイン	7	0.2%	22	1.3%	29	0.8%
7 生徒の様子	26	0.9%	137	7.9%	163	4.7%
8 教職員の様子	11	0.4%	78	4.5%	89	2.5%
9 部活動の有無や活動状況	170	6.0%	98	5.7%	268	7.7%
10 学校の施設・設備	10	0.4%	142	8.2%	152	4.3%
11 学力や卒業生の進路状況	13	0.5%	313	18.1%	326	9.3%
12 学校規模(生徒数・学級数)	15	0.5%	18	1.0%	33	0.9%
13 その他	668	23.4%	51	3.0%	719	20.5%
計	2,854		1,725		3,501	

問3 中学校を選ぶ際、主に参考にしたものは次のどれですか。(〇は1つ)

1	中学校のホームページ	41	6.2%
2	中学校案内冊子	22	3.3%
3	学校公開・授業参観	75	11.3%
4	学校説明会	336	50.8%
5	学校行事の見学	122	18.4%
6	地域・友人等の情報	24	3.6%
7	特にない	9	1.4%
8	その他	32	4.8%
	無回答	1	0.2%
	計	662	



<その他の主な意見>

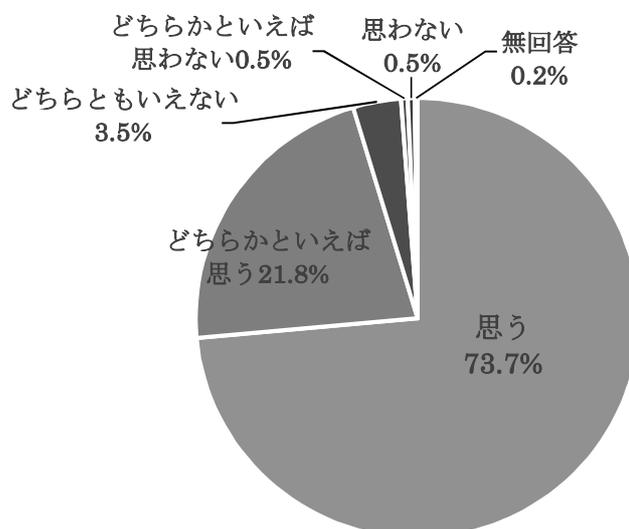
- ・ 塾からの情報
- ・ 体験授業
- ・ 実際に通っている家庭から話を聞いた

<区立中学校通学者と国都私立中学校通学者の比較>

参考にしたもの	区立		国都私立		総計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 中学校ホームページ	136	4.7%	41	6.2%	177	5.2%
2 中学校案内冊子やパンフレット	133	4.6%	22	3.3%	155	4.5%
3 学校公開・授業参観	150	5.1%	75	11.3%	225	6.6%
4 学校説明会	511	17.5%	336	50.8%	847	24.8%
5 学校行事の見学	68	2.3%	122	18.4%	190	5.6%
6 地域・友人等の情報	758	25.9%	24	3.6%	782	22.9%
7 特になし	1,030	35.2%	9	1.4%	1,039	30.4%
8 その他	117	4.0%	32	4.8%	149	4.4%
無回答	20	0.7%	1	0.2%	21	0.6%
計	2,923		662		3,415	

問4 お子様は、現在の中学校で充実した学校生活を送っていると思いますか。

1 思う	488	73.7%
2 どちらかといえば思う	144	21.8%
3 どちらともいえない	23	3.5%
4 どちらかといえば思わない	3	0.5%
5 思わない	3	0.5%
無回答	1	0.2%
計	662	



<区立中学校通学者と国都私立中学校通学者の比較>

	区立		国都私立		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 思う	1,398	47.8%	488	73.7%	1,886	52.8%
2 どちらかといえば思う	1,134	38.8%	144	21.8%	1,278	35.8%
3 どちらともいえない	286	9.8%	23	3.5%	309	8.7%
4 どちらかといえば思わない	60	2.1%	3	0.5%	63	1.8%
5 思わない	31	1.1%	3	0.5%	34	1.0%
無回答	14	0.5%	1	0.2%	15	0.4%
計	2,923		662		3,570	

問5 練馬区では練馬区立中学校を選択できる、「学校選択制度」を実施しています。制度について、どう思いますか。

1 継続した方がよい	369	55.7%
2 どちらかといえば継続した方がよい	137	20.7%
3 どちらでもよい	87	13.1%
4 どちらかといえば継続しない方がよい	14	2.1%
5 継続しない方がよい	9	1.4%
6 よく知らない	42	6.3%
無回答	4	0.6%
計	662	

問6 練馬区には特定の理由に基づき、保護者が申請を行い、教育委員会が許可した場合に「指定校」以外の学校に就学することができる「指定校変更制度」があります。この制度についてどの程度知っていますか。

1 制度内容を知っている	158	23.9%
2 制度があることは知っているが内容は知らない	182	27.5%
3 知らない	321	48.5%
無回答	1	0.2%
計	662	

問7 学校選択制度について、ご意見がありましたらご記入ください。

【主な意見】

〔子どもに関する意見〕

- ・ 選択ができると学校の人気に差が出てしまうと思うが、子どもには充実した学校生活を送ってほしいと願っているため、学校選択制度は重要だと思う。
- ・ 子どもの選択肢が広がるため、良い制度だと思う。同時に各学校が特色ある学校づくりをしていくことを願う。
- ・ 上の子どもは区立中学校に通っていたが、小学校からの友人トラブルが中学校でエスカレートし、教員との関係も悪く、学校に通うことができなくなって転校した。小学校の友人関係を変えるためにも選択できる環境は残してほしい。

〔学校（教員）に関する意見〕

- ・ 選択制になったことである程度学校、教師側の取り組みが変わったと思う。やりすぎは（競争が過激になること）はよくないので、本質を見失わずに進めて欲しい。
- ・ 学校選択制度があるのでそれぞれの学校がもっと魅力的であってもいいと思う。
- ・ 学校の特徴、個性がいまいち分からず、その中から“合いそうな学校”を選ぶのは難しい。

〔学校規模、教育内容に関する意見〕

- ・ 中学校により特色があるので選べた方が良い。公立中はどこも同じような教育だと良い。
- ・ 選択制であっても区立中は横並びで各校の特色が見えづらく、教育内容で選ぶというより、口コミで選ぶしかないように思う。
- ・ 友人在住の他区では選択制を導入した上で、それぞれの学校（公立の）が特色を強く出した授業等を行っている。練馬区もそういった取り組みを行い、子供達の進学への意欲の向上を行ってほしい。
- ・ 結果的に子供を私立に入れたが、区立では学区内の中学校と近隣の中学校の2校について学校説明会に行った。学校ごとに説明会の進行については違いがあると思うが、どの学校も保護者が「この学校に入れたい」と思うには何か欠けている。学区内の中学に進学させるか、または学校選択制で区内の中学に進学させるかにしても、区立中学の生徒数を確保するのであれば小学6年生の親が何をポイントに入学する学校を選ぶのかを知るべき。それにより、私立や国立、都立中学への流出も減るのではと思う。
- ・ 通学している方からの情報、地域の評判で中学校のイメージができてしまう。魅力のある学校、そうでない学校、どこに差があるのか検証し、どの学校も通いたくなる校風にしていく必要がある。通いたいと思えるインパクトのあることをできると良い。

〔保護者、地域との関係に関する意見〕

- ・ 地元の学校に通うことは、地域連携に結び付き町の発展に繋がる。
- ・ 地元の学校に通うかを選択するのに保護者同士の情報は大きい。在校生の親から小学校の親に良い情報も悪い情報も伝わる。

〔選択の判断基準、情報に関する意見〕

- ・ 学校説明会の日が重なっていたので、日程を各校ずらして頂きたかった。
- ・ 6年生の時、中学校のパンフレットのようなものを配布して資料提供していたのはいいことだと思った。配布時期をもう少し早めても（5年時終わり）いいのではとも思う。
- ・ 学区の中学校は人気が無かった為、中学受験をする人が多かった。学校選択制をしていると、中学校の評判や人気があからさまになり、人気の無い学区は外に出る事を常に考えさせられる。選択制が無ければ、特に何も考えずに自分の学区の中学に進学できると思う。

〔受け入れ人数、抽選に関する意見〕

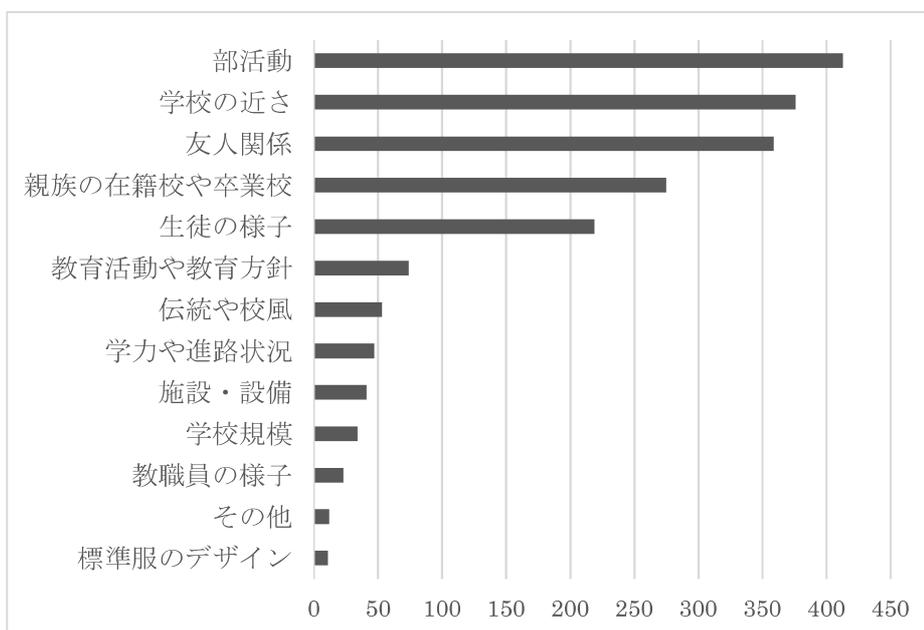
- ・ 兄姉が通っているのであれば無条件に入学させてあげてほしい。全て抽選というのは、平等なようで平等でない。
- ・ 抽選によって、行きたい学校に行けなくなってしまうというのは、「思春期の大切な時間を過ごす」のにとっても残念。
- ・ 通学区域外の学校を希望しても人数制限で入学できないことがある。より多様な選択をできるようにするため、当該人数制限を廃止するか、縮小してほしい。

〔その他の意見〕

- ・ テレビで麴町中学校のことを取り上げていた。近くにあったら是非行かせたい。
- ・ 小学校についても、保育園や幼稚園の友人がほとんどいないことや学童クラブの関係等々の理由で、学区外の小学校を希望する場合にも、ある程度選択権があってもいいのではないかな。
- ・ 一定の中学校に集中してしまう状況を避ける為にルールを設けていると思う。結果的に子どもは私立に進学したが、学校選択制度により、区立校への進学であれば、指定外の中学校に抽選により決まっていた。抽選で希望が通らない方もいるが、チャンスが平等という事で納得できると思う。むしろ「変更制度」を悪用して希望を通そうという方がいること、それによって悲しい思いをしている子どもがいること、対策があればなと思う。
- ・ 自転車での通学ができないなら結局は近くの学校を選ぶことになるので、制度はなくてもいいと感じる。
- ・ 学校を選択するのであれば、公立以外で選択すれば良いと思う。公立は、決められた学区域に通学してこそと思う。
- ・ 全体的なレベルアップを目指せば学校選択制度はいらないと思う。「指定校変更制度」をもう少しゆるやかにし、部活などにより変更したければ、使えるようにしたらどうか。
- ・ 抽選で落ちた時の救済をすみやかにした方がいい。もともと私立に進学予定だったが、練馬区立中をとりあえず選択しなければならなかったため、学区外だけれど近い近所の中学を選択したところ、うちは当選し、まわりのお友達が何人も落ちて行きたい学校を諦める姿を見て、とても申し訳ないような気持ちになった。

問2 学校選択制度において、生徒や保護者は、どのような理由によって学校を選んでいると思いますか。(〇は3つまで)

1 兄・姉・親族の在籍校や卒業校	275	14.2%
2 友人関係	359	18.5%
3 学校の近さや通学のしやすさ	376	19.4%
4 学校の教育活動や教育方針	74	3.8%
5 学校の伝統や校風	53	2.7%
6 標準服のデザイン	11	0.6%
7 生徒の様子	219	11.3%
8 教職員の様子	23	1.2%
9 部活動の有無や活動状況	413	21.3%
10 学校の施設・設備	41	2.1%
11 学力や卒業生の進路状況	47	2.4%
12 学校規模(生徒数・学級数)	34	1.8%
13 その他	12	0.6%
計	1,937	



<その他の意見>

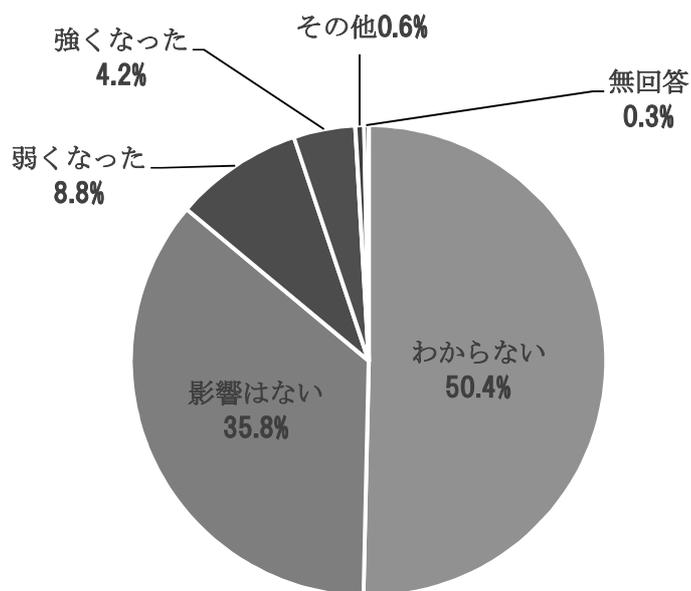
- ・ 地域や学力など周辺の評判
- ・ 生活指導の厳しさ
- ・ 評価・評定のとやすさ
- ・ 噂等による学力
- ・ 学校が落ち着いているかどうか
- ・ ネット上の口コミ

問3 学校選択制度は、「特色ある学校・学ぶことが楽しい魅力ある学校づくりの推進」につながっていると思いますか。（〇は1つ）

1 思う	60	8.9%
2 どちらかといえば思う	188	27.9%
3 どちらともいえない	225	33.4%
4 どちらかといえば思わない	114	16.9%
5 思わない	81	12.0%
無回答	5	0.7%
計	673	

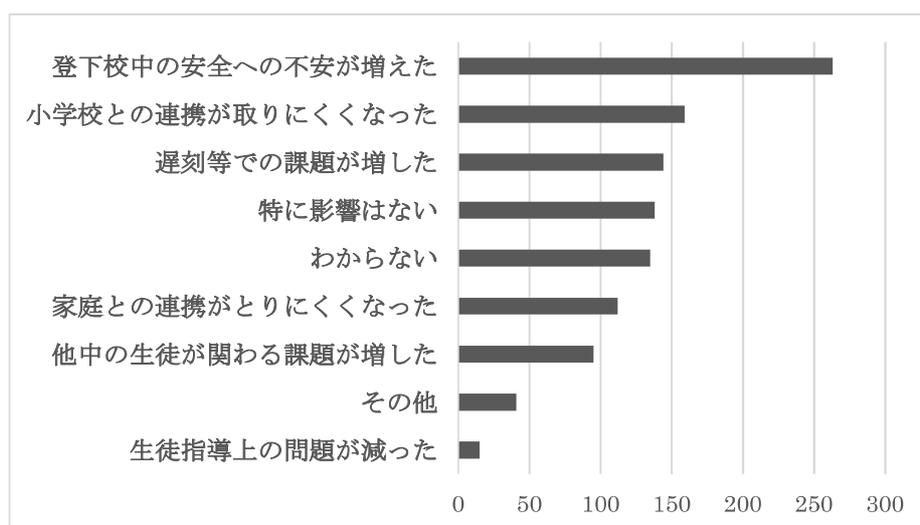
問4 あなたの学校では、学校選択制度によって、学校と地域（地域住民・町会・自治会等）とのつながりに影響があったと思いますか。（〇は1つ）

1 つながりが強くなった	28	4.2%
2 つながりが弱くなった	59	8.8%
3 影響はない	241	35.8%
4 わからない	339	50.4%
5 その他	4	0.6%
無回答	2	0.3%
計	673	



問5 あなたの学校では、学校選択制度によって生徒指導面に影響があったと思いますか。
(○はい/△は多少/×はいくつでも)

1	自覚が高まり、生徒指導上の問題が減った	15	1.4%
2	家庭との連携がとりにくくなった	112	10.2%
3	小学校との連携がとりにくくなった	159	14.4%
4	登下校中の安全への不安が増えた	263	23.9%
5	遅刻等生活指導面での課題が増した	144	13.1%
6	他の中学校の生徒が関わる生活指導面での課題が増した	95	8.6%
7	特に影響はない	138	12.5%
8	わからない	135	12.3%
9	その他	41	3.7%
計		1,102	

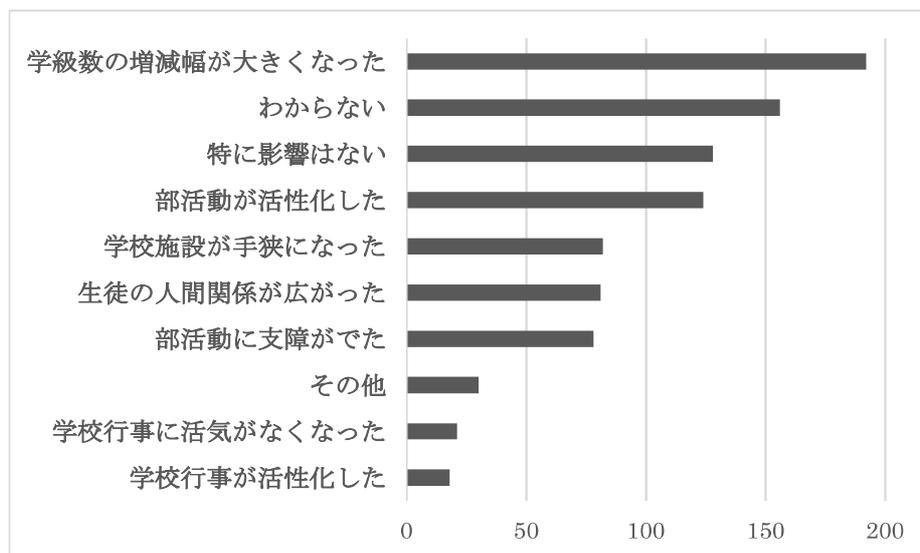


<その他の主な意見>

- ・ 具合が悪い、ケガをした際の保護者対応に時間がかかる
- ・ 自転車の不正利用／携帯・スマホの所持、不正利用／登下校中の買い食い等
- ・ 提出物の不備を過ぎたり、忘れ物したりしても遠いから再登校できないと言い訳する生徒への指導
- ・ 学校でのトラブル、不登校等になると、簡単に別の学校に転校できると考える生徒・保護者の増加
- ・ 他校との人関関係による生徒指導の増加
- ・ 特別支援を要する生徒（地域外）の増加
- ・ 正直、良い影響は思いあたらない

問6 あなたの学校では、学校選択制度によって教育活動等に影響があったと思いますか。
(〇はいくつでも)

1 学校行事が活性化した	18	2.0%
2 部活動が活性化した	124	13.6%
3 生徒の人間関係が広がった	81	8.9%
4 年度によって学級数の増減の幅が大きくなった	192	21.1%
5 学校行事に活気がなくなった	21	2.3%
6 部活動に支障がでた	78	8.6%
7 学校施設が手狭になった	82	9.0%
8 特に影響はない	128	14.1%
9 わからない	156	17.1%
10 その他	30	3.3%
計	910	



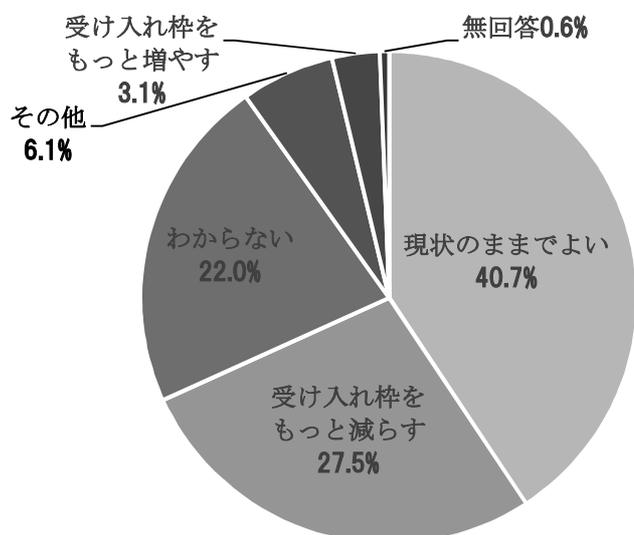
<その他の主な意見>

- ・ 生活指導が大変になった
- ・ 男女比のバランスが極端に悪く、教科指導に影響がある
- ・ 地元の子でない生徒が増え、地域の指導が行きとどかなくなった
- ・ 保護者や生徒を集めるために行事が増えて負担が増した
- ・ 放課後の再登校や緊急避難等の際、考慮すべきことが多くなった
- ・ 年度によって生徒数の増減の幅が大きくなった

問7 学校選択制度によって入学希望者が一部の学校に集中し、学校規模が過大になったり過小になったりすることが指摘されています。

これまでに制度の見直しを行い、学校規模の過大化、過小化への対応として、現在、通学区域外からの受け入れ枠を原則 40 人(1学級)としています。このことについて、どのようにお考えですか。(〇は1つ)

1 受け入れ枠をもっと増やす	21	3.1%
2 受け入れ枠をもっと減らす	185	27.5%
3 現状のままでよい	274	40.7%
4 わからない	148	22.0%
5 その他	41	6.1%
無回答	4	0.6%
計	673	

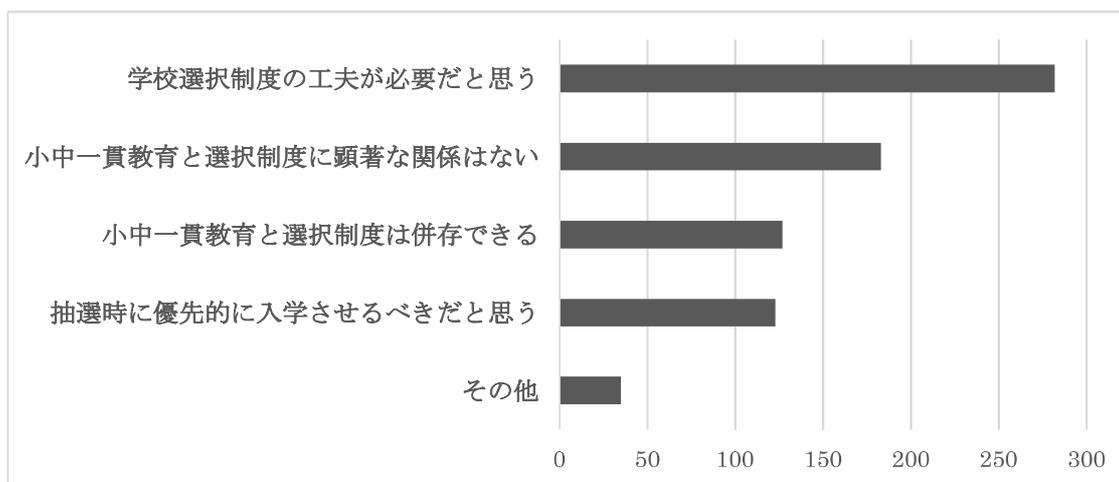


<その他の主な意見>

- ・ 受け入れ枠は学校の規模（教室数）によって学校が決める
- ・ 学校から自宅の距離も考慮に入れるようにする
- ・ 公立を第一希望とする者を優先する
- ・ 原則、選択制を廃止し、特別な事情のある生徒のみ配慮する
- ・ 受け入れをなくす
- ・ 過小となった学校でも教員数を減らさず、少人数に手厚く対応する

問8 練馬区で進めている小中一貫教育と学校選択制度の関係について、どのようにお考えですか。（〇はいくつでも）

1	小中一貫教育は、子供たちが連携先の中学校に進学しなくても意味のあることなので、学校選択制度と小中一貫教育は併存できると思う	127	16.9%
2	小中一貫教育と学校選択制度との間に顕著な関係はない	183	24.4%
3	連携している中学校への入学を希望する児童については、学校選択制度の抽選において優先的に入学させるべきだと思う	123	16.4%
4	小中一貫教育を進めても、連携先の中学校に進学しない児童が多くなると意義がうすれてしまうので、学校選択制度の工夫が必要だと思う	282	37.6%
5	その他	35	4.7%
計		750	

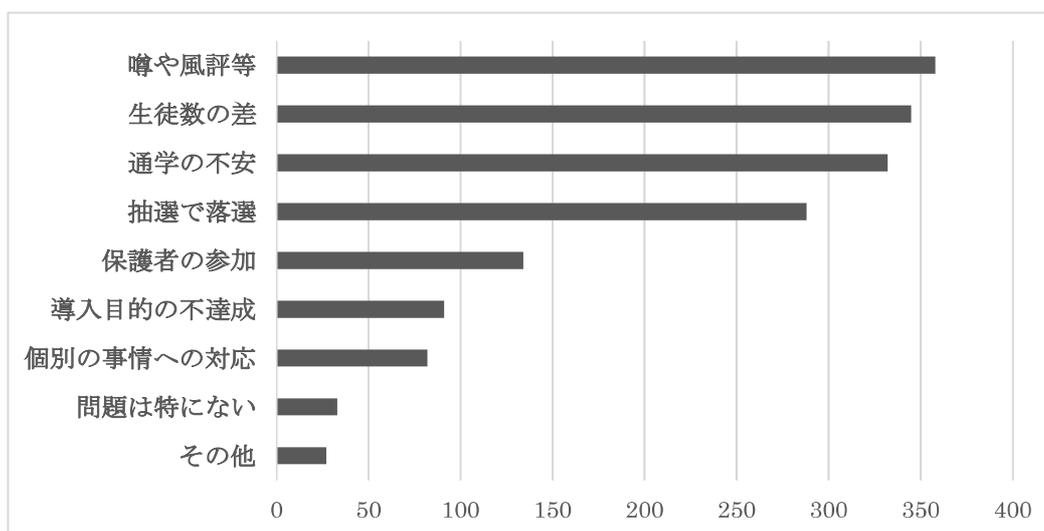


<その他の主な意見>

- ・ 連携していない小学校から入学した生徒へのフォローが必要
- ・ それぞれの制度の方針に矛盾がある
- ・ 小中一貫教育と選択制の両立は難しい

問9 学校選択制度について、次のような意見がありますが、あなたはどのように思いますか。あなたの考えに近い番号に○をつけてください。（○はいくつでも）

1	噂や風評等により学校を選択している場合が多くなる	358	21.2%
2	通学範囲が広くなり、通学の安全確保に不安が生じる	332	19.6%
3	自宅が学校から遠い家庭が多くなり、保護者が学校の取組に参加しづらくなる	134	7.9%
4	抽選に落選した生徒が、消極的な気持ちで入学する可能性がある	288	17.0%
5	抽選が実施された場合、個別の事情によって通学区域外の学校に行く必要がある生徒への対応が抽選後になる	82	4.9%
6	学校間の生徒数の差が広がる	345	20.4%
7	学校選択制度の導入目的(特色ある学校・学ぶことが楽しい学校・開かれた学校づくり等)が、達成されない	91	5.4%
8	問題は特にない	33	2.0%
9	その他	27	1.6%
計		1,690	

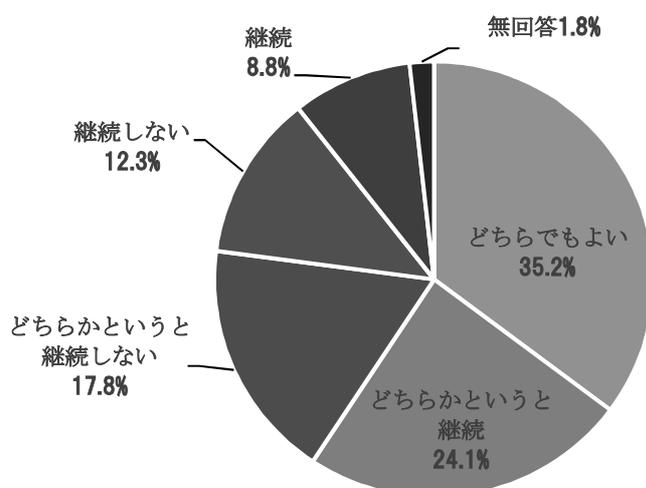


<その他の意見>

- ・ 自ら選択して受けた教育が受けれた方がいい
- ・ 学区域だから入学するという意識（親子とも）から、選択して入学するという責任（選択した責任）を持たせるべき
- ・ 一部の事情（いじめ等）がある者を除いて選択は不要
- ・ 落選しても教育委員会へ問い合わせれば入学できると考える家庭が多い
- ・ 学校は努力するべきなので、特色をだすためには選択制という厳しさはあるべき
- ・ 私立等に進学の可能性のある生徒が選択した場合、入学者数が不確定となる

問 10 学校選択制度について、どう思いますか。（〇は1つ）

1 継続の方がよい	59	8.8%
2 どちらかという継続の方がよい	162	24.1%
3 どちらでもよい	237	35.2%
4 どちらかという継続しない方がよい	120	17.8%
5 継続しない方がよい	83	12.3%
無回答	12	1.8%
計	673	



問 11 学校選択制度について、ご意見がありましたらご記入ください。

【主な意見】

〔選択制度全般に関する意見〕

- ・ 選択制度が無くなると、様々な事情で困る生徒が一定数いると思う。
- ・ 児童によっては個別の事情もあると思うので制度は必要。
- ・ 部活動の有無や、いじめる子が行かない学校を選んでいる事が多い。
- ・ 都立や私立へ進学する児童も多いので、それ以外の児童は学区制でよい。学区外に進学希望する児童の多くは、小学校でも支援が必要だった子や友人とのトラブルがあった子が多い。それなのに小中での連携がとりにくいのは本末転倒ではないのか。
- ・ 誰でもどこにでもではなく、特殊な事情がある生徒にのみ適用するなどした方がよい。
- ・ 特別な配慮が必要な生徒が中学校3年間を平和に安心して過ごすための配慮として学校選択はあるべき。学校同士を単に競わせることで区全体の底上げを図ろうとするのは、公立の在り方にはそぐわない。
- ・ 選択制度に反対ではないが、遠方であったり通学に公共機関の利用が必要である場合はあまり好ましくない。隣接区域や徒歩通学のみ限定するのが良い。

〔学校規模・教育内容に関する意見〕

- ・ どの学校に通っても同じレベルの教育が受けられることが公立校の良さだと思う。どこまで独自性を高めるか、また異動する教員が学校の特色を担うところにも難しさがある。
- ・ 施設の規模に応じて受け入れ人数を調整するべき。
- ・ 学校の規模が広がれば広がるほど、きめ細やかな指導が難しくなってしまう現状がある。メリットもあるがデメリットが大きいように思う。
- ・ 応募や受け入れ数の状況によって施設が手狭になることが大きな問題。小中一貫教育や学校選択制度の議論の前に、今の施設で十分な教育活動ができるかを考えるべき。
- ・ 小規模になると、学習活動、生活指導、特別支援とも、生徒間の関連や相互関係からは、改善することが非常に困難。最低でも1学年2学級は必要。
- ・ 学校側ではどうにもならない施設や校舎に関する格差を埋めなければ、導入目的の達成は難しいのではないかと。
- ・ 義務教育の学校は、地域の学校に通うのが最良であり、「特色」をつけて、選択させたり、競わせたりすることは、弊害しかない。どの学校も子どもを大事にする行き届いた教育を目指すべき。
- ・ 中学受験合格発表後にならないと、新入生の人数がはっきりしないので、次年度の教員の構成や教育計画に影響が大きい。

〔地域との関係に関する意見〕

- ・ 登下校の安全性や地域とのつながりを第一優先に考えてほしい。
- ・ 本来の地域の学校という目的が薄れ、地域に対する思いが育たなくなっている。

〔受け入れ人数・抽選に関する意見〕

- ・ 抽選に当選しても、国公立中合格後に辞退する例が見られる。当選後は必ず入学する。または、国公立受験者は抽選を希望しない等の制限が必要。
- ・ 国私立中を受ける場合は選択できない等の制限が必要。
- ・ 抽選に落選しても希望する学校への入学が毎年見受けられる。見直しが必要である。

〔その他の意見〕

- ・ 「生徒が集まらない学校はそれなりの理由がある」という気持ちを各校持って、努力を続けるべきだと思う。
- ・ 小中一貫教育との整合性に欠ける。
- ・ 「学校選択制度があるから」という理由でよりよい学校づくりをしているわけではない。制度がないと頑張れないと思われるのは悲しい。部活動も授業も目の前の生徒のために良いものにしたい。生徒の活動が満足に行えるよう、ある程度の生徒数は必要。一部の学校にだけ生徒が集まっても、練馬区全体の教育のレベルアップにはつながらない。
- ・ 学校選択をするなら小中一貫教育はやめる。小中一貫教育をやるなら学校選択はやめる。通学区域を見直す。
- ・ 練馬区は小中一貫教育に力を入れているが、連携校以外の学校から多くの入学があり、出身小学校全ての学校とは連携できていないので矛盾を感じる。

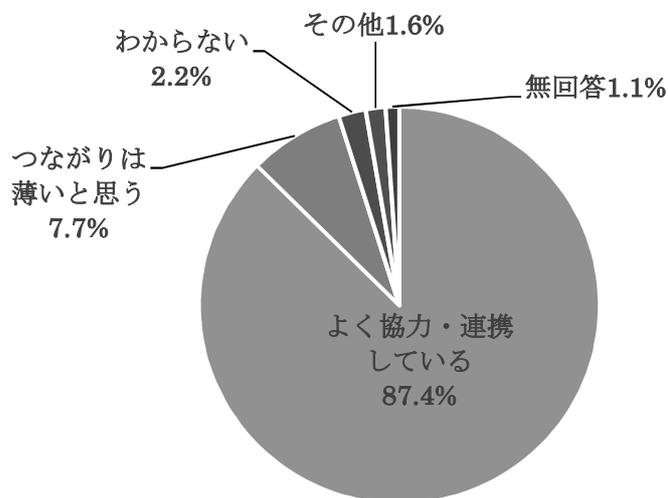
中学校選択制度に関するアンケート（学校評議員）

〔回答状況〕

区立中学校学校評議員 送付数 288 回答数 182 回答率 63.2%

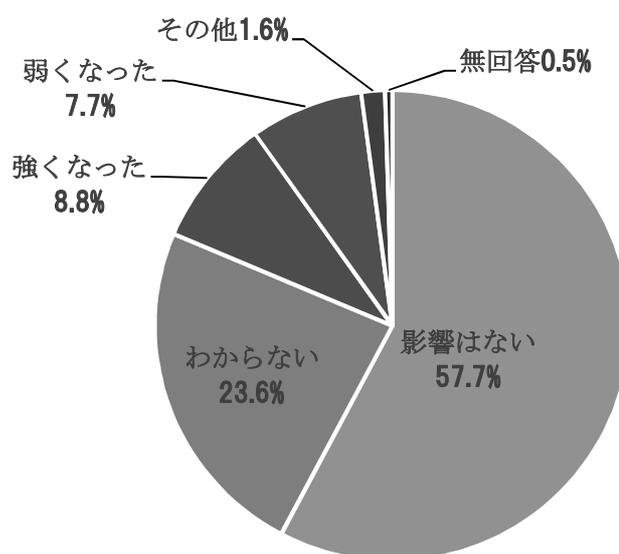
問1 あなたの地域の中学校は、地域（地域住民・町会・自治会等）とよく連携していると思いますか。（○は1つ）

1 地域と学校がよく協力・連携している	159	87.4%
2 地域と学校のつながりは薄いと思う	14	7.7%
3 わからない	4	2.2%
4 その他	3	1.6%
無回答	2	1.1%
計	182	



問2 あなたの学校では、学校選択制度によって、学校と地域（地域住民・町会・自治会等）とのつながりに影響があったと思いますか。（〇は1つ）

1 つながりが強くなった	16	8.8%
2 つながりが弱くなった	14	7.7%
3 影響はない	105	57.7%
4 わからない	43	23.6%
5 その他	3	1.6%
無回答	1	0.5%
計	182	

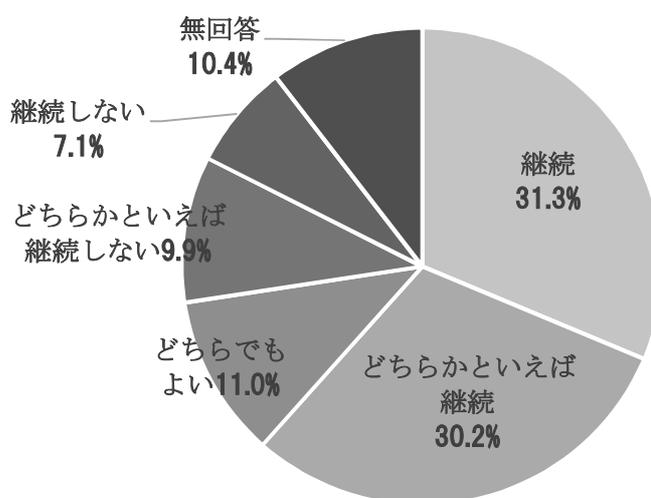


<その他の主な意見>

- ・ 働く保護者が増えている中で、子供達の安心安全を守る為に、より多くの大人の温かい目が必要となる。学校と地域のはつながりは、これから更に重要になると感じている。
- ・ 休日のイベントに、先生方にご協力いただくことが、以前に比べて難しくなっている。先生方も忙しく、働き方改革の面からも仕方ないことだが、学校と地域のはつながりを深めていくには、先生方の協力が不可欠なところもあり、課題である。
- ・ 学校という場所を地域の拠点として考えてくれることが大事。
- ・ 地域とのつながりは年々薄くなる傾向にあるが、学校選択制に受入人数制（原則 40 人）が導入され、ある程度の抑制になっている。
- ・ 地域外の生徒が増加することによって、保護者の地域への関心が薄く、協力体制が弱くなっている。特に地域における催しなどへの協力を求めても、区域外の保護者が多いと参加を渋る傾向がみられ、小学校の保護者の協力度と温度差がある。
- ・ 地域の大人が子供達を見守るということは指定校・区域外に関係ない。分け隔てなく目を配ること。学校選択制により学区域に関係なく学校と情報交換できる。

問3 学校選択制度を継続した方がよいと思いますか。(〇は1つ)

1 継続した方がよい	57	31.3%
2 どちらかといえば継続した方がよい	55	30.2%
3 どちらでもよい	20	11.0%
4 どちらかといえば継続しない方がよい	18	9.9%
5 継続しない方がよい	13	7.1%
無回答	19	10.4%
計	182	



問4 学校選択制度について、ご意見がありましたらご記入ください。

【主な意見】

〔保護者、地域との関係に関する意見〕

- ・ 学校選択制の良い点も理解できるが、小、中の義務教育期間の地域のつながりは、大人になって共通の思い出となる。反面、いじめやその他で悩む人にとっては、選択制に助けられる人もいるのは事実。ゆるやかな改革で地域との交流を進められたら良い。
- ・ 学校選択制度は、学区域外からの通学生徒の災害時の安全性等の心配はあるが、その生徒の指定校にやりたい部活動が無いことや、どうしても一緒の学校に進みたくない友人がいるなどの状況にある生徒にとっては必要なものなのではないか。
- ・ 小中学生と地域のつながりは大切。中学生段階で地域から切り離してしまうのは早過ぎる。ただ、深刻化している「いじめ」等の問題もあるので、個々の事情によって地域外の中学へ通える制度はあって良い。
- ・ 義務教育ならば、学校、保護者、地域で力を合わせる事が当たり前。他地域や、学校を選ぶというのは、区立でなくても良い。生徒数の格差、今や校風まで変わっていき、地域力も弱る。
- ・ 登下校の安全面や、地域の人たちとの繋がりを感じてもらうためには、学区域内の学校に通うのがよい。
- ・ 地域との関連からは、同一町会の子どもたちが通えるのがいいと思っている。

〔子供に関する意見〕

- ・ 選択制度があることで学校が活発になっている。学区外の生徒が生徒会のリーダーになっていたりする。学区に拘らず、生徒が楽しめればよい。
- ・ 小学校から中学への進学時に、対人関係や施設の問題、部活動など、中学校を選択する必要がある生徒はいる。
- ・ 小学校でいじめなどがあつた場合も、選択制度があれば無理なく他の地域の学校を選べる。また、部活動も入りたい部活動がある学校を選べる。
- ・ 子どもたちのための制度なので、今後も個々の能力を伸ばすことにつながり、良い環境が得られるために継続されることを願う。
- ・ 多方面からの生徒を受け入れる事により、違う考え方、新しい人との交流ができる半面、災害時の対応が難しく心配。

〔学校（教員）に関する意見〕

- ・ 3校の説明会に参加したが、配布される資料、説明の内容、先生方から伝わる意欲など、とても違いがあり驚いた。各学校で特色もある為、選択制度は意義がある。
- ・ 学区内での小、中学校の先生方の連携をきちんと取っていれば問題なく進学できると思う。小中一貫交流の成果を出して欲しいが、個人の希望、事情を優先し、選択出来る事も必要と考える。
- ・ 様々な小学校から集まる中学校は刺激があつて良い。しかし、小学校からの引き継ぎ（特に課題のある家庭）をする上で、難しいところがあるのではないかと。現場の先生方の意見を聞き、先生方の思いに寄り添いたい。
- ・ 各校が特色ある学校を作り、子どもがそれにあつた学校に行けることは問題ない。しかし、子どもや保護者に問題があつた場合の学校の対応が大変になるのではないかと。思う。
- ・ 学校選択制度があるので、もっと各校がPRしてもいいのではと思う。

〔学校規模、教育内容に関する意見〕

- ・ 学校選択制度は、各学校の教員の「見られている」という意識を芽生えさせ、教育内容の工夫や充実につながる。また、保護者も自らが各学校の教育内容等を検討することが不可欠になり、親の教育機会という側面もある。
- ・ 一人一人の生徒が、学校に行こうと思う様な環境作りが出来ると良い。区立なので差が出てはならないが、各校の特色を生徒が理解し、選択できると不登校が少なくなると思う。
- ・ 選択制度による生徒数の偏りが出来ているのは確かなので、条件付きの選択制にするのが最良ではないか。
- ・ 選択制があるということは良い学校と悪い学校があるという前提のもとに選択される。学校のそれぞれのカラーがあることは良いことだが、教育内容はどこでも一緒でなければならない。
- ・ 過少規模校はここ数年、毎年新学年のクラス編成に苦慮している。隣接する学校の卒業生は毎年50名を超えている。学校選択制度にメリット、デメリットはあるのだろうが、過少規模校に関しては、この制度の弊害が生じているとしか思えない。
- ・ 選択制度は、子供達が部活や校風から自分で選べ、意欲につながることは良いことだが、学力レベル、部活のレベルに格差が広がる懸念がある。

- ・ 教員の異動により部活の存続が難しくならないような工夫が必要。

〔受け入れ人数、抽選等の制度に関する意見〕

- ・ 各校 40 人としているが、施設の規模に応じた定員にしてはどうか。
- ・ 交友関係の一新を図りたい生徒等（いじめ等の問題の対処）は、選択できるように、受入れ人数を半分にすると等して、学校選択する事情がある生徒を優先する位でよいと思う。
- ・ 区全体ではなく、学校から数キロ以内に居住など、ある程度基準を設けるのはいかがか。
- ・ 抽選になった場合、外れた時はショックがある。確定の時期も遅いので、指定校と選択校両方の説明会に出る必要や制服の採寸があり、心が落ち着かない状況になる。このような点から、選択制をやめるということも賛成である。

〔その他の意見〕

- ・ 強く継続希望。従来の学区分けとなると弊害が出るが（不便さ等）、現状のまま継続であれば少なくとも戻すことによる弊害は出ない。
- ・ 様々な要因で学区外を選択する人がいると実感している。制服の好みや部活の有無などで選択するケースと、対人関係など、あらたな場所を求めるケースもある。学校選択制度があればどのようなケースでも受け入れられ、学区外に入学しても違和感を感じさせないのは大きなメリットである。他学区に進学した家庭から、学校の情報や状況を聞く機会もあり、メリットがある。
- ・ 不登校の生徒が増えているのに選択制度をやめてしまったらもっと増える気がする。
- ・ 部活動のある、なしで選択している生徒が多いと聞く。生徒数が減少していく中で、部活動は個々の学校でなく数校が集まり、部活を行っている学校へ生徒が行くようにしたらどうか。
- ・ 選択制度があることはいい。しかし、それによって生徒数に偏りが生じ、部活動の数が減少や行事等に支障があることに対しては、何らかの対策が必要。
- ・ 小学校での人間関係やいじめ等、環境をリセットして中学校に通学できるケース等には、有効な制度。しかし、学区域外の学校へ進学するにあたり、小中学校間の情報の引継ぎが不十分で、進学先が困るケースもある。登校支援シートもあまり有効に活用されているとは思えない。
- ・ この制度には、メリット、デメリットがあり、地域性との問題もあるため結論を出すのが難しい。検証委員会にて導かれた結果を基本に進められたらいいと思う。

(3) 練馬区立中学校選択制度の実施状況（平成27年度～令和元年度入学）

学校名	平成27年度						平成28年度						平成29年度						平成30年度						令和元年度					
	学齢者			学校選択状況			入学者			学校選択状況			入学者			学校選択状況			入学者			学校選択状況			入学者			学校選択状況		
	①(人)	②(人)	③(人)	④(%)	⑤(人)	希望者	入学者	入学率	③(人)	④(%)	⑤(人)	希望者	入学者	入学率	③(人)	④(%)	⑤(人)	希望者	入学者	入学率	③(人)	④(%)	⑤(人)	希望者	入学者	入学率	③(人)	④(%)	⑤(人)	
旭丘	80	62	8	12.9	14	87	52	5	9.6	10	55	8	14.5	14	76	51	4	7.8	6	75	44	8	18.2	10						
豊玉	153	86	3	3.5	4	170	90	6	6.7	6	168	79	5	6.3	6	156	100	8	8.0	8	174	79	6	7.6	9					
豊玉第二	98	56	5	8.9	9	103	72	8	11.1	11	91	61	11	18.0	12	83	47	7	14.9	8	102	74	15	20.3	23					
中村	234	169	19	11.2	34	216	157	22	14.0	58	222	180	26	14.4	60	196	146	12	8.2	26	233	173	29	16.8	51					
開進第一	285	187	17	9.1	29	267	176	25	14.2	36	234	159	23	14.5	26	230	142	14	9.9	26	260	160	18	11.3	29					
開進第二	162	171	50	29.2	94	150	113	47	41.6	84	150	154	40	26.0	82	122	84	23	27.4	52	146	133	33	24.8	86					
開進第三	146	133	41	30.8	74	159	119	43	36.1	83	162	120	26	21.7	47	151	113	25	22.1	52	160	110	24	21.8	48					
開進第四	192	123	12	9.8	14	185	110	14	12.7	20	191	132	19	14.4	23	153	99	16	16.2	20	194	155	19	12.3	27					
北町	222	102	12	11.8	13	145	113	11	9.7	14	116	93	10	10.8	13	204	143	25	17.5	32	203	122	18	14.8	21					
練馬	251	155	14	9.0	15	223	129	22	17.1	26	211	147	17	11.6	26	214	143	25	17.5	32	203	122	18	14.8	21					
練馬東	192	165	41	24.8	54	188	145	35	24.1	46	159	143	43	30.1	53	139	106	25	23.6	33	159	131	33	25.2	45					
貫井	140	101	14	13.9	20	155	93	12	12.9	16	166	121	16	13.2	19	158	122	13	10.7	16	178	125	12	9.6	19					
田柄	152	142	38	26.8	50	175	161	36	22.4	48	185	171	37	21.6	44	168	147	24	16.3	36	141	132	40	30.3	52					
豊浜	83	55	5	9.1	6	89	50	4	8.0	6	92	50	3	6.0	3	82	36	3	8.3	4	85	36	3	8.3	8					
光が丘第一	58	104	61	58.7	66	38	80	67	83.8	94	42	82	37	45.1	77	41	83	42	50.6	76	38	84	33	39.3	86					
光が丘第二	72	100	52	52.0	67	62	100	60	60.0	79	62	83	34	41.0	59	72	95	32	33.7	70	74	91	32	35.2	80					
光が丘第三	76	104	54	51.9	76	80	106	51	48.1	82	64	129	78	60.5	117	76	111	68	61.3	110	189	142	29	20.4	47					
石神井	119	41	4	9.8	5	95	24	1	4.2	1	116	0	0	0	1	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
石神井東	265	239	46	19.2	79	244	212	73	34.4	120	254	198	13	6.6	99	238	216	31	14.4	96	264	197	22	11.2	96					
石神井西	260	200	34	17.0	54	246	191	44	23.0	71	217	153	21	13.7	34	236	167	22	13.2	38	249	196	37	18.9	62					
石神井南	265	211	28	13.3	45	274	215	27	12.9	37	272	238	39	16.4	60	243	187	17	9.1	34	281	236	23	9.7	31					
上石神井	144	122	14	11.5	21	146	115	6	5.2	11	148	111	7	6.3	11	149	124	6	4.8	12	135	117	9	7.7	16					
南が丘	172	141	37	26.2	49	158	138	44	31.9	55	156	152	41	27.0	54	143	103	24	23.3	40	126	98	27	27.6	45					
南が丘	136	73	10	13.7	13	142	95	5	5.3	9	132	88	9	10.2	12	147	104	11	10.6	14	150	83	5	6.0	7					
谷原	194	149	27	18.1	34	219	140	14	10.0	15	187	124	11	8.9	12	237	170	27	15.9	31	222	147	16	10.9	21					
三原台	239	166	20	12.0	24	229	183	23	12.6	28	257	196	21	10.7	31	223	176	31	17.6	32	225	154	20	13.0	29					
大泉	285	233	13	5.6	76	296	246	45	18.3	69	253	218	14	6.4	93	318	251	6	2.4	107	297	255	28	11.0	106					
大泉第二	257	181	18	9.9	23	232	187	17	9.1	20	228	151	12	7.9	17	230	163	14	8.6	19	230	166	21	12.7	27					
大泉西	218	167	6	3.6	7	228	176	7	4.0	7	215	175	7	4.0	8	195	144	5	3.5	6	212	152	4	2.6	4					
大泉北	148	172	63	36.6	71	161	142	33	23.2	36	142	135	40	29.6	48	148	135	27	20.0	34	153	132	30	22.7	37					
大泉学園	166	155	28	18.1	39	179	165	31	18.8	43	148	152	37	24.3	48	157	149	28	18.8	42	167	182	46	25.3	61					
大泉学園桜	105	75	8	10.7	11	121	87	8	9.2	15	103	72	7	9.7	13	107	79	11	13.9	15	133	79	9	11.4	10					
関	272	156	14	9.0	18	286	189	14	7.4	23	278	168	13	7.7	24	253	162	14	8.6	19	255	164	16	9.8	18					
八坂	181	66	2	3.0	3	161	81	0	0.0	0	167	73	1	1.4	3	168	69	1	1.4	1	169	86	1	1.2	1					
	5,922	4,562	818	17.9	1,211	5,909	4,447	860	19.3	1,279	5,669	4,363	726	16.6	1,249	5,523	4,134	636	15.4	1,141	5,814	4,354	680	15.6	1,231					

① 各年度前年の10月1日現在、通学区域内の学齢簿上の新1年生数

② 各年度5月1日現在の新1年生数

③ 学校選択制度による入学者数(②の内数)

④ ②の入学者に対する③の割合(③/②)

⑤ 通学区域外からの当初希望者数

※③と⑤の差は、国都立中へへの抜けや抽選会実施による減少

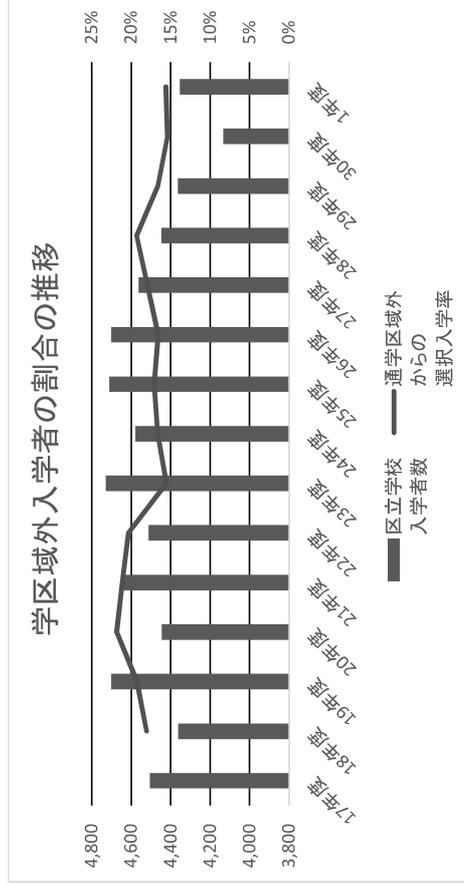
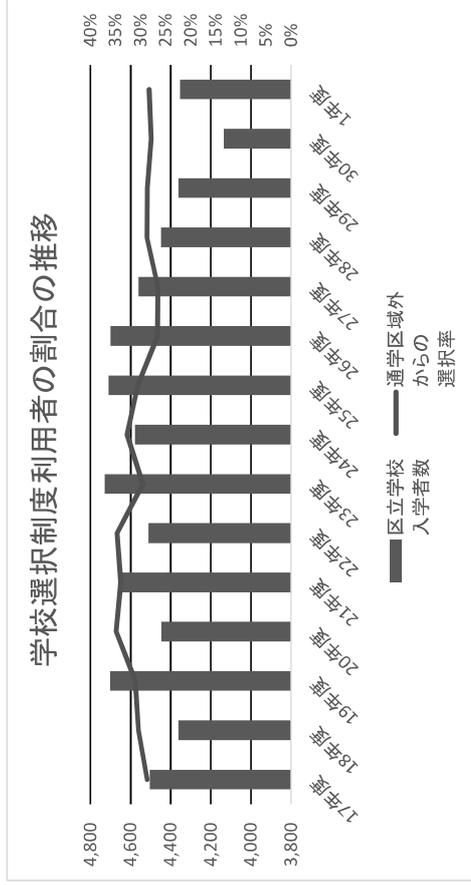
※光が丘第四中学校(平成30年度閉校)：学齢者数は通学区域となる光が丘第三中学校に算入

(小・中学校の国都私立学校への入学率)

入学年度	小学校		中学校			
	学齢簿登録者数(10/1)	入学率	学齢簿登録者数(10/1)	入学率		
H27	5,885	219	3.7%	5,922	1,210	20.4%
H28	5,720	228	4.0%	5,909	1,314	22.2%
H29	5,875	234	4.0%	5,669	1,215	21.4%
H30	5,606	201	3.6%	5,523	1,218	22.1%
R1	5,760	213	3.7%	5,814	1,273	21.9%
平均	5,769	219	(3.8%)	5,767	1,246	(21.6%)

(4) 中学校選択制度利用状況と割合の推移

	入学年度	区立学校 入学者数	通学区域外 からの 選択者数	通学区域外 からの 選択率	通学区域外 からの 選択入学者数	通学区域外 からの 選択入学率
1	17年度	4,505	1,294	28.7%		
2	18年度	4,361	1,326	30.4%	786	18.0%
3	19年度	4,702	1,460	31.1%	905	19.2%
4	20年度	4,446	1,549	34.8%	971	21.8%
5	21年度	4,642	1,577	34.0%	982	21.2%
6	22年度	4,511	1,566	34.7%	918	20.4%
7	23年度	4,729	1,397	29.5%	735	15.5%
8	24年度	4,578	1,497	32.7%	762	16.6%
9	25年度	4,711	1,438	30.5%	804	17.1%
10	26年度	4,701	1,252	26.6%	779	16.6%
11	27年度	4,562	1,211	26.5%	818	17.9%
12	28年度	4,447	1,279	28.8%	880	19.3%
13	29年度	4,363	1,249	28.6%	726	16.6%
14	30年度	4,134	1,152	27.9%	636	15.4%
15	1年度	4,354	1,231	28.3%	680	15.6%
合計(平均)		67,746	20,478	(30.2%)	11,362	(16.8%)



(5) 学校を選択した主な理由

選択希望票内のアンケート結果。選択は1つのみ。(令和元年度入学)

理由	区域内		区域外		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
学校が近い、通学がしやすいから	2089	47.1%	216	17.5%	2305	40.7%
兄・姉が通っている、通っていたから	780	17.6%	198	16.0%	978	17.3%
友達がその学校に行くから	587	13.2%	200	16.2%	787	13.9%
その他・未記入	661	14.9%	105	8.5%	766	13.5%
希望する部活動があるから	98	2.2%	226	18.3%	324	5.7%
雰囲気がいよいかから	92	2.1%	89	7.2%	181	3.2%
新たな人間関係を作りたいから	33	0.7%	112	9.1%	145	2.6%
建物・学校の環境がいよいかから	76	1.7%	54	4.4%	130	2.3%
学校規模(生徒数・学級数)が合っているから	13	0.3%	31	2.5%	44	0.8%
制服(標準服)がいよいかから	4	0.1%	5	0.4%	9	0.2%
総計	4433		1236		5669	

※その他理由

(区域内)

- ・学区域で特に不満がないため
- ・友人のほとんどが学区域に行くため

(区域外)

- ・学区内へ転居する予定がある
- ・学校説明会の内容がよかったため
- ・支援学級があるため

(6) 受入可能人数と抽選校の推移

	学 校 名	27年度入学	28年度入学	29年度入学	30年度入学	元年度入学
1	旭 丘	40	40	40	40	40
2	豊 玉	40	40	40	40	40
3	豊 玉 第 二	40	40	40	40	40
4	中 村	30	40	40	40	40
5	開 進 第 一	40	40	40	40	40
6	開 進 第 二	40	40	40	40	40
7	開 進 第 三	40	40	40	40	40
8	開 進 第 四	40	40	40	40	40
9	北 町	40	40	40	40	40
10	練 馬	40	40	40	40	40
11	練 馬 東	40	40	40	40	40
12	貫 井	40	40	40	40	40
13	田 柄	40	40	40	40	40
14	豊 溪	40	40	40	40	40
15	光 が 丘 第 一	40	40	40	40	40
16	光 が 丘 第 二	40	40	40	40	40
17	光 が 丘 第 三	40	40	40	40	40
18	光 が 丘 第 四	40	40	40	(閉校)	
19	石 神 井	40	40	20	40	30
20	石 神 井 東	40	30	40	40	40
21	石 神 井 西	40	40	40	40	30
22	石 神 井 南	40	40	40	40	40
23	上 石 神 井	40	40	40	40	40
24	南 が 丘	40	40	40	40	40
25	谷 原	40	40	40	40	20
26	三 原 台	20	20	20	30	40
27	大 泉	10	10	20	10	30
28	大 泉 第 二	40	40	40	40	40
29	大 泉 西	40	40	40	40	40
30	大 泉 北	40	40	40	40	40
31	大 泉 学 園	30	40	40	40	40
32	大 泉 学 園 桜	40	40	40	40	40
33	関	20	30	40	40	40
34	八 坂	40	40	40	40	40
合 計		1270	1,290	1,300	1,280	1,270
抽選校数		2	9	7	4	7

(7) 23 区の学校選択制度の実施状況

	小学校			中学校		
	学校数	実施の有無	実施形態	学校数	実施の有無	実施形態
練馬	65	×		33	○	自由選択制
千代田	8	×		2	○	自由選択制
新宿	29	×		10	○	自由選択制
文京	20	×		10	○	自由選択制
台東	19	×		7	○	自由選択制
目黒	22	×		9	○	隣接区域選択制
中央	16	○	特認校制 (施設に余裕がある学校)	4	○	自由選択制
港	18	○	隣接区域選択制	10	○	自由選択制
墨田	25	○	隣接区域選択制	10	○	自由選択制
江東	45	○	自由選択制 (原則徒歩30分以内の範囲)	23	○	自由選択制
品川	31	○	ブロック選択制 (区内4ブロック)	9	○	自由選択制
渋谷	18	○	自由選択制	8	○	自由選択制
豊島	22	○	隣接区域選択制	8	○	隣接区域選択制
荒川	24	○	隣接区域選択制	10	○	自由選択制
板橋	51	○	隣接区域選択制	22	○	自由選択制
足立	69	○	隣接区域選択制	35	○	自由選択制
江戸川	71	○	自由選択制 (原則1.2km圏内)	33	○	自由選択制
大田	59	×		28	×	
世田谷	61	×		29	×	
中野	23	×		10	×	
杉並	41	×		23	×	
北	35	×		12	×	
葛飾	49	×		24	×	
実施区数		11			17	自由選択制 15 その他 2

※ ○…実施している ×…実施していない

(平成30年6月 東京都 教育に関する各種調査より)

※ 学校数は令和元年度入学時点

(8) 過去の検証委員会について (概要)

1 第1次検証委員会 (平成20年7月)		提言	答申後
生徒数 (学校規模) の差の広がり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受け入れ人数枠の明確化と抽選の実施 ○ 指定校変更制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の意識向上 ○ 保護者・地域・小学校との連携 ○ 教育委員会の支援 	<p>21年3月 教育委員会で中学校選択制度の改善策を決定 ⇒22年度入学の学校選択制度において改善策を実施 ○ 受け入れ人数枠は原則40人 (1学級) に設定 ○ 受け入れ人数枠を超える希望の場合には抽選 ○ 指定校変更承認基準の明確化 (改正) など</p>
学校の特色・魅力づくり・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の趣旨等の情報充実 ○ 学校案内冊子・学校ホームページの充実 ○ 学校公開、学校説明会の充実 ○ 小学校における説明会の開催 		
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学経路等の把握と指導の徹底 ○ 安全対策の周知・徹底 ○ 部活動等の再登校の見直し 		
通学の安全の確保			
2 第2次検証委員会 (平成26年3月)		提言	答申後
生徒数 (学校規模) の差と小規模校対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受け入れ人数枠を超えた場合の抽選の徹底 ○ 補欠の取扱いの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域へ対して、学校への関心を喚起し、学校行事等への協力を促す働きかけ ○ 災害時の生徒の安全確保等の対応を検討 ○ 学校公開や学校行事の公開等に参加しやすい工夫や在校生・保護者の声が伝えられる取組みを検討 	<p>26年9月 中学校選択制度検討会議の設置 (3回開催) 27年1月 教育委員会へ検討結果を報告 ⇒28年度入学の学校選択制度において改善策を実施 ○ 受け入れ人数40人の明確化と補欠の廃止 ○ 小規模校への支援の継続</p>
保護者・地域と選択制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級編制の早期化の検討 ○ 特別な事情のある生徒の8条申請の受付時期の検討 		
学校運営と選択制度			

(9) 平成27年度～令和元年度 生徒数・学級数一覧

平成27年度～令和元年度 生徒数・学級数一覧表 (令和元年5月1日現在)

中学校	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	生徒数	学級数								
旭 丘	164	6	160	6	170	6	158	6	149	6
豊 玉	264	8	273	9	259	9	278	9	268	9
豊 玉 第 二	187	6	189	6	187	6	181	6	183	6
中 村	525	15	489	15	509	15	487	15	499	14
開 進 第 一	562	15	556	15	524	14	475	13	467	13
開 進 第 二	508	15	448	14	434	13	346	10	375	11
開 進 第 三	422	12	401	12	372	11	356	12	345	11
開 進 第 四	362	11	341	11	367	11	342	10	387	12
北 町	325	9	326	9	309	9	316	9	320	9
練 馬	445	12	440	12	439	12	424	12	417	12
練 馬 東	464	13	464	14	452	13	392	11	381	11
貫 井	375	11	328	10	322	10	344	11	373	12
田 柄	481	14	482	14	475	13	469	14	443	13
豊 溪	164	6	155	6	152	6	137	5	122	4
光が丘第一	291	9	281	9	266	8	241	8	248	9
光が丘第二	329	10	307	9	283	9	277	9	265	9
光が丘第三	287	9	295	9	338	10	346	10	385	11
光が丘第四	148	6	114	4	67	3	24	1	(閉校)	
石 神 井	655	18	645	17	649	18	633	17	615	18
石 神 井 東	507	15	566	15	543	14	518	14	516	14
石 神 井 西	652	18	635	18	661	18	636	17	666	17
石 神 井 南	394	12	371	11	351	11	350	10	353	11
上 石 神 井	400	12	412	12	438	12	402	11	352	10
南 が 丘	239	8	260	8	257	8	287	9	273	9
谷 原	404	11	432	12	414	12	439	13	441	13
三 原 台	583	17	565	17	551	16	555	16	528	15
大 泉	725	20	725	20	700	19	720	20	728	20
大 泉 第 二	565	16	575	16	524	14	506	14	487	14
大 泉 西	552	15	534	15	521	15	499	14	471	13
大 泉 北	503	15	480	15	453	13	415	12	405	12
大 泉 学 園	509	14	486	14	468	13	463	13	488	13
大 泉 桜 学 園	232	8	237	7	234	8	236	8	227	7
関	522	15	540	15	518	14	522	15	492	14
八 坂	256	8	236	8	217	7	222	7	229	7
合 計	14,001	409	13,748	404	13,424	390	12,996	381	12,898	379

(10) 練馬区立中学校の学校規模（通常級）

練馬区立中学校の学校規模（通常級）

◆学校規模の基準

練馬区教育委員会事務局では、平成29年2月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」により、区立小・中学校の適正規模を12～18学級に定めている。

適正規模を下回る学校（小学校・中学校いずれも11学級以下）を「過小規模校」、適正規模を上回る学校（小学校25学級以上、中学校19学級以上）を「過大規模校」と呼んでいる。

※国では、学級数の標準規模を、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」としている。（学校教育法施行規則）

◆学校規模の現状

練馬区立中学校の学校規模は、11学級以下の小規模校が16校（48.5%）、12～18学級の適正規模校が16校（48.5%）、19学級を上回る大規模校が1校（3%）である。小規模校のうち、1校は単学級の学年がある。

<学校規模の状況>

令和元年5月1日現在

規 模	校 数	割 合
小規模校(11学級以下)	16校	48.5%
内、単学級が発生している学校	(1校)	(3%)
適正規模校(12～18学級)	16校	48.5%
大規模校(19学級以上)	1校	3%

(11) 学校選択制度と指定校変更制度

「学校選択制度」と「指定校変更制度」

区立小・中学校の就学は教育委員会が指定することとされており、居住地ごとに小・中学校の通学区域を定め、通学区域内にある学校を「指定校」としている。

練馬区では、「指定校」以外の学校に就学するしくみとして、「指定校変更制度」（小・中学校）と「学校選択制度」（中学校のみ）の2つの制度を運用している。

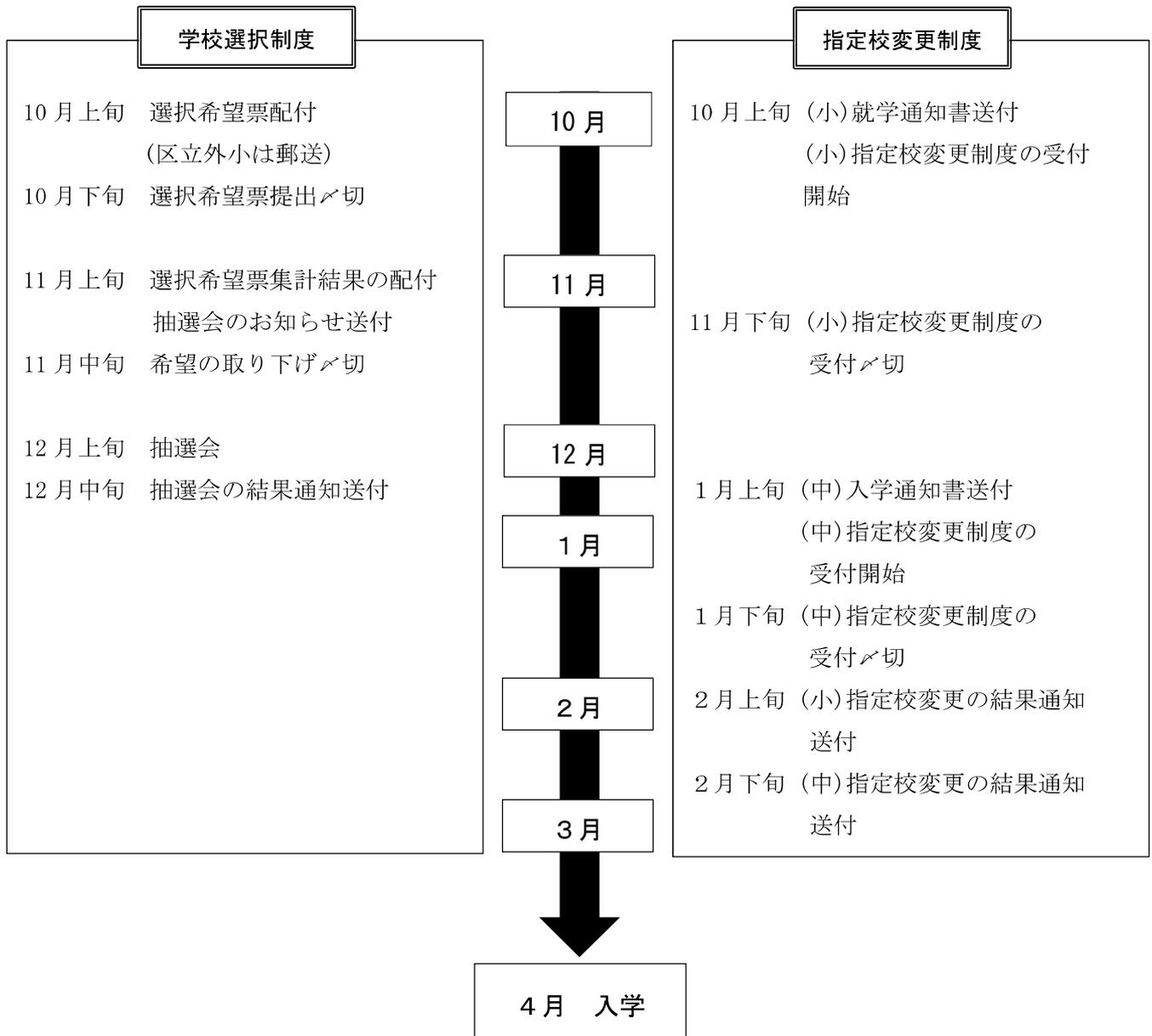
「指定校変更制度」は、学校教育法施行令第8条に基づく制度で、特定の理由に基づき、保護者が申請を行い、教育委員会が許可した場合に「指定校」以外の学校に就学することができる。

「学校選択制度」は、区立中学校に入学する新1年生の保護者や児童が自らの意思で学校を選択できることや、学校の活性化と魅力ある学校づくりを目指し、平成17年度入学時から導入された制度である。区内全域の学校を選択できるしくみとして運用している。

1 就学のしくみ

	学校選択制度	指定校変更制度
制度の運用	理由を問わずに中学校を選択することが可能。ただし、受け入れ可能人数を超える希望があった場合は抽選により当落を決定する。	「指定校変更の審査に係る事務処理基準」に基づき、個別に審査を行い、変更の可否を判断する。
対象	練馬区在住の6年生で、締切りまでに希望を提出した者	入学時だけでなく、すべての学年で申請可
実施時期	受付：10月 抽選：12月	受付：10月（新小1） 1月（新中1） 結果：2月 ※在学年の申請は随時受け付ける。
選択できる範囲	練馬区立中学校全校	通学可能な距離・手段で、申請理由を踏まえた学校
根拠	学校教育法施行規則第32条 練馬区立中学校選択制度実施要領	学校教育法施行令第8条

2 学校選択制度と指定校変更制度の流れ



(13) 諮問文

1 練教教学第1558号

練馬区立中学校選択制度検証委員会

練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱（令和元年6月9日1練教教学第588号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

令和元年10月10日

練馬区教育委員会

教育長 河 口 浩

記

(諮問事項)

練馬区立中学校選択制度の成果、課題および対応策等について

(14) 練馬区立中学校選択制度検証委員会委員名簿

練馬区立中学校選択制度検証委員会委員名簿(第1回～2回)

【委員】

	氏名	職	区分
◎	酒井 朗	上智大学総合人間科学部教育学科教授	学識経験者
	宮本 真之	練馬区小学校PTA連合協議会会長	小学校PTA連合協議会
	堀越 美緒	練馬区小学校PTA連合協議会副会長	小学校PTA連合協議会
○	三留 広和	練馬区立中学校PTA連合協議会副会長	中学校PTA連合協議会
	久保田ふみ子	練馬区立中学校PTA連合協議会副会長	中学校PTA連合協議会
	嶋田 澄子	開進第一中学校学校評議員	中学校学校評議員
	重田 亮一	石神井東中学校学校評議員	中学校学校評議員
	矢野 伸一	豊玉南小学校青少年委員	青少年委員
	水城 江津子	大泉東小学校青少年委員	青少年委員
	牧野 光洋	光が丘夏の雲小学校校長	小学校校長会
	小高 敏男	大泉第二小学校校長	小学校校長会
	神山 信次郎	豊玉第二中学校校長	中学校校長会
	中山 徹	光が丘第二中学校校長	中学校校長会
	大槻 亨	谷原中学校校長	中学校校長会
	関 基雄	大泉第二中学校校長	中学校校長会
	木村 勝巳	教育振興部長	教育委員会事務局

◎ 委員長 ○ 副委員長

【事務局】

吹野 浩一	教育振興部教育施策課長	教育委員会事務局
竹内 康雄	教育振興部学校施設課長	同上
谷口 雄磨	教育振興部教育指導課長	同上
風間 浩也	教育振興部教育指導課統括指導主事	同上
清水 輝一	教育振興部学務課長	同上
柴田 綾子	教育振興部学務課学事係長	同上

練馬区立中学校選択制度検証委員会委員名簿(第3回～6回)

【委員】

	氏 名	職	区分
◎	酒 井 朗	上智大学総合人間科学部教育学科教授	学識経験者
	赤 坂 誠	練馬区立小学校PTA連合協議会副会長	小学校PTA連合協議会
	堀 越 美 緒	練馬区立小学校PTA連合協議会副会長	小学校PTA連合協議会
○	富士田 浩之	練馬区立中学校PTA連合協議会副会長	中学校PTA連合協議会
	富 岡 忠 明	練馬区立中学校PTA連合協議会副会長	中学校PTA連合協議会
	嶋 田 澄 子	開進第一中学校学校評議員	中学校学校評議員
	重 田 亮 一	石神井東中学校学校評議員	中学校学校評議員
	水 城 江 津 子	練馬区立青少年委員会会長	青少年委員
	関 和 彦	練馬区青少年委員会副会長	青少年委員
	長 谷 川 修	開進第二小学校校長	小学校校長会
	高 野 博 文	光が丘四季の香小学校校長	小学校校長会
	澤 井 裕 一	開進第一中学校校長	中学校校長会
	桐 野 和 之	貫井中学校校長	中学校校長会
	田 邊 克 宣	石神井南中学校校長	中学校校長会
	関 基 雄	大泉第二中学校校長	中学校校長会
	木 村 勝 巳	教育振興部長	教育委員会事務局

◎ 委員長 ○ 副委員長

【事務局】

吹 野 浩 一	教育振興部教育施策課長	教育委員会事務局
牧 山 正 和	教育振興部学校施設課長	同 上
谷 口 雄 磨	教育振興部教育指導課長	同 上
風 間 浩 也	教育振興部教育指導課統括指導主事	同 上
清 水 輝 一	教育振興部学務課長	同 上
柴 田 綾 子	教育振興部学務課学事係長	同 上

(15) 練馬区立中学校選択制度検証委員会審議経過

審 議 経 過

月日	回	内容
令和元年 10月10日（木）	検証委員会（第1回）	委員委嘱、検証委員会の運営について、アンケート実施の決定、今後のスケジュール、その他
令和2年 1月21日（火）	検証委員会（第2回）	アンケート結果報告、検証課題の設定、課題1「制度全般に関する成果・課題等」の検証、その他
6月23日（火）	検証委員会（第3回）	検証課題の設定、課題1「制度全般に関する成果・課題等」の検証、課題2「地域とのつながりと中学校選択制度の成果・課題等」の検証、
8月20日（木）	検証委員会（第4回）	課題2「地域とのつながりと中学校選択制度の成果・課題等」の検証、課題3「指定校変更制度と中学校選択制度の整合に関する課題」の検証
10月15日（木）	検証委員会（第5回）	課題3「指定校変更制度と中学校選択制度の整合に関する課題」の検証
1月19日（火）	検証委員会（第6回）	検証委員会まとめ

(16) 練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱

練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱

1 練教教学第588号
令和元年6月9日

(設置)

第1条 平成17年度から開始した学校選択制度について、制度の趣旨をふま
えながら効果や課題等を検証するため、練馬区立中学校選択制度検証委員
会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、練馬区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮
問に応じ、練馬区立中学校選択制度の実施状況の把握・分析および課題の
整理、改善策の検討等を行い、教育長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員は、別表のとおりとし、教育長が委嘱する。
- 5 前項に定めるもののほか、委員長は、事案の性質により、特に必要と認
めたときは、臨時の委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第4項に規定する委嘱の日から令和3年3月31
日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合、教育長は新たに委員を委嘱することができる。
この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職を代行する。

(部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員、学校長、教育委員会事務局職員および関係者の中から委
員長が指名する者で組織する。
- 3 部会長は、部会に属する委員の中から互選により選任する。
- 4 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 部会長は、部会の経過または結果を委員会に報告する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、学校長、教育委員会事務局職員および関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(謝礼)

第8条 委員(学校長および教育委員会事務局職員を除く。)については、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育振興部学務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

学識経験者	1名
小・中学校PTA連合協議会	小学校2名、中学校2名
学校評議員	2名
青少年委員	2名
小・中学校校長	小学校2名、中学校4名
教育委員会事務局	教育振興部長

令和3年3月11日
教育振興部保健給食課

令和3年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

練馬区立少年自然の家において、各種設備の法定点検等(消防設備・ボイラー設備法定点検、害虫駆除等)を行うため、練馬区立少年自然の家条例第4条に基づき、以下のとおり臨時休館する。

1 臨時休館

施設名	期 間
軽井沢少年自然の家	令和3年 4月15・16日、5月6・7日 6月22・23日、11月24・25日 12月6～9日、12月22・23日
下田少年自然の家	令和3年 4月5・6日、6月17・18日 7月14・15日、9月1・2日 10月21・22日、12月20・21日
武石少年自然の家 (本館・新館)	令和3年 5月11～13日、7月15日 12月20～22日 令和4年 1月7日、3月9日
岩井少年自然の家	令和3年 4月12日、5月12日、7月14～16日 7月19・20日、8月31日～9月4日 9月21日、11月12日 12月20～24日 令和4年 1月11～14日、3月14～17日

2 周知方法

区ホームページへの掲載および旅行サービスコーナー（区役所1階）での案内

令和 3 年 3 月 11 日
教育振興部教育指導課

スクール・ロイヤー制度の導入について

1 導入の目的

暴力行為やいじめ問題、事故等に関わる学校の対応において、法務の専門家への相談を必要とし、対応が長期化する事案が増加している。そこで、スクール・ロイヤー制度を導入し、学校等が弁護士に直接法律相談を行い、法的根拠に基づき、迅速かつ適切に対応できる体制を整備する。

2 相談体制

区内を 4 つのエリアに分け、弁護士団体から推薦された、教育や子どもの人権問題等に精通する弁護士（以下、「スクール・ロイヤー」という）をエリアごとに担当として配置する。

3 業務内容

(1) 学校における法律相談・助言、教育委員会への助言

スクール・ロイヤーは、学校等に対して直接相談等を行う。

相談方法は、電話やメール等のほか、事案の内容や緊急性等に応じて、法律事務所・学校・区役所会議室等での対面による相談も可能とする。また、必要に応じて保護者との面談への同席も依頼できる。

(2) 学校で起こる問題の初期対応等に関する管理職研修の実施

スクール・ロイヤーは、区立学校長等を対象とした学校における法律問題への対応等に関する研修を実施する。

4 導入時期

令和 3 年 6 月（予定）

令和3年3月11日
教育振興部教育指導課

令和2年度 練馬区小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会について

練馬区小中一貫教育発表会およびいじめ防止実践事例発表会を合同で開催したので、
下記のとおり報告する。

記

- 1 日 時 令和3年2月2日（火） 15時～16時
- 2 場 所 新型コロナウイルス感染症対策によりWeb会議システム（zoom）にて開催
- 3 参加者 ログイン数 160（区内教員 各校2ログインまで）
- 4 主な発表内容 別紙のとおり

主な発表内容

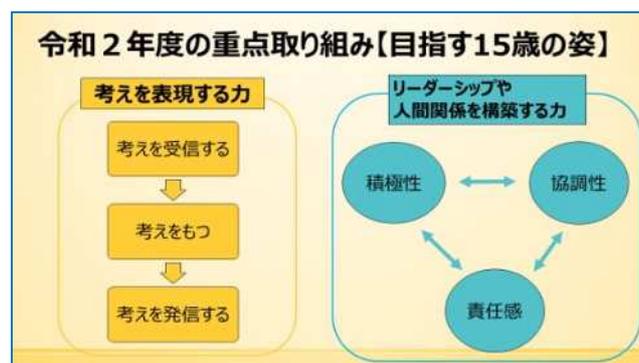
【小中一貫教育実践事例発表の部】

- (1) 練馬区小中一貫教育について
- (2) 令和2年度の重点取組に基づく実践事例の発表

《重点取組1》小中一貫教育グループおよび小中一貫教育校における「目指す15歳の姿」の明確化

○開進第四中学校グループ
(開進第四中学校、開進第四小学校、仲町小学校)

「アンケート調査による教師の指導観の共有化」
アンケート調査を行い、各校教師が描いている「目指す15歳の姿」を整理した。



○石神井西中学校グループ
(石神井西中学校、石神井西小学校、立野小学校、関町小学校)

「各校の教育目標の整理・分析」
4つの小中学校の教育目標を「知・徳・体」で整理し「目指す15歳の姿」を明確にした。

石神井西中学校	叡智 ・自学自習、補充教室	自治・共生 ・石西メソッド、ローテーション道徳	健康 ・体力テスト、パラリンピック教育
石神井西小学校	知○楽しく学ぶ子 ・話の聞き方名人	徳○ともに歩む子 ・学級活動の充実 ・あいさつ	体○はつらつと活動する子 ・石西サーキット
関町小学校	知○考える子 ・関小スタンダード	徳○思いやりのある子 ・議論する道徳 ・異学年交流の充実	体○じょうぶな子 ・駅マラソン ・運動朝会
立野小学校	知○すすんで学ぶ ・立野スタンダード	徳○あたたかい心をもつ ・議論し考える道徳 ・「自分も人も大切に」	体○つよい体をつくる ・長縄跳び、運動朝会
内容	・各校で学習規律を高める取り組みがなされている。	・道徳教育に力を入れている。	・体力向上の場と時間を設けている。

《重点取組2》いじめや不登校等の防止など豊かな心の育成に向けた取組の実践・研究

○石神井西中学校グループ
(石神井西中学校、石神井西小学校、立野小学校、関町小学校)

「相手を思いやり、励ます言葉の交流」
励まし合う言葉について考えたり触れたりすることでいじめ防止につなげる。

石神井西中学校グループ「豊かな心を育む取組」 令和2年度の交流「思いやりの飛行機」

○一人一つの紙飛行機に、
友達の良いところを書く。

○動画による交流
時間：3～5分

内容：学校の様子、
他校への励ましの言葉。



○開進第一中学校グループ
(開進第一中学校、開進第一小学校、
早宮小学校)

「教師・保護者・地域による児童・生徒の見守り」
「あいさつ運動」と保護者による地域の「防犯
パトロール」を一体化し、他者との交流を深
める。

開進第一中学校グループ
「豊かな心を育む取組」
PTA防犯パトロールと連携協力した
新しい「あいさつ運動」の展開



(3) 小中一貫教育グループの特色ある取組の発表

○開進第三中学校グループ
(開進第三中学校、開進第二小学校、
開進第三小学校)

「乗り入れ授業、挨拶交流の取組」
中学校教員による小学校での乗り入れ授業や
中学生による挨拶交流により、中一ギャップの
解消につなげている。



○開進第四中学校グループ
(開進第四中学校、開進第四小学校、
仲町小学校)

「小中交流教室を活用した取組」
中学校一日体験により、第6学年の児童が中学
校へ進学した際の不安の軽減につなげている。

開進第四中学校グループの特色ある取組
中学校での一日体験 (授業体験、給食体験)



(4) 小中一貫教育校 大泉桜学園の取組の発表

開校から10年を迎えた大泉桜学園。

I期(第1学年～第4学年)、II期(第5学年～
第7学年)、III期(第8、9学年)ごとに目指す児
童生徒の姿を明らかにし、道徳科の授業を中心
に研究を積み重ねている。

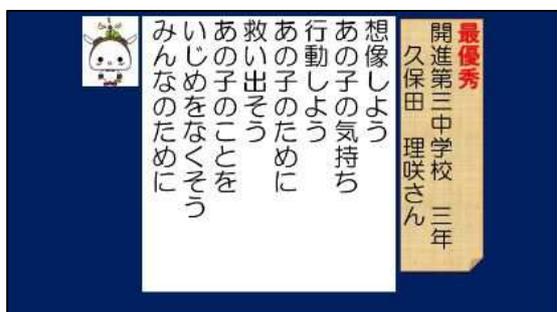
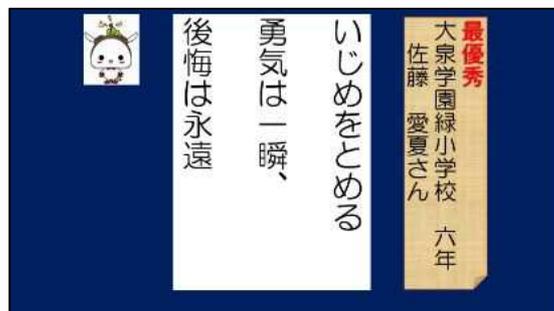
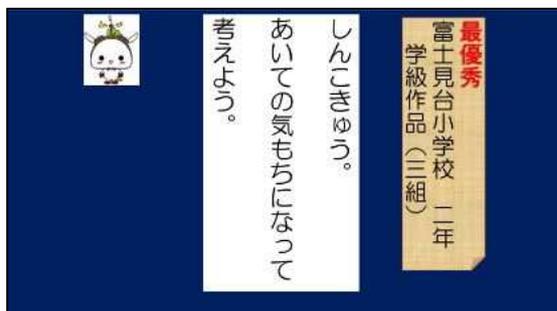
【研究主題】

小中一貫教育の特色を生かした
「命の教育」の充実
～小中教師の協働を生かした
「生命を尊重する」態度
を育む道徳授業の創造～

【いじめ防止実践事例の部】

(1) いじめ防止における練馬区教育委員会の取組について

(2) いじめ撲滅宣言入賞者およびいじめ防止実践事例学校奨励賞受賞校の紹介



(3) いじめ防止実践事例学校奨励賞受賞校の事例発表

<幼児・児童・生徒対象部門>

○高松小学校

「代表委員会によるあいさつ運動・クリーン運動の実施」

「何でも相談期間の実施」



<教員研修部門>

○大泉第一小学校

「校長を中心としたいじめに関する校内研修」

いじめ防止実践事例『教員研修部門』

大泉第一小学校の取組 教職員に向けて

- ◆いじめ防止等に関する『校長室だより』にて教職員研修の実施
- ◆年間を通して『生活指導夕会』にて問題行動や解決策の研修実施

いじめ防止実践事例『教員研修部門』

大泉第一小学校の取組 **全校児童に向けて**

『いじめ0宣言』

大一小 いじめ0宣言(せんげん)

◎いじめは「犯罪(はんざい)」です。
◎いじめは「絶対(ぜったい)」にはいけません。
◎いじめをみたら「注意(ちゅうい)します」。
◎いやなことをされたら「いや」といいます。

【いじめ 5ヶ条】

- 1 悪口(わるぐち)・かけぐち
- 2 暴力(ぼうりょく)・おどし
- 3 むし・仲間(なかま)はずれ
- 4 物(もの)かくし・らくがき
- 5 インターネットでのいじめ

◆年度当初に学校経営方針にて各教職員に周知し教室に掲示する。
◆全校朝会や集会などで校長から全校児童に講話する。
◆担任が日々の学級経営で、児童にいじめ0宣言について話す。

<保護者・地域との連携部門>

○大泉北中学校

「PTAと連携した挨拶運動」

「児童館との連携」

地域連携① **あいさつ運動**

凡事徹底 心を形に



学校支援コーディネーター



地域住民 ↔ 学校職員 ↔ 保護者

地域連携② **地域児童館との連携**

凡事徹底 心を形に

情報・指導の共有

- ①年度はじめの顔合わせ
- ②定例のミーティング
- ③てんとうむしの集い(児童館運営委員会)



【小中一貫教育の取組まとめポスター・いじめ撲滅宣言入賞者の作品掲示】

本庁舎 1階 アトリウムにて

令和3年2月18日(木)～2月26日(金) 11:00まで

令和3年3月11日
教育振興部副参事

区立小中学校における不登校等の状況について

コロナ禍の現在、区立小中学校では、「練馬区立学校（園）感染予防のガイドライン」に基づき、感染防止策を行いながら教育活動を進めている。そうした状況において、新型コロナウイルス感染症が児童生徒への登校状況に及ぼしている影響を把握するために、令和2年11月末日時点での不登校および出席停止を受けている児童生徒の状況について調査を行ったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 調査対象 区立小学校（65校）および中学校（33校）
- 2 調査方法 質問紙調査
- 3 調査対象期間 令和2年6月1日～令和2年11月30日
（令和2年4月7日から令和2年5月31日までは、全校臨時休業）

4 調査結果

（1）不登校の人数等

不登校は、文部科学省の定義により、病気、経済的理由による欠席、出席停止等を除き、年間で30日以上欠席した者を不登校としているが、本調査においては、11月末日までの結果であることを踏まえ、13日以上欠席とする。

なお、出現率は全児童生徒数に対して不登校児童生徒数が占める割合を表している。

	小学校		中学校	
	令和2年11月末	令和元年11月末	令和2年11月末	令和元年11月末
不登校の人数	340人	328人	595人	602人
出現率	1.02%	0.99%	4.51%	4.60%

(2) 出席停止の人数

新型コロナウイルス感染症の罹患や予防、陽性者との濃厚接触等により出席停止扱いとなっている人数とする。

出席停止の日数	小学校	中学校	計
出席停止 13 日以上	283 人	134 人	417 人
うち出席停止 30 日以上	89 人	42 人	131 人
うち出席停止 90 日以上	29 人	10 人	39 人

※ (1) の不登校の基準日数に合わせ、13 日以上の出席停止の人数を基準とした。また、11 月末までの授業日数がおおよそ 120 日であり、その 1/4 である 30 日および 3/4 である 90 日についても結果をまとめた。

5 出席停止の児童生徒への対応

新型コロナウイルス感染症の罹患や予防、陽性者との濃厚接触等により、出席停止が 13 日以上となっている児童生徒 417 人に対し、在籍している小学校 55 校、中学校 26 校では、次のとおり「心のケア」および「学習の保障」を行っている。

(1) 心のケアについて

全ての該当校において、担任等は、電話、手紙、Web 会議システム等により全ての該当児童生徒とコミュニケーションをとっている。また、おおよそ 5 割の学校では、児童生徒が放課後等に登校し、担任等が面談を行っている。

(2) 学習の保障について

全ての該当校において、学習プリント、ドリル、教科書等を活用した課題や、オンライン学習（オンデマンド型の動画や Web 会議システムの活用）により学習保障をしている。また、おおよそ 3 割の学校では、児童生徒が放課後等に登校し、担任等が直接学習課題の提示や指導を行っている。

令和 3 年度図書館特別館内整理日について

練馬区立図書館条例（平成 5 年 3 月練馬区条例第 42 号）第 4 条第 2 項および練馬区立図書館条例施行規則（平成 5 年 3 月練馬区教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項に基づき、令和 3 年度の特別館内整理日を下記のとおり設定する。

特別館内整理日には、図書館資料の整理（電算上の目録データと実物の資料を照合し、資料の有無および目録データの正誤を確認することにより、目録データの精度の保持および資料検索・予約等の利用者サービスの維持を図る。）および施設設備の点検等を行う。

記

1 設定期間

各館の設定期間は、裏面のとおりとする。

2 周知方法

区報、図書館ホームページ、各館おやすみカレンダー、ポスターにより周知する。

図書館名	令和3年度特別館内整理期間（実施日順）	日数
春日町図書館 （指定管理）	令和3年5月24日（月）から5月28日（金）まで	5日間
光が丘図書館	令和3年6月4日（金）から6月10日（木）まで	7日間
南大泉図書館 南大泉図書館分室 （指定管理）	令和3年6月28日（月）から7月2日（金）まで	5日間
貫井図書館 （指定管理）	令和3年9月6日（月）から9月10日（金）まで	5日間
小竹図書館 （指定管理）	令和3年10月18日（月）から10月22日（金）まで	5日間
関町図書館 （指定管理）	令和3年11月15日（月）から11月19日（金）まで	5日間
練馬図書館	令和3年12月6日（月）から12月10日（金）まで	5日間
石神井図書館 （指定管理）	令和4年1月17日（月）から1月21日（金）まで	5日間
稲荷山図書館 （指定管理）	令和4年1月24日（月）から1月28日（金）まで	5日間
南田中図書館 （指定管理）	令和4年1月31日（月）から2月2日（水）まで	3日間
平和台図書館 （指定管理）	令和4年2月14日（月）から2月18日（金）まで	5日間
大泉図書館 （指定管理）	令和4年2月28日（月）から3月4日（金）まで	5日間

令和 3 年 3 月 11 日

こども家庭部こども施策企画課

「練馬こども園」の認定について

区は、独自の幼保一元化の取組として、通年で 9 時間から 11 時間の預かり保育や 0～2 歳児の預かり保育を行う私立幼稚園を「練馬こども園」として認定している。

この度、新たに私立幼稚園 1 園を認定する。

1 新たな認定

- (1) 園名 北町カトリック幼稚園 練馬区北町 3-16-1
- (2) 形態 短時間型（預かり保育時間 9 時間 30 分（8：30～18：00））
- (3) 定員 15 人

2 今後の予定

- 3 月中旬 認定
- 4 月 1 日 開始

参考

(1) 認定園数（令和 3 年 2 月認定状況）

21 園（実園数 20 園 ※低年齢型 1 園と標準型 1 園が重複）

標準型：18 園 短時間型：1 園 低年齢型：2 園

(2) 定員（令和 2 年 4 月）

3～5 歳児対象 1,419 人

0～2 歳児対象 10 人

令和 3 年 3 月 11 日
こども家庭部こども施策企画課
練馬子ども家庭支援センター

児童相談体制の充実・強化について

児童相談体制の充実には、練馬子ども家庭支援センター（以下「子セン」という。）の充実・強化と児童相談所との連携強化が不可欠である。そのため、令和 2 年 7 月には、都区共同で練馬区虐待対応拠点（以下「拠点」という。）を設置し、都区連携の強化を図ることで、対応の充実を図ってきた。

児童相談体制をさらに充実・強化するための取組等について、以下のとおり報告する。

1 拠点における都区協働の新たな取組

拠点は大きな成果を上げており、今後、拠点における迅速かつ一貫した児童虐待への対応をさらに強化するため、令和 3 年度に都区協働の新たな取組を開始する。

〔取組の内容〕

都区それぞれで受け付けた虐待通告について、拠点において都区共通のチェックリストを用いた初期対応機関の振り分けを行う。

現在、虐待通告を幅広く受け付けられるよう、都区それぞれが受付窓口を設置しており、寄り添い支援が必要なものから介入・指導が必要なものまで様々な通告が寄せられている。

通告を受け付けた時点で速やかに初期対応の振り分けを行うことで、これまで以上に都区それぞれの役割に注力でき、都と区の強みを活かした迅速かつ適切な支援につなげる。

（参考）拠点における成果

- ① 都区連携実績（令和 2 年 7 月 13 日から 12 月 31 日まで） 175 件
- ② 連携の効果
 - ・ 日常的な都区職員の情報共有が可能
 - ・ 区内で面接ができることで、相談者の負担が軽減
 - ・ 面接や訪問への同席対応が可能となり、ケース引継ぎが円滑化
 - ・ 拠点からの出動により、移動時間の短縮と迅速な対応が可能

2 子センの充実・強化

増加する児童相談に対応するため、初期対応の振り分けや児童相談所からの事案送致で急増している面前 DV を担当する係を新設する。

また、虐待通告等の検討を行う際に指導・助言を受けるためのスーパーバイザーとして、弁護士や児童相談所の児童福祉司 OB に加え、児童心理司 OB を新たに加える。

3 ICTの活用の検討

今年度、子センにおいて実証実験および試用を行った AI については、都児童相談センターへの援助要請や一時保護の段階で相談記録を抽出できることを確認したが、現場では、それより前の段階でも発見できる機能を望む声が多いことや、国や都が AI やアプリの開発を始めていることから、来年度の導入を見送る。

引き続き、児童相談における ICT の活用について、国や都の動向も見極めつつ、検討していく。

〔東京都版リスク評価アプリ開発の予定〕

令和3年4月から9月・・・複数の区市町村で試行

10月・・・本格実施

障害児保育の充実について

令和 3 年 3 月改定予定、「練馬区教育・子育て大綱」(素案)では、障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細やかな支援を充実することを、子育て分野における重点施策の一つに掲げている。

私立認可保育所等での障害児の受け入れ数の拡大および、区全体の障害児保育の質を高めるため、令和 3 年度より新たに、下記の事業を実施する。

記

1 私立認可保育所への障害児保育巡回指導

目的および概要

私立認可保育所では、これまでに障害児を預かった経験がなく、保育のノウハウが無いため、受け入れが困難な園がある。

そこで、私立認可保育所に対し、障害児や支援を必要とする児童を保育する際の専門的知識、技術、具体的な支援方法等を指導・助言するため、臨床心理士や社会福祉士等による巡回指導を実施する。

対象施設

区内に所在する私立認可保育所 全 130 か所

回数

1 か所につき年 1 ~ 2 回

2 地域型保育施設における区独自の障害児受入加算

目的および概要

小規模保育事業や家庭的保育といった地域型保育施設では通常、障害児の受け入れは行っていないが、入所後に療育施設への通所等が必要となる児童が発生する場合がある。こうした際に適用される、国が定める地域型保育給付費(国基準額)の障害児保育加算のみでは、職員 1 名の配置が困難な実態がある。

そこで、職員の加配に必要な国基準額の加算に対して、区独自に上乘せ支給を行う。

対象施設

区内に所在する地域型保育施設 全 101 か所

3 私立認可保育所への就学相談事業の実施

目的および概要

私立認可保育所では、翌年に就学を迎える障害児について、個々の児童の障害や発達の状態に応じた就学先を決定するため、小学校との情報共有や保護者からの相談に的確に対応していく必要がある。

そこで、私立認可保育所での障害児の就学相談に関する知識や制度の周知を強化するため、オンラインで就学相談事業説明会を実施する。

対象施設

区内に所在する私立認可保育所 全 130 か所

実施時期

令和3年6月 感染症予防のため、オンラインによる配信を予定

令和3年3月11日
こども家庭部保育課

私立認可保育所「にじいろ保育園大泉学園南」土地および建物の寄付受領について

1 内容

私立認可保育所「にじいろ保育園大泉学園南」（以下「保育園」という。）について、当該土地および建物の所有者から区に対して、寄付の申込みがあった。この申込みを受けて、区は寄付の受領を決定したので報告する。

2 寄付対象物件

項目	概要
所在地	練馬区東大泉六丁目 34 番 18 号 (西武池袋線大泉学園駅 徒歩 7 分)
土地	面積 974.28 m ² ・第一種中高層住居専用地域
建物	鉄骨造 2 階建 1 棟、延床面積 573.77 m ²
施設	私立認可保育所「にじいろ保育園大泉学園南」（定員 84 名） ライクアカデミー株式会社 平成 27 年 3 月築（平成 27 年 4 月開設）
運営形態	所有者と保育事業者の間で建物賃貸借契約を締結し、保育事業者が保育園を運営
所有者からの要望	保育事業者との建物賃貸借契約の承継を要望
寄付受領予定日	令和 3 年 4 月 1 日

3 寄付受領後の取扱い

保育事業者との建物賃貸借契約を承継する。

(1) 建物賃貸借契約期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 17 年 3 月 31 日 [14 年間（原契約開始から 20 年間）]

(2) 土地・建物賃料

月額 140 万円（税別）

(3) 敷金

1,000 万円